

令和5年度
石川県包括外部監査報告書

令和6年3月

石川県包括外部監査人
公認会計士 古谷 まゆみ

本書は、包括外部監査人から提出された「令和5年度包括外部監査報告書」を
石川県が印刷・発行したものです。

委託契約に関する事務の執行について

目次

第一. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件として選定した理由	1
4. 外部監査の対象	1
5. 外部監査の方法	1
6. 外部監査の実施時期	2
7. 包括外部監査人及び補助者	2
8. 利害関係	2
9. 指摘及び意見の定義	2
10. その他	2
第二. 監査対象の概要	4
1. 委託契約	4
2. 県における委託契約の概要	7
第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要	11
1. 監査対象の抽出方法及び対象件数	11
2. 実施した監査手続きの概要	13
第四. 監査結果	18
1. 総括的な意見	18
2. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表	25
第五. 個別監査結果について	30
A. 総務部	30
B. 危機管理監室	47
C. 企画振興部	59
D. 県民文化スポーツ部	76
E. 健康福祉部	86
F. 生活環境部	109
G. 商工労働部	119
H. 観光戦略推進部	132
I. 農林水産部	142
J. 競馬事業局	156
K. 土木部	164
L. 出納室	188
M. 教育委員会	190
N. 公安委員会	204
第六. 最後に	212

第一. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。)第 252 条の 37 の規定による監査

2. 選定した特定の事件

委託契約に関する事務の執行について

3. 事件として選定した理由

近年、全国の地方公共団体が、委託契約を推進しており、石川県(以下「県」という。)においても、令和 2 年 3 月策定の「行政経営プログラム 2020」で、重要な施策の一つとして「民間委託の推進」を掲げている。これは、民間のノウハウや創意工夫を活用して、県民のニーズを満たすという効果を維持しつつ、業務を効率化するという目的がある。県は職員数の削減を進めてきたこともあり、職員のマンパワーに限界があることから、民間委託の推進は重要かつ必要な施策であると理解できる。一方で、全国的に職員の経験喪失など、民間委託の課題が指摘されることもあり、これまで推進してきた民間委託について、外部の視点で、経済性・有効性・効率性の観点で検討することは、意義があると考えた。

また、県の一般会計の歳出に占める委託費の割合は、平成 25 年度で 3.5%(198 億円)に対し、令和 3 年度には感染症対策に係る委託費が含まれている影響があるものの 5.7%(395 億円)に増加しており、重要性が増してきていることから、委託契約を監査対象として、関係法令等への合規性をはじめ、経済性・有効性・効率性の観点で監査を行うことは、持続可能な財政基盤の確立に資すると考えた。

このような状況を踏まえて、「委託契約に関する事務の執行」を監査対象とすることが有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象

(1) 監査対象部局

総務部、危機管理監室、企画振興部、県民文化スポーツ部、健康福祉部、生活環境部、商工労働部、観光戦略推進部、農林水産部、競馬事業局、土木部、出納室、教育委員会、公安委員会

(2) 対象年度

令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じ令和 3 年度以前又は令和 5 年度の情報も参考とした。

5. 外部監査の方法

(1) 実地監査の監査要点

- ・委託に関する事務が法令、条例、規則等に準拠しているか
- ・委託先の選定が適切か

- ・委託料は合理的、かつ適切に算定されているか
- ・委託の実績が適切に把握されているか(履行管理が適切か)
- ・委託の効果が適切に把握され、検証されているか
- ・再委託契約の契約事務、理由等は適切か
- ・過年度包括外部監査の結果を受けた措置が適切に機能しているか

(2) 監査手続

「第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要」に詳細を記載している。

6. 外部監査の実施時期

令和5年6月20日から令和6年3月29日まで

(実地監査は令和5年8月2日から令和5年11月14日)

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	古谷 まゆみ
補助者	公認会計士	松下 要
	公認会計士	平田 耕太郎
	公認会計士	上原 久和
	公認会計士・弁護士	細見 孝次
	弁護士	安部 史郎
	税理士	笹賀 義晴

8. 利害関係

県と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第252条の29の規定による利害関係はない。

9. 指摘及び意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

10. その他

単位未満の端数は切り捨てて表示している。そのため、報告書の表の合計(又は差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(又は差額)とが一致しない場合がある。

複数の年度において決算数値の推移を記載する場合等、報告書に記載する便宜上、金額単位を例えば百万円単位、千円単位などに変更することがある。なお、決算数値の金額がない場合は「－」と表記している。

複数の年度における決算数値の推移を記載した表や、契約内容を説明する表では、平成を「H」、令和を「R」と表記している。

担当所属名は令和4年度の名称を表記している。

予定価格は予算執行者が決定するものであり、予定価格決定の参考資料となる積算根拠(設計価格と表現する部局もある)とは異なるものと整理される。そのため、積算について記述する場合、正確には「予定価格の参考とする積算根拠」や「予定価格の根拠となる価格の積算」などと表現すべきであるが、本報告書で個別監査対象とした契約の予定価格と積算根拠が一致していたこともあり、「予定価格の積算」や「予定価格の積算根拠」と表現している。

第二. 監査対象の概要

1. 委託契約

(1) 委託契約の定義

契約とは、一定の法律効果の発生を目的とする相対立する二個以上の意思表示が合致することによって成立する法律行為である。

自治体が行う契約は、公金が支出されることから競争性が求められ、入札等においては公平性が求められ、価格面では経済性の確保が求められる。また、競争性及び公平性を担保するために契約結果等を公開するなどの透明性も求められるという特徴がある。¹

委託とは、自治体がすべき法律行為又は事実行為を他の者に依頼することである。

委託には、公法上の委託と私法上の委託があり、公法上の委託とは、歳入の徴収又は収納の委託、支出事務の委託、公の施設の管理委託等で、個別の法令に基づくものである。私法上の委託とは、自治体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的なもので、特殊の技術、高度の専門的な知識又は特殊の設備等を必要とする事務、事業、研究といったものが含まれ、個別の法令に基づかないものである。

(2) 委託契約の締結方法

契約の締結方法とは、契約の相手方を選択する方法を意味している。民法では契約自由の原則(民法第 521 条)が定められているが、自治体においては、固有の制限が設けられている。契約の相手方を選択する方法に関しては、公平性の観点から自由に選ぶことができず、地自法第 234 条第 1 項により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により相手方を選択するよう定められている。また、経済性の観点から、最も有利な価格を提示した相手方と契約を締結するのが基本となっており、同第 2 項により、一般競争入札によることが原則で、指名競争入札、随意契約又はせり売りは特定の条件の下に認められる方法となっている。なお、せり売りは、参加者が互いに他の者の申出価格を知って競争する方法であり、動産の受払契約でその性質がせり売りに適している場合に限り行うことができる(地方自治法施行令(以下、「施行令」という。)第 167 条の 3)ものであるため、委託契約の締結方法となり得ない。したがって、委託契約の締結方法は、一般競争入札が原則で、特定の条件の下に指名競争入札、随意契約が認められることとなる。²

各契約締結方法の定義及び特定の条件は以下の通りである。

① 一般競争入札

公告によって、不特定多数の者を誘引して入札によって競争を行わせ、その入札者のうちから最も有利な条件をもって入札した者を落札者とする方法である。

② 指名競争入札

¹ 当該段落の記述は、樋口満雄『自治体契約事務のチェックポイント』21 頁(学陽書房 2021)を参考にした。

² 当該段落の記述は、江原勲『詳説 自治体契約の実務 改正民法対応版』22、23 頁(ぎょうせい、2020)を参考にした。

県が、資力、信用その他について適当と認める複数の者を選択して、それらの者を入札の方法により競争させ、県に最も有利な条件で申込みをした者を落札者とする方法である。

指名競争入札は、以下の場合に限り行うことができる(施行令第 167 条)。

⑦工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

⑧その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付するの必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき

⑨一般競争入札に付することが不利と認められるとき

なお、先にも記載した通り、一般競争入札及び指名競争入札は、どちらも競争入札であることから、最も低く有利な価格を入札した業者を選定することが原則となる。しかし、最も有利な価格で入札した者により、契約内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる場合等は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最も低い価格の者を落札者とする事ができるとしている(低入札価格調査制度(施行令第 167 条の 10 第 1 項、第 167 条の 13))。また、内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者を落札者とする事ができるとしている(最低制限価格制度(施行令第 167 条の 10 第 2 項、第 167 条の 13))。さらに、価格と価格以外の要素を総合的に評価したうえで、最も有利な者を落札者とする方法も認められている(総合評価競争入札(施行令第 167 条の 10 の 2、第 167 条の 13))。

③ 随意契約

競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定し、契約を締結する方法である。随意契約は、以下の場合に限り行うことができる(施行令第 167 条の 2 第 1 項)。

⑩予定価格が以下の限度額を超えないとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)

契約種類	限度額	関連する科目
工事又は製造の請負	250 万円	印刷製本費、工事請負費により支出するもの
財産の買入れ	160 万円	報償費(物品購入に係るものに限る)、需用費(事務連絡費、印刷製本費、修繕料及び光熱水費を除く)、原材料費、公有財産購入費及び備品購入費により支出するもの
物件の借入れ	80 万円	使用料及び賃借料により支出するもの
財産の売払い	50 万円	財産売払収入により収入するもの
物件の貸付け	30 万円	財産貸付収入により収入するもの
その他のもの	100 万円	役務費、委託料及び修繕料などにより支出するもの

④不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

⑤障害者支援施設等に係る以下の契約をするとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)

1	障害者自立支援法に規定する障害者支援施設等、障害者基本法に規定する小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買入れる契約
2	障害者支援施設等、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約
3	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約

⑥新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買入れるとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号)

⑦緊急の必要により競争入札に付することができないとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)

⑧競争入札に付することが不利と認められるとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)

⑨時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる見込みのあるとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号)

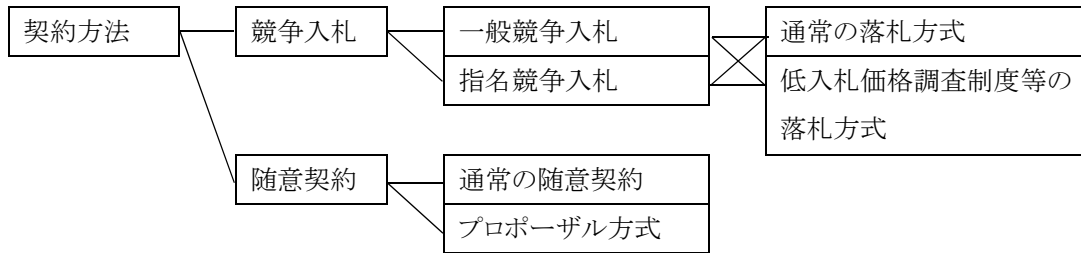
⑩競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号)

⑪落札者が契約を締結しないとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号)

任意に特定の者を選定する方法としては、特定の者のみに対応可能であれば、当該業者、⑦によって随意契約を行う場合などは、複数業者が業務を履行可能なため、複数者の見積合わせを行って選定される。その他、プロポーザル方式による相手先の選定も随意契約に区分される。プロポーザル方式とは、「その性質又は目的が競争入札に適しないと認められる業務を発注する場合に、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関

する提案書の提出を受け、提案書をもとに、原則としてヒアリングを実施したうえで審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方式³である。企画提案で選んだ者と随意契約により契約締結することとなる。

契約の締結方法をまとめると次の通りとなる。



(3) 委託契約の種類

委託契約の種類は次の通りまとめられる。⁴

契約年数	予算	種類	根拠規定(地自法)
単年度	確保	単年度の歳出予算による契約	第 210 条、第 216 条
複数年	確保	債務負担行為による契約	第 214 条
		継続費による契約	第 212 条
		繰越明許費による契約	第 213 条
	未確保	長期継続契約	第 234 条の 3

予算は単年度主義が原則であるため、単年度の歳出予算による契約が原則的な取扱いとなる。複数年の契約を行うには、複数年の予算を債務負担行為として計上するか、継続費として当初から複数年の支出を予定するか、何らかの理由で年度内に支出が終わらない場合に繰越明許費として予算の範囲内で翌年度に繰り越す必要がある。

電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約や不動産を借り入れる契約等、自治体が存続する限り 1 日も欠かすことができない業務に係る契約については、毎年契約更新するよりも長期間の契約とするのが合理的であるとの考えから、複数年の予算を確保せず、債務負担行為を計上する必要がない契約として長期継続契約が認められている。長期継続契約は、例外的な取扱いであるため、締結できる契約は地自法に定める場合と各自治体の条例等に定める場合に限定される。⁵

2. 県における委託契約の概要

(1) 委託契約に係る規則等

³ 江原勲『詳説 自治体契約の実務 改正民法対応版』120 頁(ぎょうせい 2020)

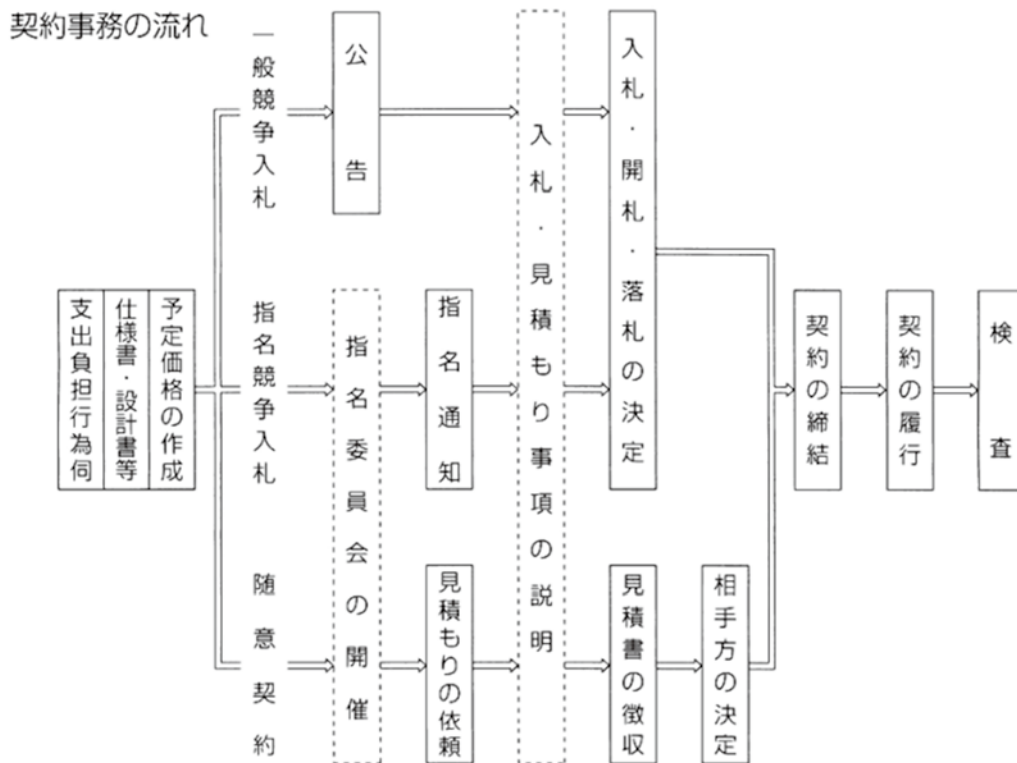
⁴ 樋口満雄『自治体契約事務のチェックポイント』29 頁(学陽書房 2021)の表を参考にした。

⁵ 当該段落及び前段落は江原勲『詳説 自治体契約の実務 改正民法対応版』124 頁(ぎょうせい 2020)を参考にした。

委託契約に係る県の規則としては、石川県財務規則(以下、「県財規」という。)、石川県財務規則取扱要綱(出納関係)(以下、「出要綱」という。)、石川県財務規則取扱要綱(物品関係)、石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(以下、「特規」という。)が存在する。その他、建設工事関係の委託に関しては、土木部長や土木部監理課長による通知など、各部局から発出されている通知が存在する。

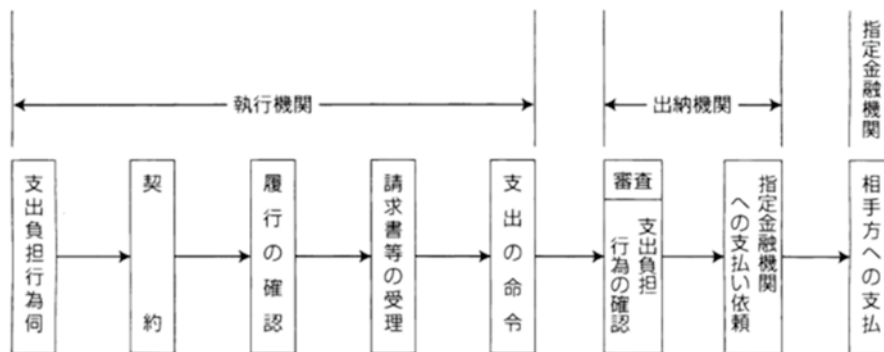
(2) 委託契約に係る事務手続

委託契約に係る主な事務手続は次の通りである。



(出所:会計事務の手引「契約」より)

【支出事務の流れ】



(出所:会計事務の手引「支出」より)

(3) 民間委託の推進状況

県では令和2年3月策定の「行政経営プログラム2020」で、重要な施策の一つとして「民間委託の推進」を掲げている。内容としては、給与支給事務及び准看護師試験の委託導入、浄水運転監視業務及び犬猫の飼育・譲渡業務、犬捕獲業務の委託範囲の拡大を掲げている。令和4年度には掲げられた施策が実行されていた。また、委託導入施策については、委託できる業務を洗い出し、民間委託とすることで業務の効率化を、委託範囲を拡大した事業については、既存の職員の定年退職等に際し新規職員採用ではなく委託で対応する形で県の支出額が削減されている。

今後の民間委託の推進については、これまで同様、各課で事業別に民間委託による効率化や経費削減の余地がないか検討し、予算編成のタイミングで委託の妥当性を検証後、委託導入・委託範囲の拡大の要否について決定していく方針である。

(4) 委託料の推移

一般会計及び特別会計(地方公営企業除く)の過去5年間の委託料、歳出額、歳出額に占める委託料の割合は次の通りである。感染症対策等が影響して委託料の比率は3%程度から6%程度まで増加している。

(単位:百万円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
委託料⑦	26,415	28,021	45,527	43,600	56,970
一般会計	23,508	24,955	41,808	39,519	53,263
特別会計	2,907	3,066	3,719	4,082	3,707
歳出額⑧	859,703	902,146	940,167	1,003,514	936,490
一般会計	552,164	560,327	644,745	694,033	659,368
特別会計	307,539	341,819	295,422	309,481	277,123
割合⑦÷⑧	3.1%	3.1%	4.8%	4.3%	6.1%
一般会計	4.3%	4.5%	6.5%	5.7%	8.1%
特別会計	0.9%	0.9%	1.3%	1.3%	1.3%

(出所:石川県歳入歳出決算書及び決算説明書類より監査人が作成)

一般会計の委託料について、款⁶名別の推移は以下の通りである。款名は部局名と似ているが、必ずしも似た名称の部局で事業が行われているわけではない。

(単位:百万円)

款名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
議会費	17	17	17	19	15
総務費	1,443	1,539	1,793	1,546	1,720

⁶ 款とは、地自法によって定められている予算の区分のひとつである。歳出予算については、款・項・目・節というそれぞれの区分が法令上定められている。

款名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
企画振興費	329	325	399	418	444
県民文化スポーツ費	1,586	1,441	1,628	2,257	2,158
健康福祉費	1,634	1,397	(*1)12,938	7,621	8,625
生活環境費	431	452	455	471	520
商工労働費	1,432	1,608	1,991	2,110	3,425
観光費	738	809	2,769	6,162	(*2)17,076
農林水産業費	2,221	2,827	3,022	2,665	2,674
土木費	10,879	11,224	13,242	13,137	12,816
警察費	916	988	831	840	875
教育費	1,872	2,164	2,248	2,250	2,197
災害復旧費	9	162	475	23	718
合計	23,508	24,955	41,808	39,519	53,263

(出所:石川県歳入歳出決算説明資料より監査人が作成)

(*1) 新型コロナウイルス感染症対応関連で委託費が増加している。

(*2) 新型コロナウイルス感染症からの再生・成長支援プログラム関連で委託費が増加している。

特別会計の委託料について、会計別の推移は次の通りである。特別会計の委託料は公営競馬特別会計が多くを占める状況である。

(単位:百万円)

特別会計名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
国民健康保険	8	9	40	33	43
母子父子寡婦福祉資金	0	0	0	0	0
流域下水道事業費(*)	1,042	911	—	—	—
中小企業近代化資金貸付金	3	1	1	2	5
就農支援(*)	0	0	—	—	—
林業改善資金	0	0	0	0	0
沿岸漁業改善資金	0	0	0	0	0
公営競馬	1,739	2,002	3,509	3,919	3,512
港湾整備	111	138	165	124	134
育英資金	3	4	4	3	12
合計	2,907	3,066	3,719	4,082	3,707

(出所:石川県歳入歳出決算説明資料より監査人が作成)

(*)R 元年度末で廃止した特別会計である。

第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要

1. 監査対象の抽出方法及び対象件数

(1) 監査対象の抽出方法

令和4年度に予算化された委託料について、県から附記⁷単位で以下の事項が入力されたデータを入手した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・所管部局・所管課・会計区分・附記名・契約先・契約方法・当初予算額、補正予算額、補正後予算現計・補正後予算現計の財源内訳(国支出金、特定財源、一般財源に区分) |
|--|

そのうち、金額的重要性を考慮し補正後予算現計が1,000万円を超える附記(全附記1,079件中316件)から、部局の隔たりに留意した上で166件の附記を抽出した(以下、「一次抽出」とする)。

なお、複数の部課において、同一の附記で契約方法や財源に共通性がある場合は、監査の効率性の観点から、代表的な部課の附記を抽出している(例えば「庁舎管理等委託料」は総務部管財課のみを抽出)。また、コロナ対応などの臨時的な委託契約や、令和4年度の包括外部監査で監査対象となった外郭団体との委託契約などは除外している。さらに、1,000万円以下の附記のうち、「行政経営プログラム2020」(令和2年度～令和6年度)の改革項目「アウトソーシング(民間委託)の推進」に掲げた外部委託化の対象附記を追加している。

一次抽出した附記に関して100万円超(工事の委託契約に関しては1,000万円超)の契約について、以下の事項が入力されたデータを入手した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・契約締結所属・名称・委託先・委託概要・契約年月日・契約変更の有無・契約方法及び業者数(応札者数、見積徴収通知者数) |
|--|

⁷ 附記とは、歳出予算に係る節の説明区分(県財規第9条第3項)である。県の予算は、地自法によって一定の区分を設けて管理を行うこととされており、そのうち、歳出予算については、款・項・目・節というそれぞれの区分が法令上定められている。その下の区分は県が独自に設定でき、石川県では、節の説明区分を附記としている。

- ・契約期間
 - ・完了年月日
 - ・再委託の有無
 - ・同一契約先との通算契約期間
 - ・その他(長期継続契約か否か、同一契約先の場合の過去2年の契約金額等)
- <単価契約以外>
- ・契約金額
 - ・変更契約後の契約金額(最終金額)
 - ・予定価格
- <単価契約>
- ・契約単価
 - ・変更契約後の契約金額(最終金額)
 - ・年間支出予定総額及び実績

166件の附記の100万円超(工事関係は1,000万円超)の契約は824件であり、当該契約から主に以下の観点により74件の監査対象の抽出を行った(二次抽出)。

- ・金額的重要性
- ・1者随意契約
- ・長期間(5年以上)、同一相手先との契約
- ・落札率が高い、低い
- ・入札参加者数が少ない
- ・長期継続契約
- ・「行政経営プログラム2020」(令和2年度～令和6年度)の改革項目「アウトソーシング(民間委託)の推進」に掲げた外部委託化の対象

抽出基準を100万円超としたのは、県財規第129条において、100万円を超えない委託契約の場合、随意契約(以下、「少額随意契約」とする。)が認められていることから、100万円超の委託契約を監査対象とすることに意義があると考えたからである。

なお、少額随意契約とするために意図的な契約分割を行うリスクが考えられるが、県では、締結している契約が一括管理されておらず、現実的に当該リスクに対応する監査手続を実施するのは困難と判断し、各部局に対する質問によって、少額随意契約の意図的な分割の有無を確かめるに留めた。工事関係を1,000万円超の契約としたのは、100万円超では契約数が多く、契約をシステム等で一括管理していないことから、担当部局の事務負担が重すぎると判断したことによる。

その他、委託料には指定管理者への支払いも含まれているが、指定管理は、法的には「契約」ではなく「行政処分⁸」に該当することから、監査の対象から除いている。

⁸ 行政処分とは、行政機関が国民に対し、法令等に基づいて権利を与えたり義務を負わせたりすることである。

(2) 監査対象件数及び金額

抽出後の部局別の監査対象件数等は以下の通りである。1 つの附記に複数の契約が含まれている場合があることから、附記数より監査対象契約数が多い部局もある。（単位：件、千円）

部局名	一次抽出		二次抽出	
	附記数	予算額	契約数	決算額
総務部	6	751,989	8	231,158
危機管理監室	4	305,140	5	227,361
企画振興部	4	345,207	7	209,165
県民文化スポーツ部	18	1,464,462	4	122,953
健康福祉部	35	2,049,866	9	458,089
生活環境部	10	877,278	4	30,857
商工労働部	11	1,218,216	4	260,056
観光戦略推進部	8	340,992	4	70,341
農林水産部	14	1,777,663	5	86,711
競馬事業局	6	3,022,441	4	369,331
土木部	30	9,506,936	9	1,535,112
出納室	1	37,198	1	28,990
教育委員会	11	1,770,082	5	174,271
公安委員会	8	562,150	5	309,387
合計	166	24,029,620	74	4,113,782

2. 実施した監査手続きの概要

(1) 全般的な質問

行政経営課及び監査対象となった所属に対して、以下の視点に留意した上で質問を実施し、書面若しくは口頭による回答を得た。

【全般】

- 新たに委託契約の対象とすべき業務の洗い出し方法、委託契約の導入可否に関する決定方針等は存在するか。存在する場合は合理的か
- 委託契約としている業務について、委託を継続するか否か、経済性・効率性を考慮して検討しているか
- 行政経営プログラム 2020 で民間委託の推進を行った委託契約に関して、全庁的に効果の把握、検討を行っているか
- 県において、契約に関する統計的な把握(契約方法別の契約件数・契約金額、随意契約の割合、随意契約に関して随意契約理由別の契約件数・契約金額等)がされているか。統計的なデータから県の契約に関する取組を定量的に評価しているか。統計的データがない場合は、どの

ように評価しているか

- 委託契約締結に際して、準拠すべき条例・通知等をどのように把握しているか。業務の効率化の観点から、イントラネット⁹に関連する条例・通知が網羅的に掲載されている仕組みの必要性を感じるか

【随意契約の適正化】

- 随意契約の適正化に向けて、どのような取組を行っているか。取組が行われている場合、当該取組が十分か
- 1 者随意契約が継続している場合の、明確な対処方針が存在するか。存在する場合は合理的で、かつ、対処方針に従って実行されているか
- 平成 13 年度分から県の HP で公表している「県出資法人への限度額を超えた随意契約」について、公表による効果を把握しているか

【契約分割】

- 合理的な理由なく、意図的に契約を分割することはないか。意図的な契約分割が生じないための内部統制は存在するかの。存在する場合、当該内部統制が十分か

(2) 個別監査対象に対して実施した監査手続き

第三. 1 において抽出された監査対象に対して、以下の視点に留意した上で、関連資料の閲覧・質問等を実施し、書面若しくは口頭による回答を得た。

【契約書・仕様書】

- 業務の目的が明らかとなっており、業務内容が具体的・定量的に記載され、成果の確認しやすいものとなっているか
- 履行の確認方法等が記載されているか
- プロポーザル型契約の場合、提案内容が適切に反映されているか
- 不要となる場合を除き契約書が作成されているか
- 契約書には、県財規で求める事項が記載されているか(契約の性質又は目的により該当しない事項は記載しなくてよい)
- 契約書には、適切な金額の印紙が貼り付けられているか
- 契約締結が遅延していないか、契約締結前に業務を開始していないか
- 契約者は契約当事者として適切か
- 業務実施者は受託者か(県職員や実質的に県職員への再委託となっていないか)
- 契約書や仕様書で提出を求めている書類をタイムリーに漏れなく入手しているか
- 所定の契約保証金を納めさせているか。免除の場合、要件を満たしているか
- 長期継続契約の場合、通知等に従った対象についてのみ、長期継続契約がなされているか
- 長期継続契約の場合、年数が適切か。通知で定められている契約期間の限度を超えていないか

⁹ 組織内のネットワークをいう。

【再委託】

- 再委託の有無、内容、金額を委託先に確認しているか
- 再委託に関して必要な手続がなされているか
- 契約額に占める再委託額の割合が高すぎないか
- 再委託実施後の確認・検証を行っているか

【契約書の変更】

- 金額変更など、契約を変更する場合において規則等に従った手続がなされているか

【監督・検査】

- 監督員が必要な業務において監督員を指定しているか
- 検査員を任命して、検査をさせているか
- 監督員と検査員は兼ねていないか
- 実質的な業務実施の確認がなされているか。その証跡は残されているか
- 完了報告書や業務実績報告書を入手しているか
- 完了報告書や業務実績報告書の記載内容は、仕様書の記載と整合しているか
- 成果物があるものについては仕様書どおりに成果物が納品されているか

【単価契約】

- 単価契約の場合、実績に基づき適切に精算行為が行われているか

【概算払、前金払】

- 契約書上、概算払、前金払が必要な場合は、当該条項を記載しているか
- 支払手続は適切に行われているか

【支払】

- 請求書等必要な資料を適時に入手しているか、支払手続が遅延していないか
- 業務完了前に支払が完了していないか、支払が完了している場合は、その理由が適切か

【契約方式】

- 契約方式の選択は業務内容等から考えて適切か

【一般競争入札】

- 定められた期日までに公告しているか
- 入札参加者は参加資格を有しているか
- 代理人による入札の場合、委任状を入手しているか
- 入札保証金を納めさせているか。免除の場合、要件を満たしているか
- 有効な入札書を入手しているか
- 落札者の選定は適切か。落札金額は予定価格の範囲内であり最低制限価格を設けたときはそれ以上となっているか
- 委託先が長期間固定化していないか
- 長期間 1 者応札の場合に、適切な対応を行っているか(仕様書見直し、契約方法見直しの必要性検討)

- 想定される人数より入札者が少ない場合に、適切な対応を行っているか(理由の確認、仕様書見直しの必要性検討)

【指名競争入札】

- 定められた期日までに通知しているか
- 県財規に定める以上の入札者を指名しているか
- 入札参加者は参加資格を有しているか
- 代理人による入札の場合、委任状を入手しているか
- 入札保証金を納めさせているか。免除の場合、要件を満たしているか
- 有効な入札書を入手しているか
- 落札者の選定は適切か。
- 辞退者が多い場合の理由を確認しているか(仕様書見直しの必要性検討)
- 委託先が長期に固定していないか

【随意契約】

- 随意契約理由は適切なものであるか
- プロポーザル、見積合わせ等適切な方法が選択されているか
- 1者見積の場合、契約金額の合理性をどのように確かめているか
- 委託先が長期に固定していないか(理由の確認、適正であることをいろいろな視点で検討しているか)

【総合評価方式、随意契約(プロポーザル)】

- 仕様や募集方法等により、参加者が制限されていないか
- 1者応募の場合、その理由を分析しているか
- 参加者は適切か。参加者の適切性をどのように確認しているか
- 客観的な審査基準を設けているか
- 審査基準は事前に公表されているか
- (専門的な提案の場合)選定委員は、提案内容に応じた適切な人材を選んでいるか

【予定価格】

- 予定価格を作成しているか
- 予定価格は入札時又は見積書入手時以前に作成されているか
- 予定価格の積算が十分な根拠に基づいて合理的に行われているか
- 予定価格の開示に関して県のルールに準拠しているか

【支出負担行為】

- 契約決裁は県財規に従い、支出負担行為として整理されているか
- 必要な手続が遅延なく行われているか

【委託の効果】

- 効果の検証はなされているか
- 効果の検証結果を次年度の仕様書に役立てているか

(3) 過年度指摘及び意見への措置に対して実施した監査手続き

石川県の平成 16 年度包括外部監査において、「委託に関する財務事務の執行について」が特定の事件として選定され、当該監査の結果を受けた措置が講じられた。平成 17 年度以降の包括外部監査においては、委託が特定の事件とされた事例はないが、監査報告書及び監査の結果に対する措置を通読すると、委託に関連するものが散見された。そこで、平成 16 年度の包括外部監査に係る指摘・意見に対する措置のほか、平成 17 年度以降の包括外部監査においても、委託に関連すると包括外部監査人が判断した指摘・意見に対する措置を監査対象とし、監査手続を実施した。具体的には、各部局に対して、現在の状況を質問するとともに、追加での監査手続の実施が必要と判断したものについて、必要に応じて令和 4 年度の該当する委託に関して、書類の閲覧、担当者へのヒアリングを実施し、措置状況に改善の必要性がないか検証した。

その結果、過年度の措置に対する指摘や意見が識別されなかったため、報告書での記載は、個別監査対象となった契約で過年度指摘及び意見が付されたものについての措置状況を各委託契約の概要において記載するに留めている。

第四. 監査結果

1. 総括的な意見

本項では、監査の結果、全庁的な対応が必要と考えられる事項に関する意見を記載している。

個別監査から発見された指摘が 5 件、全庁的な対応が必要と考えられる総括意見が 12 件、個別監査から発見された意見が 70 件(総括意見との重複除く)であった。

(1) 全般

① 随意契約の適正化(総括意見1)

随意契約の適正化に向けた各種対応(価格の妥当性検証、外部公表、システム対応)を県として検討すべきである。

随意契約は契約費用の負担が少なく、信頼できる者を相手に選ぶことができる等のメリットがある一方で、契約先選定の公平性や透明性が図られないこと、相手先が固定されることにより、競争性が働かないため契約価格が高止まりする等のデメリットがある。過去の国の検査において、随意契約の法的要件を欠いているものが 8 割弱発見されたとして、財務省が「公共調達 of 適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号)」を発出している。「公共調達の適正化について」では、随意契約によらざるを得ない場合を除いて、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)による調達とすることを求めている。

監査対象となった契約について、随意契約を選択している理由が不適切であると結論付けたものはなかったが、1者随意契約は競争性が確保されないため、契約価格の妥当性の検証を求める意見を個別で行っている。個々の契約で対応を行うだけでなく、監査対象となっていない随意契約についても、契約価格の妥当性を検証する対応を望む。

また、契約先選定の公平性や透明性確保への対応としては、他県では随意契約の内容を事後的に公表している事例が存在する。本県では、「県出資法人への業務委託の内限度額を超えた随意契約一覧表」を平成 13 年よりホームページで公表し、透明性を高めているが、県出資法人との契約は県内で当該団体しか行えない事業が多い状況にあり、他県を参考に、県出資法人だけではなく、全ての契約先について限度額を超えた随意契約を公表し、公平性・透明性を高める対応を検討するよう望む。

参考資料として、東海北陸地方について公表状況を調査し、以下に整理したので、検討に際し利用して頂きたい。

その他、契約情報を網羅的に把握する方策についても検討が望まれる。本県の財務会計システムは、契約方法(一般競争、指名競争、随意契約)、契約先、契約金額等を入力する仕様となっているが、各課で当該課のデータを閲覧・使用できるのみで、部全体や県庁全体ではデータを閲覧・出力する機能が備わっていないとのことであった(システム会社では対応可能だが、イレギュラーな対応となる)。そのため、県として、全ての契約を網羅的に把握できず、契約方法別に契約件数・契約金額なども把握できない状況である。随意契約の適正化に向けた取組みを行ったとしても、どのように改善しているのか全体の把握が正確に行えない状況といえる。当該データがないことで、契約を分割して少額(委託契約であれば 100 万円以下)にすることで随意契約を行うリスクに対応する監査手続の実施も行えない。財務会計システム更新時には、データが有効に利用できる仕様にするよう望む。具体的には、

①一括でデータを吐き出せる機能を設ける

②随意契約に関しては、プロポーザルと見積合わせ(1者、2者等)を区分する

③入札に関しては、1者入札(指名先が複数でも入札は1者)なのか分かるようにすることで、課題が存在する可能性のある契約を、県が適切に把握する上で有用と考える。

(参考)随意契約の公表状況

自治体	公表対象	主な公表内容	公表タイミング	根拠規則等		
石川県	県が25%以上出資または出捐している法人への限度額(100万円)を超える業務委託契約	<ul style="list-style-type: none"> ・契約先 ・契約締結日 ・契約の名称等 ・契約金額 ・所管部局、課 ・適用条項 ・随意契約理由 	年に1度、契約一覧表(PDF)を公表	石川県行財政改革大綱に基づいて公表		
愛知県	支出の原因となる物品役務等の契約で限度額を超える全ての契約(随意契約に限らない) ただし、既に別に公表しているものは除く等の対応有(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・物品役務等の名称及び数量 ・契約締結日 ・契約の相手先 ・契約種別 ・契約金額 ・契約担当所属 	四半期ごとに、部局等ごとに契約状況一覧表(PDF)を作成して公表	契約情報の公表に関する事務処理要領を作成し平成19年3月19日付発出の通知に基づいて公表(※)		
					契約種類	限度額
					製造の請負	250万円
					財産の買入れ	160万円
					物件の借入れ	80万円
					その他	100万円
岐阜県	少額随意契約や(不動産の買入、借入、地上権・地役権の取得などの)特定の者を対象とする契約、建設工事関係は入札情報サービスで公開しているため、それらを除く全ての契約(随意契約に限らない)	<ul style="list-style-type: none"> ・部局所属名 ・入札日 ・契約日 ・契約名称 ・契約金額 ・契約相手先名称 ・節、細節 ・契約方法 ・入札執行一覧表又は随意契約説明書 	毎月の契約情報を翌々月上旬に公表(システムで検索)	県の内部通知に基づいて公表(※)		

(出所:監査人が各県のウェブサイトで公表されている情報より作成)

※についてはウェブサイトで公表されておらず、聞き取りにより記載している。

(2) 契約書関係

① 暴力団排除条項の記載(総括意見 2)

暴力団排除条項については契約書に記載する必要がある。

個別監査の実施において、契約書に暴力団排除条項の記載がないものが散見された。委託契約書の契約文例は、「石川県文書例式」の別表第 2(第 7 条関係)、契約文例 11 に例示されているが、当該契約文例を見ると、暴力団排除に関する条項は記載されていなかった。また、実際の運用において、必ずしも契約文例から契約書を作成しているわけではなく、担当者が契約締結に際し個別に情報収集して契約書を作成している状況が伺えた。そのため同じ課内であっても担当者によって条項の有無が異なっている状況が確認できた。

暴力団排除条項については契約書に記載するとともに、適切な契約書が作成されていることをチェックする体制を整備する必要がある。なお、委託先だけでなく、再委託先に関しても暴力団排除条項に従うような条項とする必要があることも留意頂きたい。

② 個人情報取扱条項の記載(総括意見 3)

個人情報取扱条項については契約書に記載する必要がある。

個別監査の実施において、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず、個人情報取扱条項の記載がないものが散見された。個人情報取扱条項を契約書に記載するとともに、今後、記載漏れが発生しないよう、適切な契約書が作成されていることをチェックする体制を整備する必要がある。

③ 前金払条項の見直し(総括意見 4)

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

個別監査の実施において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから 30 日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている契約が散見された。当該条項により、受託者から前金払の請求書が提出されれば、県は前金払の義務を負う規定となっている。

前金払は委託業務の遂行前に代金を支払うものであり、遂行してもいない段階で業務の対価である委託料を支払うことの必要性については検討する必要がある。したがって受託者から前金払の請求書が提出された場合には県が支払義務を負う旨の契約条項を定めるのは不適切であり、前金払の必要性を県において検討できる条項とすべきである。

一方、受託者において委託業務遂行のための材料を購入する必要がある等、一定程度前金払の必要性が認められる場合もあるが、その場合においても全額を前金払によって支払うのは適切ではなく、相当と認められる範囲に限定すべきである。多くの契約は前金払の上限も設けられていないことから、全額の前金払請求書が提出されれば全額の支払いに応じなければならなくなると解されるため、前金払の上限を設けるなど、県が相当と認める場合に支払う等、その相当性を担保する条項とすべきである。

④ 再委託禁止条項の記載(総括意見 5)

契約書(基本協定書含む)に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

個別監査の実施において、契約書に再委託を制限する旨の記載がないものが散見された。

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていること及び受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されると考えられる。

委託契約書の契約文例を記している「石川県文書例式」においても、再委託の禁止、あらかじめ書面による承認を受けた場合は再委託を認める旨の条項を記載している。

監査対象には、条項がなく再委託している事業もあれば、再委託していない事業も存在していたが、仮に委託先が不適切な再委託を実施し、効率性が損なわれることがあったとしても、条項がないと、県がその状況を把握することもできなければ、把握できたとしても、何ら意見できない状況といえる。契約書に再委託を制限する条項を加えるべきである。

また、書面による承認に際し、申請項目を明確にしている契約と明確にしていない契約、再委託先への契約義務の遵守を求める条項がない契約など契約書によってばらついている状況が伺えた。再委託禁止に係る契約条項全般について、どのような記載を行うのか併せて検討することが望まれる。

⑤ 委託契約書のひな型の更新及び法務チェック体制の整備(総括意見 6)

委託契約書をはじめ各種契約書の締結に際し、リーガルチェックがなされている最新の様式を共有し、適切な契約書が作成される体制の構築を検討する必要がある。

現状、契約書の作成及び承認は契約担当所属内で行っており、法律の専門家によるリーガルチェックはなされていない。また、委託契約書の契約文例は、「石川県文書例式」の別表第 2(第 7 条関係)、契約文例 11 に例示されているが、総括意見 2 で述べた暴力団排除条項の記載がないように、適切な更新がなされていない可能性がある。県が不利益な契約をしないよう、法律の専門家から必要なタイミングで助言を受けて、契約文例を適切なタイミングで最新のものに更新し、契約締結時に法律の専門家によるチェックがなくとも法的に不利益が生じない体制を構築すべきである。

契約文例が最新になったとしても、それが利用されないと意味がない。「石川県文書例式」が PDF 様式となっており、利用者の利便性が高い状況とは言えないことや、契約文例が掲載されていること自体が広く認知されていない可能性もあるので、「石川県文書例式」の契約文例を更新することに固執せず、県職員が委託に限らず、契約書作成に際して、効率的に作業できる体制の構築が検討されることを望む。例えば、庁内のイントラネットに契約書の文例一覧が保管されたフォルダを作成し、当該フォルダにワード文書で契約文例を掲載し、かつ、契約締結時に留意すべき点(改正された箇所、条項について変更が認められる箇所、条項の変更を認めてはいけない箇所、変更が認められない箇所を変更する場合に承認を得るべき責任者の明記、など)を同文書内に記載することなどが考えられる。

監査の実施に際し、委託契約は業務が多岐にわたるため、統一的な契約書の作成は難しいとの意見もあったが、業務特有の事象については、仕様書等で定めることで契約書を統一することは可能であると考えた。

なお、法務チェックがなされた様式の利用の他にも、富山市や金沢市では会計年度任用職員として弁護士を採用しているとのことであり、参考にできる事例と考える。

(3) 規則等関係

① 条例及び通知等の網羅的な把握(総括意見 7)

イントラネットにおけるフォルダの階層の見直し検討や、検索機能の向上等を行い、業務の効率化を進めていただきたい。

県のイントラネットには、県財規や会計事務の手引、通知等が掲載されているが、委託契約を締結する場合に関連する通知等が一覧になっているわけではなく、必要な書類に効率的にアクセスできない状況が伺えた。建設工事関係は石川県建設工事関係例規集が存在している土木部や、契約や出納業務に精通している管財課や出納室など特定の部局においては、現状の運用で支障を感じていないとのことであったが、多くの監査対象所属で、業務の効率化の観点から、関連する条例・通知がイントラネットに網羅的に掲載されている仕組みの必要性を感じているとの回答を得た。各担当者が関連する条例や通知を検索する時間を減らせるよう、フォルダの階層の見直し検討や、検索機能の向上等を行い、業務の効率化を進めていただきたい。

② 「会計事務の手引」の更新(総括意見 8)

県職員が実務を行う上で参照している「会計事務の手引」において、特定調達に関する記載事項が、最新の情報に更新されていない。

特定調達契約の適用基準額は 2 年に 1 度改定され、外務省ホームページにおいて公表されるが、県職員が利用する「会計事務の手引」は、平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月 31 日の適用基準額が記載されており、最新の情報が記載されていない。

出納室が管理している「会計事務の手引」は、県職員が実務を行う上で参照している重要な文書であり、今回発見された部分以外も最新の情報に更新されているのか精査し、今後は、適時適切に更新すべきである。なお、特定調達契約の適用基準部分のみで考えると、最新の状況を外務省ホームページで確認することを求めるような記載へ見直すことも有用と考えられる。

③ プロポーザル方式におけるガイドライン等の整備(総括意見 9)

プロポーザル方式の実施に関するガイドライン等を整備することが望ましい。

県の「会計事務の手引」においては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別に、契約事務の流れや要求される手続、関係規定等が整理されている。一方、契約手続の前段階となるプロポーザルについては、「会計事務の手引」に記載はなく、自部局もしくは他部局にて過去に実施したプロポーザル事例を参考に手続を進めている状況であった。なお、県では、過去の委託契約を一覧できる体制

にはなっておらず、過去にどのようなプロポーザルが行われていたかを網羅的に把握することも困難な状況である。当該状況下では、必要な手続の脱漏や、法令及びルールからの逸脱、事務手続に係るノウハウが共有されないことで手続の有効性・効率性を阻害する可能性がある。

プロポーザル方式における業務の流れや手順等について、県としてプロポーザルに関する統一したガイドライン等を整備することが望ましい。

④ 再委託の基準と運用の明文化(総括意見 10)

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

業務委託契約では、通常、再委託が禁止されているが、これは、不適切な業者の関与の防止や情報漏えいの防止、責任の所在が不明確になる、取引のコントロールが困難となる、等の理由による。

現状、県には再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、契約書に再委託を制限する条項があるものに関しては、再委託の可否を個別案件ごとに申請・承認しており、契約書に再委託を制限する条項がなければ、申請・承認のプロセスを経ずに再委託が行われている。そのため、再委託に関する取扱いが統一的になされていない状況といえる。

また、契約金額の相当部分が再委託されている場合は、受託者自らが再委託の業務の実施を直接に指揮・監督等を行う場合を除き、再委託の実施については慎重な判断が求められるべきであるが、現状は、当該視点での検討が十分になされていない状況が伺えた。

再委託の申請書類に記載する項目に関しても、個別案件によってばらついている状況が伺えた。

委託業務における再委託に係る手続の適正化を図るため、一括再委託を含む再委託の承認基準及び運用について明確にしたガイドライン等を作成することが望ましい。

⑤ 長期継続契約を締結することができる契約の拡大(総括意見 11)

年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務委託契約について、長期継続契約の対象契約とすることを検討すべきである。

長期継続契約を締結することができる契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年石川県条例第 46 号。以下「長期継続契約条例」という。)で明文化されており、同条例第 1 項第 2 号で「役務の提供を受ける契約で翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの」と定められている。長期継続契約条例の対象となる契約は、平成 17 年 10 月 7 日、平成 30 年 2 月 8 日石川県総務部長通知により、①機械警備業務委託②長期継続契約条例 1 号の物品を複数年にわたって借り入れる契約(リース契約)に伴う保守管理業務委託に限定されている。

他の自治体では、役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の毎年 4 月 1 日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係る年間業務委託契約を対象に含めている事例も存在し、庁舎等の清掃業務や人が常駐する警備業務などの施設の管理業務などを通知によって、長期継続契約の対象と認めている。

また、平成 22 年 2 月 12 日付内閣府公共サービス革新推進室「空港施設の維持管理業務の概要」において、「空港施設は人命に直結する施設であり、その機能は常に安全に機能することが求められて

いるため、複数年度契約により安定的に維持管理することが適当と考えられる。複数年契約の導入により、官民双方の入札コストが削減できると考えられる。」との記載がある通り、空港施設の安全・安心を守るための契約については、複数年契約で締結することが効率性・入札コストの経済性の観点から有用と考えられる。

以上により、空港施設管理のうち、継続的に役務提供を受ける必要がある空港の安全性を確保するための業務委託契約について、長期継続契約の対象範囲に含めることを検討すべきである。なお、この機会に、空港施設管理以外の管理業務についても、対象範囲に含めるべき業務がないか併せて検討されることを望むものである。

(4) その他

① 再委託先での個人情報の取扱い(総括意見 12)

再委託先で個人情報を取り扱う場合には、再委託承認申請書において、再委託先の個人データの取扱方法について報告を受けるべきである。また、個人情報の内容や規模によって、再委託先に対してどのような監督を行うのか、県として検討が必要である。

個別監査対象 C1 の契約では、再委託先が住民基本台帳から県民意識調査の対象者を抽出し、抽出した対象者に対して県民意識調査を実施しており、再委託先に個人情報が提供されている。

県は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項)、委託先及び再委託先についても同様である(同条第 2 項 1 号及び 5 号)。

具体的な措置については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編) 5-3-1 安全管理措置(1)行政機関の長等の安全管理措置義務において、「委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項(委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う」ことが挙げられている。

さらには、行政機関に対するものではあるが、総務省行政管理局長「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)」(平成 16 年 9 月 14 日総管情第 84 号)が参考になる。

当該通知第 8 には、「委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する」ことが記載されている。

本契約に関しては、再委託先における個人情報の取扱方法について事前に報告を受けていなかったため、今後は、事前承認書類に再委託先との間の契約書を添付させるなどして、再委託先において適正な個人情報の取扱いが担保されるように工夫すべきである。

監督という面では、委託先に対して、再委託先も同様の措置をとっていることを口頭で確認したとのことであった。しかし、本業務において、個人情報の漏えいはなかったが、仮に漏えいが生じた場合に、

口頭による確認で県として十分な監督を行ったといえるのか疑問である。再委託先が個人情報を取り扱う場合には、個人情報の内容や規模によって、どのような監督を行うのか、実地検査も含めて、県として検討が必要と考える。

2. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表

本監査の指摘及び意見の一覧は以下の通りである。個別監査で発見された意見等で総括意見として全庁的な対応を行うものについては、No.に総括意見のNo.(総)も併せて記載している。

No.	結果	項目	頁
A. 総務部			
A-2-1	意見	一般競争入札の実施検討	34
A-3-1	意見	必要に応じた仕様書等の見直し	35
A-3-2	意見	勤務体制の見直し検討	36
A-4-1	意見	指名競争入札の際の指名	38
A-6-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	41
A-7-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	43
A-7-2	意見	予定価格の積算資料の保存	43
A-7-3	意見	予定価格の適切な積算	43
A-7-4	意見	予定価格と入札額の乖離	44
A-7-5(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	44
A-8-1	意見	契約単価の改定	46
B. 危機管理監室			
B-1-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	49
B-1-2	意見	随意契約理由の追加	49
B-1-3(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	49
B-2-1(総 3)	意見	個人情報取扱条項の記載	52
B-2-2(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	52
B-2-3	意見	予定工数と実績工数の比較資料	52
B-4-1	意見	指名競争入札の際の指名	56
B-5-1(総 3)	意見	個人情報取扱条項の記載	58
B-5-2(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	58
B-5-3	意見	契約金額の妥当性の検証	58
C. 企画振興部			
C-1-1(総 9)	意見	プロポーザル方式におけるガイドライン等の整備	61
C-1-2(総 5)	意見	再委託に関する契約書様式の検討	61
C-1-3(総 12)	意見	再委託先での個人情報の取扱い	62

No.	結果	項目	頁
C-2-1	意見	1 者応札への対応	63
C-2-2(総 11)	意見	長期継続契約を締結することができる契約の拡大	64
C-2-3	意見	前払金に関する条項	64
C-3-1	指摘	仕様書で提出を求めている書類	66
C-3-2	意見	1 者応札への対応	67
C-3-3(総 11)	意見	長期継続契約を締結することができる契約の拡大	67
C-4-1	意見	指名競争入札の際の指名	69
C-5-1	意見	指名競争入札の際の指名	71
C-5-2	意見	最低制限価格の設定に係るルール	72
C-6-1	意見	本委託業務に係る業務フローの見直し	74
C-6-2(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	75
C-6-3(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	75
D. 県民文化スポーツ部			
D-1-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	78
D-1-2	意見	子ども・地域県政バスの計画数見直し	79
D-2-1	意見	指名競争入札の際の指名	81
D-3-1	意見	1 者応札への対応	83
D-4-1(総 9)	意見	プロポーザル方式におけるガイドライン等の整備	85
E. 健康福祉部			
E-1-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	87
E-1-2(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	87
E-2-1	意見	入札参加資格、契約単位、契約期間等の見直しの検討	90
E-3-1	意見	「石川県立中央病院医事業務選定委員会設置要領」への追記	94
E-5-1	意見	指名競争入札の際の指名	97
E-6①-1	意見	業務完了前の全額前金払	100
E-6②-1	意見	仕様書に基づいた業務の実施	102
E-6②-2	意見	業務完了前のほぼ全額前金払	103
E-7-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	105
E-7-2(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	105
E-7-3	意見	指名競争入札の際の指名	105
E-7-4	意見	必要に応じた仕様書等の見直し	105
E-8-1(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	108
F. 生活環境部			
F-1-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	111

No.	結果	項目	頁
F-1-2(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	111
F-2-1(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	113
F-2-2(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	113
F-3-1(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	115
F-3-2	意見	一般管理費の計上基準	115
F-4-1	意見	特定の業務について再委託の対象としない旨の仕様書の記載	118
F-4-2(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	118
F-4-3	意見	予定価格の公表	118
G. 商工労働部			
G-1-1	意見	参加企業数が当初予定数に満たない場合の対応	122
G-2-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	125
G-2-2	意見	双方代理	125
G-2-3(総 4)	意見	前金払条項の見直し	126
G-2-4(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	126
G-3-1(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	129
G-3-2(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	129
G-3-3	意見	双方代理	129
G-3-4(総 4)	意見	前金払条項の見直し	129
G-4-1(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	131
G-4-2	意見	予定価格の積算根拠の精緻化	131
G-4-3	意見	契約金額の妥当性の検証	132
H. 観光戦略推進部			
H-1-1(総 5)	意見	基本協定書における再委託に関する条項の記載	134
H-1-2(総 10)	意見	再委託の基準と運用の明文化	135
H-1-3	意見	執行確認書における承認者	135
H-2-1(総 2)	意見	暴力団排除条項の記載	137
H-2-2(総 5)	意見	再委託禁止条項の記載	137
H-2-3(総 4)	意見	前金払条項の見直し	137
H-3-1(総 4)	意見	前金払条項の見直し	139
H-3-2	意見	契約金額の妥当性の検証	139
H-4-1(総 4)	意見	前金払条項の見直し	141
H-4-2	意見	再委託に関する条項	142
H-4-3	意見	予定価格の適切な承認	142

No.	結果	項目	頁
I. 農林水産部			
I-1-1(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	144
I-1-2(総4)	意見	前金払条項の見直し	144
I-2-1	意見	最低制限価格の設定	146
I-3-1(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	150
I-4-1(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	153
I-4-2(総3)	意見	個人情報取扱条項の記載	153
I-4-3(総4)	意見	前金払条項の見直し	153
I-4-4(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	153
I-5-1(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	155
I-5-2	意見	委託業務内容が異なる変更契約	155
I-5-3	意見	契約条項の整備	155
J. 競馬事業局			
J-1-1	意見	指名競争入札の際の指名	158
J-1-2(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	159
J-1-3(総3)	意見	個人情報取扱条項の記載	159
J-2-1(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	160
J-2-2(総3)	意見	個人情報取扱条項の記載	160
J-2-3(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	160
J-3-1(総3)	意見	個人情報取扱条項の記載	162
J-3-2(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	162
J-3-3	意見	契約金額の妥当性の検証	162
J-4-1(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	164
K. 土木部			
K-1-1	意見	長期間同一先との契約	166
K-1-2	意見	業務委託料の増減に関する仕様書記載	166
K-2-1	意見	入札不調への対応	169
K-2-2	意見	契約書で提出を求める書類の入手確認	170
K-2-3	指摘	監督員と検査員の兼職禁止	170
K-3-1(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	172
K-3-2	意見	仕様書における清掃回数 の明確化	172
K-3-3	指摘	予定価格(予算額)積算単価の見直し	173
K-4-1	指摘	随意契約が認められない金額への契約変更	176
K-5-1	意見	1者応札への対応	178

No.	結果	項目	頁
K-5-2	意見	準拠する規程	178
K-5-3(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	179
K-6-1(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	181
K-6-2(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	181
K-7-1	意見	指名競争入札の際の指名	182
K-7-2(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	183
K-8-1	意見	1者応札への対応	185
L. 出納室			
L-1-1	意見	再委託する業務内容	190
M. 教育委員会			
M-1-1(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	192
M-2-1	意見	長期間同一先との契約	193
M-2-2	意見	仕様書の適切な修正	194
M-2-3(総3)	意見	個人情報取扱条項の記載	194
M-2-4(総2)	意見	暴力団排除条項の記載	194
M-3-1	意見	指名業者の選定	197
M-3-2	指摘	仕様書で求めている書類の提出確認	198
M-4-1	意見	必要に応じた仕様書等の見直し	200
M-4-2	意見	再委託の業務に係る委託先の指揮・監督の状況の把握	200
M-4-3	意見	予定価格と入札額の乖離	200
M-5-1	意見	再委託禁止条項の見直し	202
M-5-2	意見	再委託先に関する業務の検証	203
M-5-3	意見	変更契約書締結時における検討資料	203
N. 公安委員会			
N-1-1	意見	1者応札への対応	205
N-1-2	意見	適切な積算の実施	206
N-2-1(総5)	意見	再委託禁止条項の記載	209
N-2-2	意見	予定価格の積算資料の保存	209
N-3-1	意見	指名競争入札の際の指名	211

第五. 個別監査結果について

監査対象部局別に監査対象となった委託契約の概要と監査手続の実施によって発見された意見及び指摘を記載する。総括意見で記載した意見と同じ意見が発見された個別監査対象においては、発見された事項や事実を記載することとどめ、今後の対応等については総括意見を参照する形としている。また、委託契約の概要で「非公表」としている部分は、監査の過程において監査人へ情報提供されたものの、外部に公表していない情報である。

A. 総務部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その 1)	一般競争入札	18,150,000
2	県庁舎建築設備保全業務委託(中央監視等)	指名競争入札	163,900,000
3	県庁舎電話交換業務委託	指名競争入札	7,992,270
4	県庁舎清掃管理業務委託(建物外部)	指名競争入札	8,888,000
5	県庁舎電気設備保全業務委託(中央制御設備)	随意契約	7,579,000
6	庶務事務支援システム保守委託	随意契約	11,444,400
7	県庁舎横系 LAN 配線業務委託	一般競争入札	9,768,000
8	給与等支給事務労働者派遣業務委託	随意契約	3,436,344

1. 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その 1) 契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	総務部 管財課
委託契約名称	県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その 1)
委託先名称	有限会社芙蓉クリーンサービス
委託契約の概要	行政庁舎(B2 階～10 階)の清掃を行うもの
契約を委託した理由	庁舎が広大であることから多くの人員、作業物品を必要とするため委託することが効果的であるため。
契約年月日	R4 年 2 月 2 日
履行期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	12 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	労務単価(国土交通省が公表している「令和 4 年度建築保全業務労務単価について」の清掃員日割基礎単価)と稼働日数(清掃内容によって、各月別に日数を算出)等により直接人件費を積算し、直接物品

	費、業務管理費、一般管理費等は「建築保全業務積算基準」で定める率を乗じて算出し、決定している。
契約金額(税込)	18,150,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	18,150,000 円
契約方法(業者数)	一般競争入札(6 者入札)
契約方法の選択理由	特規による適用基準額以上の予定価格のため、特定調達契約とした。本業務は、県庁舎における清掃業務の中核を担うものとして、安全で確実な履行の確保という観点かつ、費用が大きな委託業務であることから制限付き一般競争を選択した。 (入札参加資格者の等級、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであることなどの条件を付す制限付き一般競争)
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	日次で日常清掃作業日誌の提出を受けると共に、月次で完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	日次で日常清掃作業日報の確認に加え、月次で業務完了報告書の提出を受け、業務完了報告書と仕様書及び契約締結後に委託先から提出される業務工程表を突き合わせて実施状況を確認している。
事業の目的	県庁舎の環境を清潔に保つことで、来庁者や職員等に安全で快適な執務環境を提供すること
期待する効果	日々の定期的な清掃、管理を行うことで県庁舎の良好な衛生環境を長期にわたり維持すること
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(契約書第 4 条により、再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(契約書第 22 条第 6 項により、暴力団排除について定めている)

本契約は、県行政庁舎の清掃管理業務委託のうち、B2 階から 10 階の清掃業務委託である。県行政庁舎の清掃業務は、業者側の受注機会を確保する観点から、庁舎の階層によって 2 つの契約にわけている。本業務の予定価格総額は 3 千万円以上であり、地方公共団体の物品等及び特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する特定調達契約に該当し、特定調達契約に係る入札手続きがなされている。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は認められなかった。

2. 県庁舎建築設備保全業務委託(中央監視等)契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	総務部 管財課
委託契約名称	県庁舎建築設備保全業務委託(中央監視等)
委託先名称	太平ビルサービス株式会社
委託契約の概要	県庁舎の運転監視及び建築設備の保全を行うもの
契約を委託した理由	本業務は専門的な知識が必要であり、また、常時の監視を必要とするため。
契約年月日	R4年3月1日
履行期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	21年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	労務単価(国土交通省が公表している「令和4年度建築保全業務労務単価について」の保全技師・保全技術員等日割基礎単価)と稼働日数(作業別の各月別の日数及び各作業時間)等により直接人件費を積算し、直接物品費、業務管理費、一般管理費等は「建築保全業務積算基準」で定める率を乗じて算出し、決定している。
契約金額(税込)	163,900,000円
令和4年度決算額(税込)	163,900,000円
契約方法(業者数)	指名競争入札(7者指名、7者入札)
契約方法の選理理由	本業務は、県庁舎における設備保全業務の中核を担うものとして、安全な履行の確保という観点から施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を選択した。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	日次で管理日誌の提出を受けると共に、月次で業務報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	日次で管理日誌の提出を受けると共に、月次で業務報告書の提出を受け、業務報告書と仕様書及び契約締結後に受託者から提出を受けている業務工程表を突き合わせて実施状況を確認している。
事業の目的	防災、安全、環境及び衛生等の総合的な観点から計画的かつ適正に管理し、来庁者や職員等に安全で快適な執務環境を提供すること

期待する効果	経年劣化による事故の未然防止及び故障の早期発見に努める等、積極的に保守、管理を行うことで機能維持、耐久性の向上を図ることができる。
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(契約書第4条により、再委託等の禁止及び事前の承諾を求めている)
再委託の業務範囲	① ゴンドラ保守、②照明制御装置点検、③照明制御装置点検
再委託金額	① 日本ゴンドラ 金額非公表 ② パナソニック EW エンジニアリング 金額非公表 ③ 東芝ライテック 金額非公表
再委託先における業務実施状況の確認方法	受託者が再委託先から、年一回の報告書の提出を受け、一部立ち合いを実施している。県は、受託者の業務完了報告書に添付された再委託先からの報告資料により、再委託先の業務実施状況を確認している。
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(契約書第22条第6項により、暴力団排除について定めている)

本契約は、県庁舎の建築設備保全業務委託である。県庁舎は行政活動の中核的役割と非常災害時の活動拠点となる重要施設であり、電気、空調、防災、情報・通信、給排水衛生、昇降機その他各種の建築設備が相互に関連し、高度な機能を保持しているため、これら設備の機能低下及び停止は庁舎の機能及び運用に重大な損害を生じさせることから、計画的かつ適正な管理のため、業務を委託している。

当業務は「建築のためのエンジニアリング・サービスその他の技術的サービス」に該当し、特規による適用基準額(2億2千万円)を下回っていることから、特定調達契約に該当しない。また、業務の安全な履行の確保という点から、一般競争入札ではなく指名競争入札により契約先を選定している。

指名先は、県の入札参加資格者名簿に掲載されている者から、各種条件で指名先を選定し、県財規等では求めているものの、指名先の選定において公平性を図る目的で、指名審査委員会で審査した上で、決定している。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく5人以上の指名」(県財規第127条)と定められているが、現在は7者を指名しているとのことである。

また、入札日を3月1日とし、業務履行開始日である4月1日の1ヶ月前にすることで、入札の結果、契約先が変更となった場合に引継ぎ作業を行う期間を確保している。

本契約では、一部の業務が再委託されており、業務の履行開始日に受託者から再委託の「承諾願」が提出され、県は「承諾書」を発行している。「承諾願」には、承諾を求める業務内容と再委託先の住所・氏名、再委託期間が記載されている。本契約での再委託範囲は、システムやゴンドラに関して、納入メーカーに保守対応を依頼するものであり、金額的にも委託契約に占める割合は低いものであった。再委託先の業務実施状況については、再委託先から受託者が受け取った点検に関する報告書が県に提出され、当該書類により業務実施状況を確認している。

(2) 監査の結果及び意見

① 一般競争入札の実施検討(意見 A-2-1)

一般競争入札への変更の必要性を検討すべきである。

本業務の受託者は 21 年間同一先で継続している状況にある。指名競争入札の指名先を 7 者にし、県財規で求める「なるべく 5 人以上」より多く指名しているが、結果として、契約先が固定されている状況である。

担当所属によると、本業務は多種多様な有資格者を複数名選任・配置することを求めているが、かつ、県庁内の既存の設備を熟知したうえで、緊急対応なども生じることから、既存の契約先に有利な業務とはいえ、長期間、同一先が落札している状況になっていると推察されるとのことであった。しかし、指名競争とすることで、競争が限定的になっている可能性も否定できない。

予定価格が 2 億 2 千万円を超えていないため、特定調達契約に該当しないものの、県の締結する契約は一般競争入札によることが原則であるから、一般競争入札により、業者に対して広く公平に入札機会を与えることを検討すべきと考える。なお、現状の指名先の要件の必要性を検討し、必要な要件を精査したうえで、入札参加資格で条件付けすることで、安全な業務の履行は確保されることが考えられる。

なお、担当所属によれば、本業務のノウハウを持っている既存契約先が入札において有利であることから、一般競争入札とすることで、既存契約先以外が入札しない状況となり、1 者入札となって競争が生じず、逆に契約額が高くなるリスクが危惧されるとのことであった。一般競争入札に変更した結果、仮に入札額が大きく上振れるようであれば、施行令第 167 条第 3 号の一般競争入札に付することが不利と認められるときに該当すると判断し、指名競争に戻すことも意識しておくべきと考える。

3. 県庁舎電話交換業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局課	総務部 管財課
委託契約名称	県庁舎電話交換業務委託
委託先名称	株式会社ビー・エム北陸
委託契約の概要	県庁舎の電話交換業務を行うもの
契約を委託した理由	電話対応は日々様々な案件に適切に対応するために専門のスキルが必要となるため。
契約年月日	R4 年 3 月 1 日
履行期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	7 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	労務単価(受付・案内業務に関する人材派遣料金単価実績から試算)と稼働時間(開庁日と勤務時間から算出)により直接人件費を積算し、直接物品費、業務管理費、一般管理費等は「建築保全業務積

	算基準]の「警備」で定める率を乗じて算出し、決定している。
契約金額(税込)	7,992,270 円
令和4年度決算額(税込)	7,992,270 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(8 者指名、5 者入札)
契約方法の選択理由	本業業務は県庁の代表電話を担う業務として、安全な履行の確保、質の保全という観点から指名競争を選択した。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第1項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	月間業務報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託契約書第 10 条(業務の報告等)に従い、実績報告書と仕様書、業務実施工程表を突き合わせて確認している。
事業の目的	県庁を代表する電話として迅速で適切な対応をすること
期待する効果	県庁を代表する電話として迅速で適切な対応をすること
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 4 条により再委託の禁止を定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 29 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 22 条により、暴力団又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められる場合の契約解除権について定めている)

本契約は、県庁舎代表電話が受信した電話への対応と担当部署に取次ぐ電話交換業務に関する委託契約である。本契約については、「県庁の代表電話を担う業務として、安全な履行の確保、質の保全という観点」から指名競争入札で入札を行っている。指名業者の選定に際しては、県の入札参加資格者名簿に掲載されている者から、各種条件で指名先を選定し、県財規等では求めているものの、指名先の選定において公平性を図る目的で、指名審査委員会で審査した上で、決定している。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められているが、現在は 8 者を指名しているとのことである。

(2) 監査の結果及び意見

① 必要に応じた仕様書等の見直し(意見 A-3-1)

指名業者の入札辞退理由を聞き取り、指名業者の選定方法、仕様書の見直し等の必要性について検討すべきである。

本契約については、「県庁の代表電話を担う業務として、安全な履行の確保、質の保全という観点」から、指名競争入札で入札を行っている。

しかしながら、本件の指名競争入札では 8 者を指名しているものの 3 者が入札辞退しており、最終的に同一の事業者が 7 年連続して業務を受託している。入札辞退者が複数出ていることから辞退者が出

た理由を聞き取り、指名業者の選定方法や仕様書の見直しの必要性について積極的に検討することが望まれる。また、従事者の資格や経験を仕様書で求めていることから、指名競争ではなく、一般競争入札とすることで、競争性を高めることも検討すべきである。

② 勤務体制の見直し検討(意見 A-3-2)

長時間電話の内容把握と対応策の検討を実施したうえで、より効率的な勤務体制への見直しが望まれる。

近年、ホームページ等の充実に伴い代表電話に受信される電話の受信件数は漸減傾向である。

【年度別の1日平均受信件数】

(単位:件)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
95	88	85	68	65	59	54	74	70	65

(出所:担当所属の資料)

現在の電話交換業務は、7時間勤務者(8時30分から16時15分)が1名、8時間勤務者(8時45分から17時45分)が2名の体制である。平均受信件数を70件とすると、電話交換手の1人当たりの1日平均受信数は23件、1時間当たりの受信件数(7時間で算定)は3.3件である。担当所属によると、1件の電話が長時間となる場合があることや、休憩時間等の兼ね合いから、3人体制をとっているとのことである。県民からの電話を待たせるわけにはいかないとの考えは理解できるが、3人体制は費用をかけすぎているように感じられる。

現状、受託者から提出される「電話交換業務日誌」には業務状況等と着信合計などが記載されているが、業務状況等には「特になし」の記載が並んでおり、長時間電話がどのような内容であるかまで記載されていない。長時間電話が3人体制を維持する原因と考えると、長時間電話の内容の報告を受け、長時間電話とならないための方策を検討すべきと考える。

内容によっては、ホームページの更なる充実のための新たな視点になり得ると考えられ、長時間電話の内容把握と対応策の検討を望む。検討を実施したうえで、より効率的な勤務体制への見直しを行うべきと考える。

4. 県庁舎清掃管理業務委託(建物外部)契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	総務部 管財課
委託契約名称	県庁舎清掃管理業務委託(建物外部)
委託先名称	武田商事株式会社
委託契約の概要	県庁舎周辺の屋外清掃を行うもの
契約を委託した理由	本業務は多くの人員と作業物品が必要となることから、委託することが効果的であるため。
契約年月日	R4年3月8日
履行期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日

同一先との連続契約期間	5年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	労務単価(国土交通省が公表している「令和4年度建築保全業務労務単価について」の清掃員日割基礎単価)と稼働日数(作業別の各月別の日数及び各作業時間)等により直接人件費を積算し、直接物品費、業務管理費、一般管理費等は「建築保全業務積算基準」で定める率を乗じて算出し、決定している。
契約金額(税込)	8,888,000円
令和4年度決算額(税込)	8,888,000円
契約方法(業者数)	指名競争入札(8者指名、8者入札)
契約方法の選択理由	本業務は多くの人目の触れる県庁舎外部の清掃という常に必要な業務であることから、安全な履行の確保という観点から、施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争を選択した。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	毎月、委託業務報告書(清掃作業日報と業務写真が添付されている)の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託業務報告書と仕様書、業務実施工程表を突き合わせて確認している。
事業の目的	県庁舎の建物外部を清掃、管理を行うことにより、県庁舎外部の環境を良好な状態で維持し、常に清潔で快適な環境を保つこと
期待する効果	日々の定期的な清掃、管理を行うことで県庁舎の良好な衛生環境を長期にわたり維持することができる
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(契約書第4条により、再委託等の禁止及び事前の承諾を求めている)
再委託の業務範囲	親水池の清掃
再委託金額	非公表
再委託先における業務実施状況の確認方法	受託者による当日作業の立ち合い。 県は、受託者から提出された清掃作業日誌と業務写真(作業前、作業中、作業後)で再委託先の業務実施状況を確認している。
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(契約書第22条第6項により、暴力団排除について定めている)

本契約は、県庁舎の建物外部の清掃管理業務委託である。業務の安全な履行の確保という点から、一般競争入札ではなく指名競争入札により契約先を選定している。

また、入札日を3月8日とし、業務履行開始日である4月1日の約1ヶ月前にすることで、入札の結果、契約先が変更となった場合に引継ぎ作業を行う期間を確保している。

本契約では、一部の業務が再委託されており、当該作業が実施される前に受託者から再委託の「承諾願」が提出され、県は「承諾書」を発行している。「承諾願」には、承諾を求める業務内容と再委託先の住所・氏名、再委託期間が記載されている。本契約での再委託範囲は、親水池清掃であり、池の清掃という特殊な業務を依頼するものであり、金額的にも委託契約に占める割合は低いものであった。再委託先の業務実施状況については、受託者から提出された清掃作業日誌と業務写真(作業前、作業中、作業後)で確認している。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 A-4-1)

指名業者の条件を満たす企業が広く受注機会が与えられるような指名業者の選定方法を検討することが望ましい。

本庁舎に関連する清掃業務は本庁舎内(2つに分割)、警察本部、議会、外構の5契約となっている。そのうち、本庁舎と警察本部は特定調達により契約先が決定し、議会と外構は指名競争入札で業者が選定されている。議会と外構の指名業者の選定は、県の入札参加資格者名簿に掲載されている業者から、各種条件で抽出し、特定調達で県庁舎及び警察本部の清掃業務を受注した業者を除き、有資格者の有無、前年の契約実績を考慮したうえで、8者ずつ選定している。県庁舎及び警察本部の清掃業務を受注した業者を指名先から除外しているのは、複数の事業者を受注機会を均等に与えるためである。

県財規上は指名競争入札の際には「なるべく5人以上の指名」(県財規第127条)と定められているが、現在は8者を指名することで、規則を上回る数を指名しているとのことである。

現状、抽出条件を満たす業者は8者以上存在しているが、8者に絞る過程において、指名されていない残りの業者の指名機会の公平性に十分配慮されているとは言い切れない状況であった。長期的には、条件を満たしている業者が公平に指名業者として選定されるよう、例えば、前回入札結果で最下位の業者を入れ替えるなどの対応が考えられる。

契約先が長期固定化しているわけではないが、指名業者の条件を満たす業者に広く受注機会が与えられるような指名業者の選定方法を検討することが望ましい。

5. 県庁舎電気設備保全業務委託(中央制御設備)契約

(1) 委託契約の概要

担当部局課	総務部 管財課
委託契約名称	県庁舎電気設備保全業務委託(中央制御設備)
委託先名称	富士通 Japan 株式会社
委託契約の概要	中央監視制御装置の保守点検を行うもの

契約を委託した理由	本業務は専門的な知識と技術が必要であり、製造業者で構造・機能を熟知しているため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	21年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	労務単価(国土交通省が公表している「令和4年度建築保全業務労務単価について」の保全技師・保全技術員等日割基礎単価)と稼働日数(作業別の各月別の日数及び各作業時間)等により直接人件費を積算し、直接物品費、業務管理費、一般管理費等は「建築保全業務積算基準」で定める率を乗じて算出し、決定している。
契約金額(税込)	7,579,000円
令和4年度決算額(税込)	7,579,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	製造業者であり、構造・機能を熟知している事業者との随意契約を選択
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	月間業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書、業務実施工程表を突き合わせて履行を確認している。
事業の目的	石川県庁舎の電気中央制御設備の性能及び機能を維持すること
期待する効果	経年劣化による事故を未然防止及び故障の早期発見に努める等、積極的に保守、管理を行うことで機能維持、耐久性の向上を図ることができる。
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第4条により、再委託の禁止を定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第22条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は石川県庁舎の電気中央制御設備の性能及び機能を維持することを目的とした電気設備保全の委託契約である。本契約については富士通 Japan(株)に対する随意契約であり、21 年連続で契約されている。

設備保全の対象は受変電設備、自家発電設備、照明制御設備等の電気設備をコントロールしている監視制御装置のソフトウェアである。当該ソフトウェアは県独自のカスタマイズが行われていることから、製造業者(受託者)以外では適切な機能維持が困難であること、システムの故障時等においても構造や機能を熟知していないと迅速かつ適切な対応が困難であるとの理由で施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定に基づき随意契約されている。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は認められなかった。

6. 庶務事務支援システム保守委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	総務部 デジタル推進課
委託契約名称	庶務事務支援システム保守業務委託
委託先名称	株式会社日立ソリューションズ・クリエイト
委託契約の概要	庶務事務支援システムのシステム保守及び業務運用サポート
契約を委託した理由	庶務事務支援システムの開発には専門の知識と技術が必要であり、職員が開発するには多くの費用と労力が必要となるため、専門業者に委託している。保守業務についても、その専門である同一業者に委託することが、システムの安定かつ効率的な稼働を図るうえで適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 1 月 1 日
契約期間	R4 年 1 月 1 日～R8 年 12 月 31 日(長期継続契約)
完了年月日	R8 年 12 月 31 日予定
同一先との連続契約期間	5 年以上
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	年間の保守業務量をベンダーと相談の上、想定工数を積算し、その工数に財政課が公表している SE 単価を乗じて算出した。
契約金額(税込)	57,222,000 円(5 年間)
令和 4 年度決算額(税込)	11,444,400 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)
契約方法の選択理由	本システムは、ほぼ全ての事務職員が給与・旅費事務を行う基幹システムであること、さらに、グループウェア及び電子メール機能も保有していることから、本システムが停止した場合、その影響は庁内全体に及ぶため、速やかな復旧が求められる。

	以上のことから、本業務を適切かつ確実に遂行できるのは、開発当時よりシステム保守サービスを提供し、本システムの詳細について精通している、(株)日立ソリューションズ・クリエイトのみである。 上記の理由により、(株)日立ソリューションズ・クリエイトと随意契約している。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
契約変更の有無	無
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 6 条に従い、月間業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	庶務事務支援システムの安定かつ効率的な稼働
期待する効果	庶務事務支援システムの安定かつ効率的な稼働
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 3 条により、再委託等の禁止を定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 16 条により「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守を定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、庶務事務支援システムの保守業務の委託である。庶務事務支援システムは、勤怠管理(出勤・退勤・時間外勤務・休暇等を管理)と旅費申請を行うシステムであり、本システムは日立キャピタル(株)(現在は、三菱HCキャピタル(株))から5年のリースで借上げ、グループ会社の(株)日立ソリューションズ・クリエイトが保守を行っている。リース契約に伴う保守管理業務委託であることから、総務部長通達により長期継続契約を締結することができる契約に分類され、本契約は5年間の長期継続契約が締結されている。また、予定価格が3千万円以上であることから、特定調達契約に該当するが、当該システムは県独自のカスタマイズされていることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に従い、随意契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 A-6-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

7. 県庁舎横系 LAN 配線業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	総務部 デジタル推進課
委託契約名称	県庁舎横系 LAN 配線業務委託
委託先名称	西日本電信電話株式会社 北陸支店
委託契約の概要	本庁舎に無線 LAN 環境を整備するための LAN 配線作業
契約を委託した理由	県庁舎の無線 LAN 環境を整備するために行う県庁情報通信基盤の拡張作業であり、作業に伴う県庁舎のネットワーク全体への影響を考慮し、職員への業務影響が最小となる施工管理を行う必要があるため。
契約年月日	R4 年 9 月 22 日
契約期間	R4 年 9 月 22 日～R5 年 2 月 28 日
完了年月日	R5 年 2 月 28 日
同一先との連続契約期間	無
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	人事異動時に実施される LAN 配線工事を委託していた西日本電信電話(株)北陸支店から参考見積りを入手し、当該見積りに資材や人件費の高騰を見込んで 1.2～1.5 を乗じて積算した。
契約金額(税込)	8,679,000 円(当初契約額) 9,768,000 円(変更後契約額)
令和 4 年度決算額(税込)	9,768,000 円
契約方法(業者数)	一般競争入札(2 者)
契約方法の選択理由	広範な参加機会により競争性が高まるとともに、業者選定の理由が明確(より低価格な金額)なため。
契約変更の有無	有
契約変更の理由	議会棟の無線 LAN 環境整備が新たに必要となったため。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	作業時の県職員の立会
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	有。仕様書と作業内容を突合せると共に、作業完了の都度、県職員立会により作業完了確認を行っている。
事業の目的	本庁舎に無線 LAN 環境を整備することで、モバイル PC を庁内どこでも持ち運ぶことができるようになるため、ヒアリング時のペーパーレス化等で紙の使用量を削減できる。
期待する効果	紙使用量の削減

効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(契約書第3条により、再委託の禁止について定めている)
再委託の業務範囲	LAN 配線業務
再委託金額	不明
再委託先における業務実施状況の確認方法	仕様書と作業内容を突き合せている(委託先と再委託先を区別せずに実施)
個人情報取扱条項の有無	有(契約書第26条により、「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、県庁舎に無線 LAN の配線を行う業務を委託したものである。一般競争入札で 2 者が入札し、価格の低い方が落札をした。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 A-7-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 予定価格の積算資料の保存(意見 A-7-2)

予定価格の積算が適切に行われているか検討するために積算根拠資料を添付するとともに、どのような補正を行ったのか、文書として残すべきである。

本契約の予定価格の積算は、参考見積書を入手し、資材や人件費の高騰を考慮して、参考見積に 1.2 から 1.5 倍を乗じて算出しているが、参考見積書や具体的な補正方法について文書化されていない。また、参考見積書の徴収及び見積合わせにおいて、参考見積依頼業者に予め示される委託料の積算根拠や、入手した参考見積書は担当者が管理しているのみで、予定価格に関する資料として添付されていない。予定価格の決定に際しては、関係する資料及び補正方法がわかる文書(補正率の根拠含む)を添付の上、予定価格の承認を受けるべきである。そのうえで、該当資料を関係書類として保存することが望まれる。

③ 予定価格の適切な積算(意見 A-7-3)

参考見積書から予定価格を積算する際、参考見積書の価格の妥当性を検討できないようであれば、複数者から徴収すべきである。

予定価格の積算のための参考見積書の徴収数は、初めての業務であれば複数者、過去に同様の業務を委託したことがあれば、過去の委託業者 1 者に依頼するケースが多いと聞いている。本契約は過去に似た業務を委託した業者に対し、参考見積依頼を行っているが、単に似ている業務にすぎず、参考見積額の金額が過去の実績と比較して妥当なのか判断できないものであった。似た業務であったとしても、参考見積書の価格の妥当性を入手時に検討できないような場合には、複数者から参考見積書の徴収をすべきであり、本契約についても複数者からの徴収を検討すべき事案であったと考える。

④ 予定価格と入札額の乖離(意見 A-7-4)

予定価格と入札額が乖離する場合には、速やかに要因を聞き取りし、聞き取り結果を記録し、必要な対応を検討すべきである。

本契約に関する参考見積書の依頼先は、過去に配線工事を委託した実績のある、本契約の受託者であった。入札した2者の入札額は共に予定価格を大きく下回っていた。

担当所属によると、予定価格設定時に参考見積依頼業者にあらかじめ示した委託料の積算根拠と、実際の仕様書に大きな乖離はなく、入札後に1者へ入札額の背景を聴取し、企業として戦略価格での入札額であったとの回答を入手しているとのことであるが、これらは、何ら記録されていない。

予定価格は、どのような契約方法においても、判断の基準となる重要な要素であり、予定価格と入札額に乖離が生じた場合には、速やかに要因を聞き取り、聞き取り結果を記録し、予定価格の積算方法が結果として問題がなかったのか、問題があったのであれば、今後の対応策を検討するなどの対応が必要と考える。

⑤ 再委託の基準と運用の明文化(意見 A-7-5(総括意見 10))

本契約では、委託先が実施する再委託について、再委託の具体的な範囲を把握したうえで、総合的に再委託の妥当性を検証すべきである。県としては、再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約では、⑦配線に係わる材料の仕入、④LAN 配線業務、⑤設計、現場管理等の3つの業務が存在し、④LAN 配線業務が再委託されている。再委託する理由としては、「業務の合理化施策及び作業者の確保」とのことであり、再委託の範囲が一部なのか、LAN 配線業務の全てなのかは明確ではない状況であった。また、「業務再委託申請書」では、再委託の契約額について記載を求めておらず、金額から再委託の規模を推察することもできない。

仮に LAN 配線業務の全てを再委託している場合には、業務の主たる業務を再委託していることとなり、受託者の選定が適切であったのかという点に疑義が生じる。また、⑦と④、⑤を別契約とすることで、より契約額を低くできる可能性も考えられる。このような検討を可能とするためにも、再委託の範囲をより具体的に確認することは、必要不可欠である。再委託の承認に際しては、委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、今回であれば、再委託の範囲が契約額の過半を占める可能性があることから、再委託作業に関して受託者が行っている作業(直接管理しているのか否か等)の聞き取りなどを追加すべきである。

なお、県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の妥当性の検証が統一的になされていない可能性がある。

8. 給与等支給事務労働者派遣業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	総務部 人事課
委託契約名称	給与等支給事務労働者派遣業務委託
委託先名称	株式会社パソナ パソナ・金沢

委託契約の概要	給与等支給事務労働者の派遣を委託するもの
契約を委託した理由	「民間にできることは民間に任せる」という考えのもと、給与支給事務等の一部を民間に委託し、効率的、効果的な業務の執行を図る。
契約年月日	R4年8月18日
契約期間	R4年10月1日～R7年9月30日(債務負担を議決している)
完了年月日	R7年9月30日予定
同一先との連続契約期間	H28年10月1日～R4年9月30日
予定価格(税込)	1,898.6円/時
予定価格の積算方法	(単価)現在の派遣労働者の時給をベースに、過去3年の県内最低賃金の上昇率から今後3年間の派遣労働者の時給を試算し、平均し算出している。 (総額)勤務時間/日×稼働日数×派遣者数×単価
契約金額(税込)	1,898.6円/時
令和4年度決算額(税込)	3,436,344円
契約方法(業者数)	随意契約(1者、公募型プロポーザル)
契約方法の選択理由	過去の受注実績や、個人情報保護・機密保持対策(教育訓練の実施・情報セキュリティに関する外部認証の取得等)、派遣労働者の質の確保など業務実施提案の評価により、業者を適正に選定するためプロポーザル方式を採用している。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	派遣人員数変更のため(仕様書に派遣人数を定めており、仕様書の見直しに対応するための変更契約)。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第9号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	労働者派遣業務契約書第33条に従い、月間業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	仕様書の通りの人員配置で、日々の執務内容・勤務状況を担当者(県職員)が確認・承認し、月間業務完了報告書と日々の勤務状況との照合を行っている。
事業の目的	給与支給事務等の一部を民間に委託し、効率的、効果的な業務の執行を図る。
期待する効果	職員は県独自の給与事務等(条例・規則)に専念できる。
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無

再委託条項の有無	有(労働者派遣業務契約書 11 条により、再派遣等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(労働者派遣業務契約書 23 条により、個人情報保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(労働者派遣業務契約書 30 条 5 項により、暴力団排除について定めている)

本契約は、労働者派遣業務契約であり、総務部人事課で行っている給与及び旅費の支給事務の補助業務を派遣社員(4名、令和5年4月より5名)に依頼するものである。契約先の選定は公募型プロポーザル方式によっている。これは、派遣単価だけでなく、派遣労働者の質や安定的な確保、給与事務では個人情報に接する機会があることから、各種情報に対する事業者の考え方や取り組み状況、危機管理体制等も考慮の上、業者選定が必要と判断したことによる。契約期間を3年としているのは、派遣労働者の教育や指導を県職員が行う関係上、効率化という観点から、派遣可能期間の上限である3年としているとの回答を得た。

契約期間の3年間は契約単価の見直しを行わないことを前提としているため、予定価格の算出に際して、現状の派遣労働者の時給に過去3年間の県の最低賃金上昇率を加味している。なお、現状の派遣労働者の時給についても、厚生労働省職業安定局長が通知している「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等についての、基準値及び厚生労働省が公表している派遣企業の諸経費比率と比較して著しい乖離がない事を確認した。

また、本契約は今後も継続して生じることから、人事課で、業者選定する委員会をどのように組織するか「石川県給与等支給事務派遣業務プロポーザル選定委員会設置要領(以下、「設置要領」という。)(令和4年施行)を定めて、採点については「石川県給与等支給事務労働者派遣業務プロポーザル採点表(以下、「採点表」という。)を準備し、評価方法を明確にしている。また、点数合計が最低基準を下回る場合は、委員による協議により候補者の適格性について別途審査することを求める体制としている。設置要領や採点表の内容を閲覧したところ、特に問題は見受けられなかった。

その他、派遣社員の人数増に対応し、県職員の人員は同数だけ減少していること、派遣社員に依頼している業務は各種補助業務にすぎず、県職員のノウハウや経験という面で問題が生じないよう注意しながら、業務範囲の拡大の余地を継続して検討しているとのことである。

(2) 監査の結果及び意見

① 契約単価の改定(意見 A-8-1)

賃上げが高水準で続いている昨今においては、契約期間が3年であったとしても、賃上げの状況に応じて、契約単価を改定する条項の導入を検討すべきである。

プロポーザルの参加業者は過去2者存在したが、直近は1者となっている。プロポーザル参加資格要件や仕様書において、1者以外がプロポーザルに参加できないような特殊な条項はなく、担当所属

に質問したところ、はっきりした理由は不明であるが、プロポーザル募集要領に記載されている「提案上限額(派遣労働者の時給)」により、入札を断念している可能性が考えられるとのことであった。

提案上限額は予定価格が記載されており、予定価格は一定の合理的な方法で試算されていた。しかし、昨今の賃上げの水準を考えると、3年間固定される単価設定は、業者側にリスクが高いと言わざるを得ず、入札の障壁になっている可能性は否定できない。賃上げが高水準で続いている昨今においては、契約期間が3年であったとしても、賃上げの状況に応じて、契約単価を改定する契約にすることも検討の余地があると考え。次契約においては、入札参加者を増やし、適切な競争を促すためにも、提案上限額の考え方の見直しについて検討を望む。

【県最低賃金の推移(各年の10月が基準月)】

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
県最低賃金	806円	832円	833円	861円	891円	933円
上昇額	+25円	+26円	+1円	+28円	+30円	+42円
上昇率	1.0320	1.0322	1.0012	1.0336	1.0348	—

B. 危機管理監室

No.	委託契約の名称	契約形態	R4年度決算額(円)
1	自主防災組織リーダー育成事業委託	随意契約	20,781,100
2	石川県総合防災情報システム運用保守業務委託	随意契約	25,916,000
3	石川県ヘリコプターテレビ電送中継システム保守点検業務委託	随意契約	3,344,000
4	原子力防護資機材保守点検業務委託	指名競争入札	14,520,000
5	石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託	随意契約	162,800,000

1. 自主防災組織リーダー育成事業委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	危機管理監室 危機対策課
委託契約名称	自主防災組織リーダー育成事業委託
委託先名称	株式会社防災士研修センター
委託契約の概要	自主防災組織リーダー(防災士)育成研修講座の実施及び資格取得試験の実施
契約を委託した理由	防災士の資格取得の際には、認証団体である特定非営利活動法人の日本防災士機構が認証している研修機関が実施する講座を修了する必要があり、その講座の開設・運営についてもその専門である業者に委託することが適切であるため。
契約年月日	R4年5月18日
契約期間	R4年5月18日～R5年3月31日

完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	15 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	参考見積及び過去の実績を踏まえて決定
契約金額(税込)	受講者数に応じて、受講者 1 名当たり単価を 27,000～39,900 円で設定
令和 4 年度決算額(税込)	28,781,100 円 ＝年間受講者数 849 名×契約単価 33,900 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)
契約方法の選択理由	防災士の資格取得の際には、認証団体である特定非営利活動法人の日本防災士機構が認証している研修機関の講座を修了する必要があるが、その研修機関のうち、本県の競争入札参加者資格があるのは、(株)防災士研修センターのみである。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 8 条に従い、委託業務の執行完了後、事業完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	研修会場で本庁職員が立ち合い、研修内容が仕様書に添って実施されているのか確認するとともに、受講者数を把握し、事業完了報告書に記載されている内容及び受講者数と乖離がないことを確認している。
事業の目的	防災士育成研修の安定的な運営
期待する効果	防災士育成研修の安定的な運営
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 4 条により、一括再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 19 条により、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を遵守するよう定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、県内 10 カ所で、防災士の資格取得のための 2 日間の会場研修、研修に要する教材一式の参加者への送付・履修確認レポートの添削、研修最終日に実施される資格取得試験、試験合格者の防災士認証登録申請(以下、まとめて「防災士養成研修」という。)の実施に係る委託契約であり、1 者見積りによる随意契約となっている。

本業務は、15年前に開始され、平成25年頃から令和3年度まで一般競争入札による契約方法を選択していたが、委託先のみでの1者入札が続いていた。1者入札が継続した期間、県としては、入札参加者を増やすため、研修機関へ入札案内の連絡や県の入札参加資格者名簿への登録要請等を行ってきたが、そもそも研修機関が少ないことから(日本防災士機構のホームページで認証されている民間認証機関は委託先を含めて4者)、1者入札が続いていた。令和4年度は県の入札参加資格者名簿に記載された研修機関が2者から1者に減少し、研修機関へ入札参加資格者名簿への登録について声掛けを行ったが、対応が難しいとの回答から、1者見積りによる随意契約に契約方法を変更している。

1者見積りによる随意契約は、競争が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるが、担当所属では他自治体での契約や委託先が自ら実施している研修の単価などと比較し、契約金額の妥当性を検討しているとのことであった。

本事業における効果指標はないが、「第2期いしかわ創生総合戦略」において、「安全・安心な魅力ある地域づくり」の重要施策として、「自主防災組織の充実・強化による地域防災力の向上」を掲げ、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成に取り組んでいる。当該施策の重要業績評価指標(KPI)は、防災士数を6,067人(平成30年度)から12,000人(令和6年度)に増員することである。令和5年4月1日時点の防災士数は9,125人であり、コロナ禍で集合研修が実施できなかったことなどから、KPIの達成は難しい状況が見込まれるが、市町と連携し、防災士の認知度向上及び受講希望者の掘り起こしを行っているとのことであった。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見B-1-1(総括意見2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 随意契約理由の追加(意見B-1-2)

随意契約理由に、令和3年度まで実施していた一般競争入札において、過去9年間、入札参加者が委託先のみであったことや、実質的に委託先しか業務提供できる業者がない旨を記載すべきである。

随意契約理由として、①日本防災士機構が認証している研修機関であること、②認証されている研修機関で本県の競争入札参加者資格があるのは委託先のみであることが明記されているが、研修機関が複数存在する以上、上記理由のみでは「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」といい切れない。令和3年度まで一般競争入札による契約方法を選択していたが、委託先のみでの1者入札が続き、令和4年度から随意契約に切り替えている旨や、実質的に委託先しか業務提供できる業者がない旨も追加記載することで、随意契約の選択理由を適切に表現することができるものとする。

③ 再委託の基準と運用の明文化(意見B-1-3(総括意見10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約では、第4条において「乙は業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定めており、一括再委託を禁止している。一方、一部の業務を再委託する場合についての条項はない。本契約では再委託はないとのことであるが、仮に一部の業務につ

いて不適切な再委託が行われた場合、県がその状況を把握することもできなければ、把握できたとしても、何ら意見できない状況となってしまう。現状、県には再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の取扱いが統一的になされていない可能性がある。

2. 石川県総合防災情報システム運用保守業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	危機管理監室 危機対策課
委託契約名称	石川県総合防災情報システム運用保守業務委託
委託先名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸
委託契約の概要	石川県総合防災情報システムの運用保守
契約を委託した理由	石川県総合防災情報システムは災害時の情報伝達、情報収集、情報共有の中核を担うシステムであり、24 時間 365 日の稼働を求められるため、専門業者に保守業務を委託している。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	6 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4 年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	25,916,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	25,916,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)
契約方法の選択理由	<p>本システムは、災害時の情報伝達、情報収集、情報共有の中核を担うシステムであり、24 時間 365 日の稼働を求められるシステムである。よって、求められる条件は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時のみならず災害発生時においても、本システムをスムーズかつ安全、確実に運用できる体制を構築できる。 ・障害発生時の応急対応、復旧対策を迅速かつ確実に行うことができる。 ・本システムに係るソフトウェアの改修や追加開発を短期間で効率的に行える。 <p>このため石川県総合防災情報システム保守運用業務を適切かつ確実に遂行できる者は、本システムを開発し、全体に渡り詳細について最も精通している(株)エヌ・ティ・ティ・データ北陸のみであり、随意契約としている。</p>

随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 6 条に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務完了報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	石川県総合防災情報システムの安定かつ効率的な稼働
期待する効果	石川県総合防災情報システムの安定かつ効率的な稼働
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無
再委託の業務範囲	把握していない
再委託金額	把握していない
再委託先における業務実施状況の確認方法	確認していない
個人情報取扱条項の有無	無
暴力団排除条項の有無	有(契約第 13 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、石川県総合防災情報システム運用保守業務に係る委託契約であり、当該システムの納入業者との 1 者見積りによる随意契約となっている。

本契約書第 8 条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから 30 日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。すなわち、受託者から前金払の請求書が提出されれば、県は前金払の義務を負う規定となっている。ただ本契約は、業務提供後の精算払いとなっており、前金払の請求はなかった。また、令和 5 年度の契約においては、双方合意の上、前金払の条項が削除されているとのことであった。

本契約はシステム運用保守業務としているが、内容としては、クラウド型の防災情報システム等の使用料と運用保守に分けられ、予定価格が積算されている。積算されている項目は以下の通りである。

プロジェクト管理の保守定例会は年 4 回実施され、「運用状況書」という議事録により、開催状況を確認した。操作研修は人事異動時に実施しているとのことであった。個別改修については、「課題管理表」で検討内容、検討結果、実績工数が集計されていることを確認した。

【予定価格の積算項目】

(出所:担当所属作成資料を監査人が加工)

大項目	中項目	項目	備考(仕様書より監査人記載)
運用保守費用	使用料	省略	クラウドや各種配信サービスなど
	運用保守	プロジェクト管理	保守定例会(年4回)で、各種報告(支援・メンテナンス状況、問い合わせ対応内容、システム監視状況、セキュリティ管理状況、システム性能測定、防災ポータルアクセス数)がなされている。
		ヘルプデスク・緊急	・ヘルプデスク平日9時～17時 ・障害対応は発生時 ・データバックアップ・セキュリティ対策は24時間365日など
		操作研修	年1回
		個別改修	・バージョンアップ対応 ・法令改正に伴う改修 ・軽微な改修(年間2人月(40人日)程度)
	回線費		

(2) 監査の結果及び意見

① 個人情報取扱条項の記載(意見 B-2-1(総括意見 3))

石川県総合防災情報システムには個人情報が入力される可能性があるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

② 再委託禁止条項の記載(意見 B-2-2(総括意見 5))

契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

本契約における契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がない。そのため、現状、県の許可なく受託業務の一部若しくは全部を他の者に再委託することが可能な状況であり、県としても再委託の有無、再委託先、再委託の内容を把握していなかった。

担当所属が委託先へ確認したところ、業務を再委託していることが分かった。再委託先は防災情報システムのパッケージ開発を行った企業であり、再委託の内容は明確になっていない。

③ 予定工数と実績工数の比較資料(意見 B-2-3)

課題管理表には、軽微な改修として対応した時間を漏れなく集計するよう受託者に指示し、県としても課題管理表が適切に更新されているのか確認すべきである。

個別改修 2,280,000 円のうち、軽微な改修は、年間で 40 人日の工数を見込んでいる。工数管理は、担当所属と受託者で共有している課題管理表に実績を集計することで、予定工数との比較を行っている。下表の過去の実績工数をみると、令和 4 年度の実績工数が極端に少ないことがわかる。理由を確認したところ、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて「防災ポータルイメージ作成業務」を 18 人日対応したが、課題管理表の実績工数に入力されていなかったことが分かった。受託者によると、「防災ポータルイメージ作成業務」は「保守ではない」との考えから、記載していなかったところである。課題管理表の主たる目的は、課題の把握・対応状況の理解であるものの、軽微な改修として委託先が対応した時間を把握する目的としても利用していることから、対応時間を入力するよう、受託者に指示し、県としても課題管

理表が適切に更新されているのか確認すべきである。

なお、未入力「防災ポータルイメージ作成業務」を加味すると、令和4年度は40人日と大きな乖離はなかった。

【課題管理表の実績工数推移】 (出所:担当所属から入手した情報より監査人作成)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(見込)
実績工数	36人日	32人日	27.5人日	40人日
契約金額(総額)	25,916,000円	25,916,000円	25,916,000円	25,916,000円

3. 石川県ヘリコプターテレビ電送中継システム保守点検業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	危機管理監室 危機対策課
委託契約名称	石川県ヘリコプターテレビ電送中継システム保守点検業務委託
委託先名称	日本無線株式会社
委託契約の概要	ヘリコプターテレビ伝送中継システムの保守点検業務
契約を委託した理由	石川県ヘリコプターテレビ電送中継システム保守点検業務の履行には、同製品に対する専門知識や特殊技術に精通していることが必要であるため業者に委託している。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	5年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	3,547,500円(当初契約額) 3,344,000円(変更後契約額)
令和4年度決算額(税込)	3,344,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	石川県ヘリコプターテレビ電送中継システムには、納入者が独自に製造した機器及び開発したソフトが使用され、石川県ヘリコプターテレビ電送中継システム保守点検業務の履行には、同製品に対する専門知識や特殊技術に精通していることが必要である。 このため本業務を適切かつ確実に遂行できる者は、石川県ヘリコプターテレビ電送中継システムを納入した特定建設工事共同企業体(日本無線(株)と(株)ほくつうの2者共同)のうち、システム設計及び機器の製

	造を行い詳細について精通する日本無線㈱のみである。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	変更事由は 2 つ (R5 年 2 月 1 日に変更契約締結) <変更減工> フライト試験を富山県消防防災ヘリコプターの協力を得て行う事としていたが、富山県消防防災ヘリコプターの機体耐空検査期間が延長され、試験予定日に実施できなかったため、フライト試験を実施しなかった(県は受託者へ R4 年 10 月 3 日付で、設計図書訂正・変更通知書を提出し、R4 年 10 月 4 日付で受託者の同意を得ている)。 <変更増工> R4 年 12 月 31 日に発生した県内基地局の電源故障に関連して、NTT 宝達山無線中継所に設置している本システムの現地確認の必要があり、緊急点検を実施した(県は受託者へ R5 年 1 月 6 日付で、設計図書訂正・変更通知書を提出し、同日に受託者の同意を得ている)。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 9 条に従い、委託事業執行結果報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託事業執行結果報告書には、業務委託で依頼した点検項目がまとめられた点検報告書、点検実施状況を確認できる写真台帳、業務委託日誌、障害時の工事報告書などが綴られており、これら書類と仕様書(契約変更を反映した仕様書)と突き合わせて確認している。
事業の目的	石川県ヘリコプターテレビ電送中継システムの設備の機能維持
期待する効果	石川県ヘリコプターテレビ電送中継システムの設備の機能維持
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 16 条により再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 26 条(契約の解除)により、暴力団排除について定めている)

石川県ヘリコプターテレビ電送中継システムとは、消防防災ヘリコプターにカメラが搭載され、当該カメラ映像が中継所を介して県庁に伝送されるシステムである。現在、県の消防防災ヘリコプター「はくさん」(1 機)にはカメラが搭載されていないため、災害時には近隣県(主に富山県)に依頼し、近隣県の消防防災ヘリコプターのカメラ映像を県庁に伝送している。

本契約では、変更契約事由が生じており、1 つは年に 1 回予定しているフライト試験の中止である。

令和4年度は9月に富山県消防防災ヘリコプターを借りて実施する予定だったが、ヘリコプターの機体耐空検査期間が延びたことで、試験が実施できなかった。有事の時に、システムがうまく動作しなかったら、大きな問題であり、試験は適時適切に行うべきである。本来、年度中に再実施の日程を組むべきであると考えられるが、令和4年度は8月に小松市や白山市で大雨被害が発生し、消防防災ヘリコプターのカメラ映像が、無事、県庁に伝送され、システム上の不具合がなかったこともあり、再実施の日程を組まなかったとのことである。年度中の再実施を行わなかった点、問題ないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は認められなかった。

4. 原子力防護資機材保守点検業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	危機管理監室 危機対策課
委託契約名称	原子力防護資機材保守点検業務委託
委託先名称	株式会社北陸日立石川営業所
委託契約の概要	原子力防護資機材の点検及び調整業務
契約を委託した理由	原子力防護資機材の点検及び調整には専門の知識と技術が必要であるため。
契約年月日	R4年9月27日
契約期間	R4年9月27日～R5年3月31日
完了年月日	R5年2月24日
同一先との連続契約期間	7年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえた単価により積算して決定している。
契約金額(税込)	14,520,000円
令和4年度決算額(税込)	14,520,000円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5者指名、5者入札)
契約方法の選択理由	放射線機器を扱っている業者が少ないうえに、県内に事務所等が所在する業者が限られていることから、施行令第167条第1項第2号の規定により指名競争入札とした。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第5条に従い、検査報告書の提出を受け、履行を確認している。

実績報告結果の検証実施の有無及び内容	検査報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	原子力防護資機材の点検及び調整
期待する効果	原子力防護資機材の適切な維持管理
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 10 条により、承諾を得ない再委託に起因する契約解除について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 12 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、原子力防護資機材として整備したポケット線量計、サーベイメータの保守点検業務に係る委託契約であり、5 者による指名競争入札となっている。上記機器は県内の市町の役所や役場、警察署や消防署、コミュニティセンター等、計 47 か所に保管されており、受託者がそれぞれの保管場所から機器を回収し、点検・調整の上、保管場所に返還する。機器の回収・返還のために県内の各市町を周る必要があり、これに係るコストや移動負担を考慮した結果、指名競争入札の対象事業者を県内に事務所等が所在する事業者限定している。なお、基本的には、偶数年度に購入したものは偶数年度に点検、奇数年度に購入したものは奇数年度に点検しており、購入年度ごとに 2 年に 1 回の点検を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 B-4-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約は、5 者による指名競争入札により行われており、同一契約先との継続契約期間が 7 年となっている。

指名競争入札は、指名の段階で業者の選別が行われるため、恣意性が排除された上で、合理的な理由により選別が行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度に係る選定においては、指名業者検討表上、県の入札参加資格者名簿から 20 事業者の候補者が選定され記載されているが、直近の入札結果や事業所の所在地、取扱機器の保守が可能か否か、等により判断し、5 事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、担当所属によれば、本業務について、指名業者の選別に関する内部の基準

があらかじめ定められていることはない、とのことである。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるように配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

5. 石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	危機管理監室 消防保安課
委託契約名称	石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託
委託先名称	鹿児島国際航空株式会社
委託契約の概要	消防防災ヘリコプターの運航管理
契約を委託した理由	本業務は、ヘリコプターの操縦や整備等の運航管理業務を委託するものであり、専門性の高い業務であるため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	3年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績に基づき積算
契約金額(税込)	162,800,000円
令和4年度決算額(税込)	162,800,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	随意契約理由 (R2年度に更新機の納入が予定されていたことから)R2年10月7日実施の「石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託にかかるプロポーザル審査会」において、鹿児島国際航空(株)を業務委託先候補者として選定し、新たな運航委託先として随意契約を締結した。 消防防災ヘリコプターの運航にあたっては、県の地形を把握のほか、航空隊員との連携や県内消防本部とのスムーズな意思疎通をはかることが必要となり、現状でその要件を満たすのは鹿児島国際航空(株)が唯一であることから、R4年度石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託について、施行令第167条の2第1項第2号の規程により、鹿児島国際航空(株)と随意契約した。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除

契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規程に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 7 条に従い、月間業務実施報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	本業務は、受託者が運航管理業務を行うために必要な操縦士や整備士等を、本県航空隊基地(小松空港の一面に所在)に配置し、同じ施設で勤務している本県の職員が、常時、実施業務の確認を行っている。
事業の目的	消防防災ヘリコプターの安全運航
期待する効果	消防防災ヘリコプターの安全運航
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 2 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務に係る委託契約である。令和 2 年度に実施された「石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託にかかるプロポーザル審査会」の結果、鹿児島国際航空㈱を業務委託先候補者として選定して以降、継続して 1 者見積りによる随意契約となっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 個人情報取扱条項の記載(意見 B-5-1(総括意見 3))

本業務においては、救助等の際に委託先が個人情報を入力する可能性があるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

② 暴力団排除条項の記載(意見 B-5-2(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

③ 契約金額の妥当性の検証(意見 B-5-3)

1 者見積りによる随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証するべきである。

本業務は、令和 2 年度のプロポーザルの結果を反映し、鹿児島国際航空㈱と 1 者見積りの上、随意契約を締結している。1 者見積りであることから、競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性がある。契約金額の妥当性の検証状況を担当所属にヒアリングしたところ、県の積算は、過去の実績及び受託者からの見積書をベースに算出しており、履行の実績確認は毎月提出を受けている業務実施報告書にて作業の従事状況の確認を行っているとの回答を得た。

契約方法が随意契約である場合には、実績工数や発生費用について、積算時の項目ごとに把握し、当年度の見積りと比較・分析を行い、その結果を翌年度以降の積算に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能となるため、県として契約金額の妥当性を検証すべきである。

C. 企画振興部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	石川県成長戦略(仮称)策定業務委託	随意契約	30,385,644
2	能登空港航空灯火施設保守点検業務委託	一般競争入札	49,940,000
3	能登空港消防業務委託	一般競争入札	30,513,091
4	能登空港施設警備及び建屋管理業務委託	指名競争入札	20,317,000
5	能登空港貴重動植物追跡調査業務委託	指名競争入札	6,914,600
6	能登空港除雪業務委託	随意契約	66,123,106
7	能登空港滑走路端安全区域(調査)業務委託	指名競争入札	4,972,000

1. 石川県成長戦略(仮称)策定業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 企画課
委託契約名称	石川県成長戦略(仮称)策定業務委託
委託先名称	株式会社富士通総研
委託契約の概要	石川県成長戦略(仮称)策定に係る基礎調査、県民意識調査、新たなコンセプト等の検討支援、骨子案・素案作成支援、成長戦略会議の運営支援を行うもの
契約を委託した理由	石川県成長戦略(仮称)の策定にあたっては、専門的な見地からの調査・分析・提案等が必要であるため。
契約年月日	R4 年 8 月 1 日
契約期間	R4 年 8 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	継続契約なし
予定価格(税込)	26,400,000 円
予定価格の積算方法	事業者が設定している直接人件費(基礎調査の実施、県民意識調査の実施・分析、新たなコンセプト等の検討支援等)、直接経費(住民基本台帳標本抽出等)、一般管理費により積算して決定した。
契約金額(税込)	26,400,000 円(当初契約額) 30,385,644 円(変更後契約額)
令和 4 年度決算額(税込)	30,385,644 円
契約方法(業者数)	随意契約(6 者指名、2 者プロポーザル参加、指名型プロポーザル)
契約方法の選択理由	石川県成長戦略(仮称)策定を全面的に支援することから、以下のような能力を有する業者に委託することを必要とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・整理されていない課題や施策を的確に分類・体系化する能力 ・柔軟な発想によりコンセプトや切り口を設定する能力 ・これからの時代・社会に対する認識・先見性の保有、本県以外の地域の情報蓄積 ・データの分析及びその結果を的確にグラフ化・文書により報告書を作成する能力 <p>なお、策定作業は限られた期間で行うことから、上記の能力を兼ね備え、かつ卓越した業者を必要とすることから、単に価格競争のみで業者選定を行うことは不適切であり、プロポーザル方式を採用している。</p>
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	<p>(1 回目)R4 年 8 月 31 日変更契約書締結 成長戦略会議を開催する会場を県庁から金沢市内のホテルへ変更し、タブレット・モニター等を使用した会議にするなど、仕様書等に変更が生じたため。</p> <p>(2 回目)R5 年 2 月 28 日変更契約書締結 直接経費の精算に伴い委託費を減額するため(直接経費部分の当初積算額と実績の差を減額精算)。</p>
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 12 条に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務完了報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、直接人件費は当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。直接経費は当初積算額と実績の差を精算。
事業の目的	社会のデジタル化やカーボンニュートラルの推進、新型コロナウイルス感染症など、県を取り巻く環境・社会情勢の変化を踏まえ、今後の県の基本的方向性を示す「石川県成長戦略(仮称)」を策定する。
期待する効果	今後の県の基本的方向性を示す「石川県成長戦略(仮称)」の策定
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 4 条により、再委託の禁止と再委託時の書面による事前承認について定めている)
再委託の業務範囲	<p>委託業務の実施の一部</p> <p>(㉞)住民基本台帳からの標本の無作為抽出業務、(㉟)県民意識調査の実施に係る調査票・封筒の印刷・発送業務、(㊱)県民意識調査の実施・</p>

	分析に係る WEB アンケート構築業務、㊸県民意識調査の実施・分析に係るデータ入力・集計業務、㊹県民意識調査の実施・分析に係るデータ入力業務、㊺成長戦略会議の議事録作成に係るテープ起こし業務)
再委託金額	不明
再委託先における業務実施状況の確認方法	委託先の担当者からの聞き取りや成果品の納品等により確認している(詳細な内容までは把握していない)。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 23 条により、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を遵守するよう定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 26 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、「石川県成長戦略(以下、「成長戦略」という。)」の令和 5 年 9 月の策定に向け、必要な情報を取得するための調査等の実施、調査等で得られた情報の分析や資料としての取りまとめを行うほか、策定に向けて開催される「石川県成長戦略会議」の運営や成長戦略の策定を支援する業務の委託である。当該業務を遂行するためには、全国的な見地で情報収集・分析ができ、調査・分析力・情報収集力、企画力を有し、限られた期間で業務が遂行できる者である必要があり、かつ、提案内容も重視すべきと判断し、指名型プロポーザルにより契約先を選定している。

(2) 監査の結果及び意見

① プロポーザル方式におけるガイドライン等の整備(意見 C-1-1(総括意見 9))

プロポーザル方式の実施に関するガイドライン等を整備することが望ましい。

本契約においては、指名型プロポーザル方式により契約の相手方が選定され、その結果に基づき、随意契約により委託契約が締結されている。

県の「会計事務の手引」には、プロポーザルに関する記載はなく、担当所属に質問したところ、今回の指名型プロポーザルの手続に際しては、「石川県成長戦略」の前身である「石川県長期構想」の業務委託時の契約手続などの過去例を参考に進めたとの回答を得た。

なお、指名先の選定に関しては、県の入札参加資格者名簿に記載されている会社で、総合計画(長期構想等)に類する業務を本県だけでなく他県・官公庁で提供している実績の有無を調査し、指名先を 6 者としており、指名方法に問題は発見されなかった。プロポーザル時の審査員の人数は 5 名(全て男性)で、構成は県職員 4 名、外部 1 名であり、「石川県長期構想」を参考にしたものである。県の総合的な戦略であることから、女性の審査員の就任を検討してもよかったのではないかと考えるところである。

プロポーザル方式における業務の流れや手順等が明確になっていない状況では、各部局によって参考にする過去の案件が異なることで、プロポーザルの手続にばらつきが生じる可能性がある。また、社会情勢の変化により、過去を参考にしていれば問題がないとも言い切れない。県としてプロポーザルに関する統一したガイドライン等を策定・整備することが望ましい。

② 再委託に関する契約書様式の検討(意見 C-1-2(総括意見 5))

再委託に関する契約書の記載様式を検討すべきである。

本契約では、委託契約書第4条で再委託等を禁止し、あらかじめ書面により承諾を得た場合はこの限りではないと定めているにすぎず、再委託の申請に際して、どのような項目を記載するのか明確にしている。そのため、承認申請書には⑦再委託先名、④再委託内容、⑦再委託理由が記載されているのみとなっている。他の委託契約書では、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法について記載を求めている場合もあり、契約書によってばらついている状況である。また、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させる旨の条項記載もない。

県として、再委託の禁止に関する条文について、どのような記載を行うか、方針を決定することが望まれる。

③ 再委託先での個人情報の取扱い(意見 C-1-3(総括意見 12))

再委託先で個人情報を取り扱う場合には、再委託承認申請書において、再委託先の個人データの取扱方法について報告を受けるべきである。また、個人情報の内容や規模によって、再委託先に対してどのような監督を行うのか、県として検討が必要である。

2. 能登空港 航空灯火施設保守点検業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 能登空港管理事務所
委託契約名称	能登空港 航空灯火施設保守点検業務委託
委託先名称	第一電機工業株式会社
委託契約の概要	空港に設置されている航空灯火施設の保守点検
契約を委託した理由	能登空港には多数の航空灯火があり、それらを常に正常な状態に維持するため、点検の項目と周期が細かく定められている。航空灯火は特殊灯火で且つ種類と数量が多く、取扱いについて専門知識及び技術、経験を必要とすることから、専門業者に委託することが航空灯火の安定的運用を図るため適当であると判断したため。
契約年月日	R4年1月28日
契約期間	R4年2月1日～R5年3月31日 (R4年2月1日～R4年3月31日までは準備期間であり、点検業務はR4年4月1日～R5年3月31日)
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	19年(能登空港開港から継続)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	国土交通省航空局が公表している「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づき積算し決定した。積算に際して、人件費単価は県が公表している「公共工事設計労務単価表」の電工を採用している。
契約金額(税込)	49,940,000円

令和4年度決算額(税込)	49,940,000 円
契約方法(業者数)	一般競争入札(1 者)
契約方法の選択理由	施行令第 167 条 5 の 2 による制限付き一般競争入札とする(事務所の所在地や工事等の経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めている)。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第1項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務実績報告書(日報、月報、年報)の提出を受け履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務実績報告書と業務計画書及び設計書(仕様書を含む書類で、点検項目別の頻度等が記載されている)を突合し確認している。
事業の目的	航空灯火施設の適正な維持管理
期待する効果	航空灯火施設の安定的な運用と障害時の早期復旧
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第 7 条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 41 条の 3 発注者の催告によらない解除権 10 項により、暴力団排除について定めている)

本業務は能登空港に存在する 18 種類、約 650 灯の航空灯火に関する保守点検である。保守点検には、灯火別に灯火の明るさ、高さ、角度などの点検・調整、灯器の清掃や交換など数多くの作業項目があるだけでなく、航空灯火設備は特殊機器であることから、構造や点検・整備の手順を十分に把握しておく必要がある。また、当業務は空港の制限区域内での業務であり、航空保安に関する知識についても備える必要がある。このため、業務を円滑に行うには、事前の習熟が不可欠であると判断し、令和3年度の債務負担行為を歳出額ゼロで予算要求し、入札手続きを前倒しで行うことにより、2 か月間の準備期間を設けている。

当該契約は制限付き一般競争入札による 1 者応札で契約先及び契約金額が決まっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 1 者応札への対応(意見 C-2-1)

長期間 1 者応札となっている契約については、入札に参加しない理由を聞き取り等し、かつ、他空港の入札条件等を確認したうえで、入札参加資格、仕様書等の見直しを検討すべきである。

本契約は制限付き一般競争入札としているが、令和元年度から継続して 1 者応札となっている。担当所属に確認したところ、1 者応札となっている理由の聞き取り等は行っていないとのことであった。1 者応札は競争原理が働かず、落札価格が高止まりする可能性が高いことから、業務の質を確保しつつ競争

性を高めるために、入札に参加しない理由の聞き取り等を行って、入札参加資格や仕様書等に見直しの必要性がないか検討すべきである。

国土交通省が管理している航空灯火・電源施設の維持管理業務に関して、総務省入札監理小委員会で協議された議事録を確認したところ、平成 21 年度時点で 52 件の契約の内 31 件が 1 者応札となっており、入札の競争性を高める必要性について課題認識されている。その結果、競争入札の実施要領において、①入札時期を早めて準備期間を 4 か月確保②契約期間を 3 年 4 か月の複数年契約に変更③地域要件の拡大④施行実績の緩和(国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港又はその他共用空港のいずれかの空港での実績)⑤入札参加グループを結成しての入札の参加を認めるなどの見直しを行っている。

また、本契約と国土交通省の競争入札実施要領の見直し事項を比較すると、県の入札参加資格は、国土交通省の競争入札実施要領より厳しい要件となっている。

	本契約の入札参加資格	国土交通省の競争入札実施要領
営業所の所在地	石川県に限定	限定していない
業務要員の資格	電気工事士の有資格者を 2 名以上、そのうち 1 名が一種電気工事士であること	人数を明記しておらず、電気工事士だけでなく、認定電気工事従事者や特殊電気工事資格者も資格者として認めている
業務実績	県発注の飛行場の実績を求めている	飛行場を限定していない

なお、県発注の飛行場は能登空港に限定され、現状、入札参加可能業者が 3 者に限定されている点、一般競争入札のメリットである公平性・機会均等を阻害する大きな問題であると考えられる。以上のことから、入札に参加しない理由の聞き取りだけでなく、他空港の入札条件等を調査したうえで、入札参加資格や仕様書の見直しを検討すべきである。

【契約金額及び入札者数の推移】 (出所: 契約関係書類より監査人が作成) (単位: 千円)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
契約金額	44,841	45,684	48,400	49,500	49,940	52,470
入札者数	2 者	1 者	1 者	1 者	1 者	1 者

② 長期継続契約を締結することができる契約の拡大(意見 C-2-2(総括意見 11))

年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務委託契約について、長期継続契約の対象契約とすることを検討すべきである。

③ 前払金に関する条項(意見 C-2-3)

航空灯火保守点検を通年で継続して行われており、履行確認済み期間の委託料見合いについて前払金請求を受けた場合は、請求金額の妥当性を検証・承認した上で、支払を行う対応を検討しても問題ないものと考えられる。前払金の条項について必要な見直しを検討すべきである。

本契約書は、土木部監理課が県の HP「建設工事に係る業務委託契約の締結手続について」で公表している業務委託契約書様式及び石川県業務委託契約約款を用いて作成されている。

そのため、第 34 条(前払金)で、「受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4

項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる」との記載があり、契約金額の 30%以内で保証事業会社と保証契約を締結したうえで、前払金を請求できていることになっている。

当業務は、航空灯火の保守点検であり、業務費の 7 割は労務費で構成されているのに対し、前払金請求できる金額が 30%を上限としているため、財務基盤のある業者しか入札できなくなっている可能性も考えられる。また、当契約は準備期間の 2 か月が無報酬であることから、通常の 1 年契約よりも支払い条件は厳しいといえる。

航空灯火保守点検を通年で継続して行われるもので、委託先から日報、月報の提出を受け、適時、業務の履行確認を行っていることから、履行確認済み期間の委託料見合いについて前払金請求を受けた場合は、請求金額の妥当性を検証・承認した上で、支払を行う対応を検討しても問題ないものと考えられる。意見 C-2-1 で記載した 1 者応札への対応としても、前払金の条項について必要な見直しを検討すべきである。

3. 能登空港 消防業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 能登空港管理事務所
委託契約名称	能登空港 消防業務委託
委託先名称	北陸総合警備保障株式会社
委託契約の概要	空港に必要な消火救難体制についての業務
契約を委託した理由	空港用化学消防車や消火救難機材を取り扱う等、専門的知識及び技術、経験が必要となるため空港消防業務を営む業者に委託することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	19 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	石川県土木積算基準労務単価を参考に積算
契約金額(税込)	30,763,920 円(当初契約額) 30,513,091 円(変更後契約額)
令和 4 年度決算額(税込)	30,513,091 円
契約方法(業者数)	一般競争入札(1 者)
契約方法の選択理由	施行令第 167 条の 5 の 2 による制限付き一般競争入札
契約変更の有無	有(R5 年 3 月 9 日に変更契約締結)
契約変更の理由	仕様書で求めて、長崎県の空港保安防災教育訓練センター(国内で

	唯一の実物大模型を使った消火訓練ができる場所)での訓練に参加しなかったため、当該業務に関する積算金額(予定価格に落札率を乗じる)を減額。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第1項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	消防業務日誌、消防業務月報の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	消防業務日誌、消防業務月報と仕様書を突合し当初の積算と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	空港に必要な消火救難体制の維持
期待する効果	空港に必要な消火救難体制の維持
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第 7 条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 42 条の 3 発注者の催告によらない解除権第 10 項により、暴力団排除について定めている)

本業務は、能登空港及びその周辺で発生する航空機事故等に備えて、空港消防業務において自らが消火救難活動の初動体制を整え、有事の迅速なる対応で、被害を最小限に食い止めなければならない必要性から、本空港での空港離着陸に対し、保有する化学消防車等の出動待機を図り、有事の際は事故現場へ急行し消火救難活動を行うものである。当該契約は制限付き一般競争入札による 1 者応札で契約先及び契約金額が決まっている。

本契約における消防業務は、消防隊員が常時 5 人以上常駐して飛行機の離着陸に対応するとともに、離着陸時以外の時間で実施する訓練、国内で唯一の実物大模型を使った消火訓練ができる長崎県の空港保安防災教育訓練センターでの訓練などが該当する。令和 4 年度は空港保安防災教育訓練センターでの訓練参加予定者が持病等で入院するなど、訓練参加ができず、変更契約が締結されている。

本契約は 1 者応札となっているが、1 度目の入札は予定価格を超えており、2 度目の入札で予定価格を下回り契約額が確定している。なお、令和 5 年についても 1 者応札であったが、1 度目の入札で契約額が確定している。

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書で提出を求めている書類(指摘 C-3-1)

仕様書で提出を求めている書類(業務履行体制を確認する重要な書類)については、求めている趣旨を理解したうえで、適した書類の提出を求めるべきである。

本契約に関して「能登空港消防業務委託特記仕様書」が存在し、第 1 章総則第 11 条において、受託者に対し、業務委託契約後速やかに 3 つの書類を提出し、監督員の承認を受けるよう求めている。

提出を求めている書類は①業務責任者等推薦書(実務経歴書及び資格証明書等の写しを添付)②業務実施計画書(業務実施体制、連絡体制、業務実施内容等)③勤務割基本計画書(月間ローテーション)となっている。当該書類の提出状況を確認したところ、③勤務割基本計画書として受け取っている書類が、1か月の勤務計画表(縦に日付欄(1~31)、横に氏名欄)の氏名欄に受託者の職員名が記載されているだけのものであった。勤務割基本計画書(月間ローテーション)は受託者が業務履行に際し、どのような人員体制でローテーションを組むつもりなのか、当該ローテーションが県として許容できるものなのかを確認するためのものであり、契約締結後速やかに提出してもらうことで、業務履行体制に問題がないことを早期に確認する趣旨であると考えられる。現状提出されている書類では、当該趣旨に沿った確認は行えず、仕様書で求める書類の提出があったと結論付けることはできない。

担当所属に確認したところ、本契約は受託者が19年間同一であることから、職員に変更がなければローテーションに問題は生じないとの理解の上で、氏名のみが記載された書類の提出をもって、③勤務割基本計画書の提出があったものとみなしていたとのことであった。簿冊が保管されている過去5年間についても、同様の書類が提出されているとのことである。また、仮に委託先が変更となった場合には、現状の内容ではなく、ローテーション体制のわかる書類を求めることになるであろうとの回答を得た。

しかし、県は人事異動も多く、異動直後に担当となった場合、過去の書類を参考に資料確認を行う可能性も否定できない。継続した委託先であるか否かに係わらず、仕様書で提出を求めている趣旨を理解したうえで、適した書類の提出を求めるべきである。

② 1者応札への対応(意見C-3-2)

長期間1者応札となっている契約については、入札に参加しない理由を聞き取り等し、かつ、他空港の入札条件等を確認したうえで、入札参加資格、仕様書等の見直しを検討すべきである。

本契約は一般競争入札をとっているが、開港直後は複数者の入札があったが、長期間1者入札が続いているとのことである。担当所属に確認したところ、1者応札となっている理由の調査は行っていないとのことであった。1者応札は競争原理が働かず、落札価格が高止まりする可能性が高いことから、業務の質を確保しつつ競争性を高めるために、入札に参加しない理由の聞き取りを行って、入札参加資格や仕様書等に見直しの必要性がないか検討すべきである。

ここで、令和4年度の本契約に関する入札参加資格であるが、県の入札参加資格者名簿に記載があることなど複数存在するが、特徴的な要件としては、消防隊員全員が大型免許を有していることがある。どのような場合でも大型化学消防車の運転を誰でも行える点、空港の安全確保を重視した要件となっている。しかし、配置予定者5名のうち、化学消防車運転要員は2名、医療資器材搬送車運転要員は1名であり、勤務時に大型免許資格者3名を配置できればよいと考えると、全員に大型免許を求めるのは過度な要件設定とも考えられる。以上のことから、入札に参加しない理由の聞き取りだけでなく、他空港の入札要件等を確認したうえで、入札参加資格や仕様書等の見直しを検討すべきである。

③ 長期継続契約を締結することができる契約の拡大(意見C-3-3(総括意見11))

年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務委託契約について、長期継続契約の対象契約とすることを検討すべきである。

4. 能登空港 施設警備及び建屋管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 能登空港管理事務所
委託契約名称	能登空港 施設警備及び建屋管理業務委託
委託先名称	北陸名鉄開発株式会社
委託契約の概要	空港内の施設警備及び建屋の清掃等管理業務
契約を委託した理由	職員が空港内の施設警備及び建屋の清掃、点検等を行うには、多くの労力と資格が必要となってくる。また、施設警備については、航空保安の関係上、厳重な警備体制を整える必要があるため、専門業者に委託するのが適当と判断したため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	19 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4 年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	20,317,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	20,317,000 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5 者指名、5 者入札)
契約方法の選択理由	当該業務は、清掃、警備、消防施設点検業務全ての入札参加資格を有し、また業務遂行に必要な従業員数及び資格者数を満たしている必要があるため、施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札としている。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	仕様書及び業務計画書に従い、月間委託業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務完了報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	空港内の適切な施設警備及び清掃等建屋管理
期待する効果	空港内の適切な施設警備及び清掃等建屋管理
効果指標の有無及び内容	無

再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第 7 条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 41 条の 3 により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、能登空港内の施設警備及び建屋の清掃等管理業務に係る委託契約である。施設警備業務の対象は、空港制限区域内(滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、場周道路等)及びターミナル地区周囲(電源局舎、消防車庫、除雪車庫、駐車場、道の駅施設等)であり、建屋管理業務の対象は電源局舎、消防車庫、除雪車庫、道の駅トイレ、となっている。また、小型機ゲートの開閉についても業務内容に含まれる。

施設警備については、航空保安の関係上、嚴重な警備体制を整える必要があるため、清掃、警備、消防施設点検業務全ての入札参加資格を有し、また業務遂行に必要な従業員数及び資格者数を満たしている必要があることから、施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札としている。

監査対象年度においては、5 者入札による指名競争入札によって契約先が決定されている。なお、本入札における辞退者はない。指名競争入札を実施しているものの、同一先との連続契約期間が 19 年と非常に長期にわたっている。

予定価格は、警備業務、清掃業務、消防点検業務、小型機ゲート開閉業務、諸経費の別に積算がなされ、これの積上げにより算出されている。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 C-4-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約は 5 者による指名競争入札により行われており、同一契約先との継続契約期間が 19 年と非常に長期間となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるため、恣意性が排除された上で、合理的な理由により選別が行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者検討表上、県の入札参加資格者名簿から、清掃・警備・消防設備点検業務の入札参加資格を有する、県内に業務に携わることができる営業所等を有する、業務遂行に必要な従業員の資格要件を満たす、等の観点から、9 事業者の候補者を選定して記載されているが、直近の入札結果や各事業者の業務遂行能力や評判、従業員数や金額規模より判断し、5 事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なる

べく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、県によれば、本業務について、指名業者の選別に関する内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

また、本契約においては、入札順位が最下位となった業者を翌年度の指名から外すことで、一部、候補事業者の入れ替えを行っていたが、同一契約先との継続契約期間が 19 年と非常に長期間にわたっていることに鑑み、当該対応が、指名の公平性・合理性の確保の面から十分であるか検討する余地があると考えられる。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5 者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

5. 能登空港 貴重動植物追跡調査業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 能登空港管理事務所
委託契約名称	能登空港 貴重動植物追跡調査業務委託
委託先名称	日本工営株式会社 北陸事務所
委託契約の概要	空港周辺に生息する貴重動植物の追跡調査
契約を委託した理由	貴重動植物のモニタリング調査、環境整備等には、対象動植物に関する専門の知識が必要であり、専門業者に委任することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 4 月 27 日
契約期間	R4 年 4 月 27 日～R5 年 3 月 10 日
完了年月日	R5 年 3 月 10 日
同一先との連続契約期間	2 年
予定価格(税込)	8,811,000 円
予定価格の積算方法	土木工事標準積算書(参考見積方式)に基づき積算し決定した。
契約金額(税込)	6,914,600 円
令和 4 年度決算額(税込)	6,914,600 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(8 者指名、8 者入札)
契約方法の選択理由	業務に対する技術的適性を勘案し有資格者名簿から 8 者を指名した。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	成果品の報告書の提出を受け、履行を確認している。

実績報告結果の検証実施の有無及び内容	成果品報告資料判定及び調査職員より業務状況を聴取し設計書どおり履行されていることを確認している。
事業の目的	空港周辺の貴重動植物の追跡調査と保護
期待する効果	空港周辺の貴重動植物の存続
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第7条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第41条の3により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、能登空港周辺に生息する貴重動植物の追跡調査に係る業務委託契約である。能登空港建設に際し提出された「能登空港整備事業に係わる環境影響評価書」に記載されている「環境影響評価に基づく環境保全のための措置」及び「環境監視調査」を実施するため、能登空港管理事務所及び能登空港建設事務所にて事業による影響が考えられる貴重性の高い動植物について移植及びモニタリング調査・環境整備等を実施してきており、本業務は、継続してモニタリング調査・環境整備等を実施することによって動植物の保全に資することを目的としている。

開港以来継続的に業務委託を行っており、貴重動植物のモニタリング調査、環境整備等には、対象動植物に関する専門の知識が必要であり、専門業者に委任することが適当であると判断したため、指名競争入札による委託契約としている。

監査対象年度においては、3者より参考見積を入手の上、予定価格を積算し、8者入札による指名競争入札によって契約先が決定されている。なお、本入札における辞退者はない。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 C-5-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約については、8者による指名競争入札が行われている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるため、恣意性が排除された上で、合理的な理由により選別が行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者検討表上、県の入札参加資格者名簿から12事業者の候補者を選定して記載されているが、直近の入札結果や各事業者の業務遂行能力や評判、金額規模より判断し、8事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札

の際には「なるべく5人以上の指名」(県財規第127条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、県によれば、本業務について、指名業者の選別に関する内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

また、本契約においては、過年度の入札順位や参考見積の結果、技術的適性などを勘案し、一部、候補事業者の入れ替えを行っていたが、当該対応が、指名の公平性・合理性の確保の面から十分であるか検討する余地があると考えられる。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

② 最低制限価格の設定に係るルール(意見 C-5-2)

最低制限価格の設定が必要となる契約を明確にし、統一的な運用を図る必要がある。

施行令第167条の10において、競争入札により、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合で、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる旨が定められている。

本契約においては、最低制限価格算出表が作成され、上席者承認の上、最低制限価格が設けられている。これは、上記、施行令第167条の10に準ずる場合として、県土木部における「建設工事に係る業務委託における最低制限価格の設定及び取扱いについて(通知)」において、予定価格が100万円を超える、次の競争入札によるものが最低制限価格設定の対象とされていることを理由としている。

・建設コンサルタント業務、建築(設備)設計業務、補償コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

本契約の担当部局課は、企画振興部能登空港管理事務所であり、上記通知の適用を受ける土木部ではない。また、本契約における委託業務は貴重動植物の追跡調査業務であり、前述の土木部通知で対象とされる業務には該当しないように考えられる。

本契約において、前述の通知に基づき最低制限価格を設定している理由について担当所属に質問したところ、従来より本業務における契約は土木部の通知に基づき最低制限価格を設定していること、本契約は建設コンサルタント業務に含まれると考えている、との回答があった。現状の県のルールに照らし合わせ、本契約が最低制限価格の設定が求められる契約でない場合、不要な最低制限価格算出に係る作業を行うことで事務手続が不効率となっている可能性がある。一方、本契約において最低制限価格を算出することが適切と考える場合は、現状の実務と県のルールが不整合となっている可能性がある。

担当部局課に適用される通知の範囲を明確にした上で統一的な運用を図り、不要な手続を行うことで事務の効率性が阻害されないよう留意することが望ましい。

6. 能登空港 除雪業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 能登空港管理事務所
委託契約名称	能登空港 除雪業務委託
委託先名称	昭和建設株式会社
委託契約の概要	空港内の除雪業務
契約を委託した理由	空港内の除雪は、空港独自の除雪機械を使用した独自の除雪方法知識及び運転技術が必要であり、専門業者に委託することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 10 月 26 日
契約期間	R4 年 11 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	19 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	石川県土木積算基準労務単価等により積算した。
契約金額(税込)	作業ごとの単価(多種)
令和 4 年度決算額(税込)	66,123,106 円(実績合計額)
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	当該業務は、空港の特殊性を熟知した上で、短時間で安全に着陸できる滑走路面に仕上げる技術、突発的に変化する気象にも的確に対応できる調整技術が必要である。また、空港独自の除雪機械を使用した独自の除雪方法を行う必要があり、昭和建設(株)は前述技術や人材を有し、冬期においても高速で移動する航空機の安全確保、航空灯火の視認確保、除雪必要箇所等に精通した唯一の除雪業者であることから、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 9 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	除雪作業日報、月別委託業務完了報告の提出を受け履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	除雪作業日報、月別委託業務完了報告及び除雪後の滑走路等路面状態確認等により除雪の完了を確認している。
事業の目的	降雪時における滑走路等空港施設の機能確保

期待する効果	航空機の離着陸等の安全運航の確保
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、空港内の除雪作業業務であり、冬季における航空機の離着陸を安全かつ円滑に実施するために重要な業務である。離着陸前の短時間で適切な除雪を行うために必要な経験及び能力を有する業者は他にないことから随意契約となっている。

除雪業務に係る委託料は、作業種類ごとの単価に実際作業時間を乗じた額(能登空港除雪業務委託契約書第5条)とされ、作業種類ごとの単価は「積算基準書(令和4年4月1日県土木部)」及び「実施設計労務・資材単価表(令和4年度)」を元に算定し、実際作業時間は受託者から提出される作業日報の時間数となっている。

作業日報に関して、「能登空港除雪業務委託仕様書」に以下の通り記載されている。

受注者は、除雪作業日報を作業日の翌日までに提出しなければならない。

(1)調査職員は上記日報を精査し押印のうえ受注者に返還する。

(2)～省略～

(3)受注者は、作業の実施に当たり、作成した次の書類を業務完了報告とともに提出しなければならない。

①除雪作業日報

～以下省略～

委託業務の作業結果は、日次で作業日報により担当所属に報告されている。また、月次の業務完了報告書提出時に、作業日ごとの「除雪作業状況報告(作業種類ごとの稼働時間を証明するタコグラフを含む)」も合わせて担当所属に提出されている。

なお、担当所属担当職員は、受託者が作成する作業日報と同様な内容を含む書類(「能登空港除雪状況報告書」)を日次で作成している。

(2) 監査の結果及び意見

① 本委託業務に係る業務フローの見直し(意見 C-6-1)

仕様書にて作業日報に調査職員の押印を要求しているが、押印がないものが複数あった。押印手続きの要否も含めて委託業務に係る業務フローの再検討を実施すべきである。

作業時間に応じて委託金額が変動する契約においては、委託業務が適切に実施されているかどうか、作業種類及び作業時間数が正確であるかどうかを確認することが必要である。

確認するための手法が、日次での作業日報の精査及び押印であることを前提に、仕様書では、作業日報に調査職員の押印を要求しているが、2022年12月及び2023年1月の作業日報において、調査職員による押印がないものが複数あった。他の業務の影響等により作業日報の押印手続きができなかった日があったとのことである。

この点、担当所属担当職員は、日次で「能登空港除雪状況報告書」を作成することで、受託者の活動状況を確認・記録している。また、月次での業務完了報告書の担当所属における承認手続きにおいて、作業日報と「除雪作業状況報告(作業種類ごとの稼働時間を証明するタコグラフを含む)」との照合も実施している。

日次での「能登空港除雪状況報告書」の作成及び承認、及び月次での作業日報と「除雪作業状況報告」との照合手続きが適切に実施されるのであれば、調査職員による日次での作業日報への押印を求める意義は高くないと思われる。

現状の業務フローの再検討を行い、必要に応じて仕様書の文言の変更要否についても検討し、効果的かつ効率的な業務運営を図ることが望まれる。

③ 暴力団排除条項の記載(意見 C-6-2(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

④ 再委託禁止条項の記載(意見 C-6-3(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

7. 能登空港 滑走路端安全区域(調査)業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	企画振興部 能登空港管理事務所
委託契約名称	能登空港 滑走路端安全区域(調査)業務委託
委託先名称	興信工業株式会社
委託契約の概要	滑走路端安全区域(RESA)の土質調査
契約を委託した理由	土質調査は、調査のために特殊な機械を使用すること、また分析や解析に土質調査に関する専門の知識が必要であるため、専門業者に委託することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4年10月12日
契約期間	R4年10月12日～R5年3月28日
完了年月日	R5年3月28日
同一先との連続契約期間	1年
予定価格(税込)	3,883,000円
予定価格の積算方法	土木工事標準積算書に基づき積算した。
契約金額(税込)	3,064,600円
令和4年度決算額(税込)	4,972,000円
契約方法(業者数)	指名競争入札(8者指名)
契約方法の選択理由	業務に対する技術的適性を勘案し有資格者名簿より8者を指名した。
契約変更の有無	有

契約変更の理由	土質が想定より悪いため調査方法変更し工期延長の契約変更
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第1項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	成果品の報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	成果品報告資料判定及び調査職員より業務状況を聴取し設計書どおり履行されていることを確認している。
事業の目的	盛土材として性状を調査
期待する効果	盛土材として使用できるかの判断
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第 7 条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 41 条の 3 により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、滑走路端安全区域(RESA)の土取場候補地を対象に土質調査を実施し、盛土材としての使用可否を評価することが目的であり(特記仕様書に記載)、受託者には土質調査に関する専門的知識が要求される。そのため、担当所属において「本庁執行の委託業務における業者指名者数(平成 15 年 6 月、土木部)」を参考に有資格名簿から 8 者を選定し、指名競争入札を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は認められなかった。

D. 県民文化スポーツ部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	女性県政学習バス運行委託	指名競争入札	4,716,085
2	受付・案内・解説等業務委託	指名競争入札	20,425,086
3	明治期地籍図修復及び保存容器作製業務委託	一般競争入札	4,972,000
4	石川県立図書館サービス業務委託	随意契約	92,840,000

1. 女性県政学習バス運行委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	県民文化スポーツ部 男女共同参画課
委託契約名称	女性県政学習バス運行業務委託<中能登地区>
委託先名称	北鉄能登バス株式会社
委託契約の概要	「県政学習バス」の運行

契約を委託した理由	事業期間(5月～11月)の間、継続して大型バスを運行する必要があるため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年5月6日～R4年11月30日
完了年月日	R4年11月30日
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	適正な市場価格や業者の入札の見込みをたてるのが困難なため、運輸局公示の「変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲」のうちの上限価格で設定している(北陸信越運輸局「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(平成26年3月25日公示第121号(一部改正))。 なお、上記、運輸局公示資料の下限価格を最低制限価格としている。
契約金額(税込)	一定期間継続して行う単価契約のため、1kmあたりの運賃と1時間あたりの運賃それぞれの金額を設定している。 時間制運賃:5,599円/時 距離制運賃:132円/km
令和4年度決算額(税込)	4,716,085円
契約方法(業者数)	指名競争入札(12者指名12者入札)
契約方法の選択理由	施行令第167条第1項第1号による
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第9号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第7条に従い、委託業務執行結果報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	運行の際に県職員が添乗員として乗車し、運行時間及び走行距離を当日のバス運転手と突き合わせて確認し、運行日ごとに運行報告書を作成している。
事業の目的	女性の団体やグループ等を対象に、県施設等の見学を通じて、県政等に対する理解を深め、社会参画意識の醸成を図る。
期待する効果	女性の団体やグループ等を対象に、県施設等の見学を通じて、県政等に対する理解を深め、社会参画意識の醸成を図る。
効果指標の有無及び内容	運行台数及び参加人数の実績 R4年運行台数:55台

	R4 年参加人数:1,035 人(コロナ禍でバス 1 台 15~20 人に制限)
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 14 条)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、県及び市町等の施設見学を通して県政等に対する理解を深め、社会参画意欲を高める目的で実施している、県政学習バス事業に係る委託契約である。県政学習バス事業は、①本県在住の女性の団体・グループを対象にした「女性県政学習バス」、②本県在住の小学生団体・グループを対象とした「子ども県政学習バス」、③本県在住の成人男女からなる団体・グループを対象とした「地域県政学習バス」、④本県在住の個人及びグループを対象とした「個人県政学習バス」、⑤本県在住の身体障害者手帳の交付を受けている方を対象とした「身体に障害のある方のための県政学習バス」(別途契約)という 5 つで構成されている。また、参加者は地域別に募集し、県内を「奥能登地区」「中能登地区」「加賀地区」の 3 地区に分け、各地区グループが希望する県内施設の見学を行っている。

本事業は昭和、平成、令和と長期に渡って継続して実施してきた事業であり、開始当初は女性の県政参画を促す目的が強く「女性」という名称が入っている。現在も「女性県政学習バス」が 8 割程度を占めており、女性団体・グループ向けで実施される比率が高いが、県施設を県職員から直接説明を受ける機会を持てることなどが参加者には好評で、利用者満足度も高く、子ども向けや個人向けの県政学習バスへ広がりを見せている。

なお、本業務の参加費について、バス代は無料であるが、各施設の入場料、昼食代、駐車料金、高速道路料金及び傷害保険料は、個人、または参加団体の負担となっている。

監査対象となった契約は「中能登地区」の県政バス事業であるが、同じタイミングで全ての地区の指名競争入札を実施し、地区別で委託契約を締結している。理由としては、各地区の出発地点は「奥能登地区」であれば奥能登総合事務所(輪島市)、「中能登地区」であれば中能登総合事務所(七尾市)、「加賀地区」であれば、県庁(金沢市)であり、県内全域を特定の 1 者とする、委託者の車庫から各出発地点までの距離が遠くなり、コストが増えるためである。入札に際しては、入札者の車庫から各出発地点までの距離等を考慮の上で、入札額を算出するよう求めていることから、「奥能登地区」と「中能登地区」は複数者が最低制限価格で入札しているものの、入札者の車庫が出発地点と最も近い業者が最低価格となって落札することとなり、結果的に 6 年以上も同一相手先との契約が続いている。「加賀地区」に関しては、入札者の車庫と出発地点までの距離について、同一業者が複数存在し、くじ引きにより落札者を決定している。

指名業者の選定方法としては、県の入札参加資格者名簿の等級がBランク以上で、大型バスを 3 台以上保有している事業者を抽出し、直近の入札辞退の状況と各出発地点から 30 キロ程度以上離れている業者を除いて全ての業者を指名している。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 D-1-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 子ども・地域県政バスの計画数見直し(意見 D-1-2)

子ども県政バスと地域県政バスの倍率が高く、計画数の見直しを検討することが望まれる。

各地区での女性県政バス、子ども県政バス、地域県政バス、個人県政バスのバス運行計画及び実績は【令和4年度バス運行台数実績】の通りである。令和4年度については女性県政バスの倍率が1を割っており、子ども県政バス、地域県政バスは高い倍率となっている。県政を学習したい方々に広く参加してもらえるよう、計画数の配分の見直しを検討することが望まれる。

【令和4年度バス運行台数実績】 (出所:担当部課作成の女性県政学習バス運行状況)

	加賀地区				中能登地区			
	申込数	実績	計画	倍率	申込数	実績	計画	倍率
女性	47	47	62	0.8	58	43	57	1.0
子ども	22	10	6	3.7	3	2	4	0.8
地域	19	5	5	3.8	8	6	3	2.7
個人	-	4	4	-	-	4	4	-
	奥能登地区				合計			
	申込数	実績	計画	倍率	申込数	実績	計画	倍率
女性	36	33	43	0.8	141	123	162	0.9
子ども	5	4	3	1.7	30	16	13	2.3
地域	11	9	5	2.2	38	20	13	2.9
個人	-	3	3	-	-	11	11	-

※「倍率」＝「申込数」/「計画」

2. 受付・案内・解説等業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	県民文化スポーツ部 歴史博物館
委託契約名称	石川県立歴史博物館受付・案内・解説等業務委託
委託先名称	松村ビジネスサービス株式会社
委託契約の概要	石川県立歴史博物館における受付・案内・解説等業務の実施
契約を委託した理由	民間ノウハウ活用等により施設管理の効率化、業務効率化を図るため業者に委託している。
契約年月日	R4年3月15日
委託期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	5年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえた単価と稼働時間により積算し決定した。

契約金額(税込)	20,169,996 円
令和 4 年度決算額(税込)	20,425,086 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5 者指名、5 者入札)
契約方法の選択理由	本業務は当館の受付・案内・解説等を行うものであり、県内において一定数の人員を確保しながら、年間を通して切れ目なく業務を執行できることが必要であることから、競争に加わるべき者が一般競争入札に付す必要がないと認められる程度に少数であると判断したため。
契約変更の有無	有
契約変更の理由	最低賃金の改正に伴う契約変更
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 12 条に従い、完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	完了報告書と仕様書を突き合わせて確認する他、当初積算との乖離がないことを確認している。
事業の目的	博物館の安定的な運用
期待する効果	博物館の安定的な運用
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 17 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 4 条、委託仕様書 10(2) 一般的事項により個人情報取扱について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 18 条により、暴力団又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められる場合の契約解除権について定めている)

本契約は、石川県立歴史博物館の受付・案内・解説等業務に係る委託契約である。石川県立歴史博物館は、本県の歴史文化活動の中心的な存在として、県内外の考古・歴史・民俗等の貴重な資料を展示することにより、郷土の歴史に関する県民の理解を一層深めるとともに、観光客への情報発信を目的としている。中期経営目標によれば、直近の利用者数及び入場料収入は、以下の通りとなっている。

【利用者数及び入場者収入の推移】 (単位: 人、千円)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
利用者数	155,586	174,753	151,807	97,238	122,753
入場料収入	10,339	10,211	17,653	5,106	12,952

当施設では、経費節減・効率化のため、清掃業務及び駐車場管理業務について隣接する美術館、能楽堂を加えた一括入札を実施してきたほか、受付・案内・解説員については、平成 19 年度に直接雇用から民間委託への切替を行っている。受付・案内・解説等に係る業務について、委託への切替検討時に直接雇用とのコスト比較を実施した結果、委託によるコスト削減効果が大きかったため、以降、継続

して委託契約を締結している。現在、10 数名の受付・案内・解説員を、展覧会のスケジュールや繁閑に応じて館内に配置している。

本業務においては、5 者による指名競争入札にて契約の相手方を特定しており、同一先との連続契約期間は 5 年となっている。

なお、最低賃金の改正を理由として、令和 4 年 10 月に変更契約書を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 D-2-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約は 5 者による指名競争入札により行われており、同一契約先との継続契約期間が 5 年となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるため、恣意性が排除された上で、合理的な理由により選別が行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者検討表上、県の入札参加資格者名簿から 14 事業者の候補者を選定して記載されているが、直近の入札結果や各事業者の業務遂行能力や評判、金額規模より判断し、5 事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、県によれば、本業務について、指名業者の選別に関する内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5 者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

3. 明治期地籍図修復及び保存容器作製業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	県民文化スポーツ部 図書館
委託契約名称	明治期地籍図 修復及び保存容器作製業務委託
委託先名称	株式会社資料保存器材
委託契約の概要	貴重資料の修復等
契約を委託した理由	貴重資料の修復は専門業者による保存修復処置が必要なため。
契約年月日	R4 年 9 月 27 日
契約期間	契約締結日から R5 年 3 月 31 日まで

完了年月日	R5 年 3 月 29 日
同一先との連続契約期間	継続契約なし(同種業務は、必要な都度入札にて契約者を選定)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	他の県立施設での修復委託に係る積算方法を参考に、過去の同種業務の実績を考慮したうえで、修復費、採寸費、台差し式保存箱資材費、修復作業所への地籍図の往復輸送費を見込んで積算。
契約金額(税込)	4,972,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	4,972,000 円
契約方法(業者数)	一般競争入札を実施(1 者)
契約方法の選択理由	指名競争入札、随意契約とすべき特定の条件下にないため。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務報告書(文章及び写真で補修の状況、修復前後の地籍図の状況がまとめられている)で確認。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	有(納品後の検品にて検証を実施)
事業の目的	経年劣化等により閲覧困難となっていた貴重資料を修復することで、資料を閲覧に供することを可能とする。また、修復済みの貴重資料であればデジタル化作業も可能となることから、デジタルアーカイブ(SHOSHO Ishikawa)の資料数の増加に繋げることを目的とする。
期待する効果	資料の適切な保存管理、利用者満足度向上、デジタルアーカイブの点数増
効果指標の有無及び内容	貴重図書の修復及びデジタル化の優先順位を決めるための指標として、「貴重資料の閲覧件数」を把握している。 R4 年 7 月 16 日(開館日)から R5 年 3 月 31 日までの貴重資料の閲覧件数は約 100 件で、そのうち 16 件が地籍図の閲覧であり、地籍図の閲覧ニーズは高いといえる。
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 3 条)
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第 14 条により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 16 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、貴重資料である明治期地籍図 33 点の修復及び修復後の貴重資料を 1 点ずつ保存する

容器の作製業務であり、一般競争入札の結果、1 者の入札で契約が締結されている。

石川県立図書館では、多数の貴重資料が保管されているが、修復に要する予算には限りがあることから、移転前の旧石川県立図書館の頃から閲覧依頼が多かったものを優先して修復する(本事業)とともに、修復された貴重資料をデジタル画像として保存する事業を実施している(デジタル画像で保存する事業は別事業)。石川県立図書館では貴重資料は「貴重資料書庫」に保管されており、石川県立図書館の所蔵資料全てが検索できるサイト「SHOSHO Ishikawa」で閲覧予約ができ、図書館内の「貴重資料閲覧室」で閲覧が可能である。修復済みの貴重資料でデジタル画像化が済んでいるものは「SHOSHO Ishikawa」で閲覧できるようになっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 1 者応札への対応(意見 D-3-1)

同種業務で同一先による 1 者応札が継続している場合は、理由を聞き取り等し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを検討すべきである。

地籍図の修理及び保存容器作製業務は、必要に応じて一般競争入札を実施しており、令和 4 年度は本契約の 1 契約、令和 3 年度には 2 契約を締結している。3 契約とも一般競争入札による契約方式を採用し、入札者は本契約の受託者 1 者となっている。担当所属によると、1 者応札の理由は、限られた期間で修復点数が多いことが考えられるとのことである。

継続契約ではないものの、同種の業務の一般競争入札が同一事業者による 1 者応札となっているため、入札資格を持っていると想定される事業者への入札しない理由の聞き取り等し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを検討することが望まれる。

なお、聞き取り等は、1 者応札が判明したタイミングでの実施が想定されるが、本契約の地籍図の修理等の業務委託は、当面予定されていないことから、業務の発生が見込まれた時点で、適切な競争が起きよう、契約方法や仕様書等の見直しについて検討することを望むものである。

4. 石川県立図書館サービス業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	県民文化スポーツ部 図書館
委託契約名称	石川県立図書館サービス業務委託
委託先名称	株式会社図書館流通センター
委託契約の概要	カウンターでの利用者対応、新規資料の登録作業等
契約を委託した理由	石川県立図書館におけるサービス業務に、民間事業者の有する知識や経験、ノウハウを活用して、より効果的、効率的な業務遂行を進めることにより、図書館利用の一層の促進と、利用者の満足度を高めるため。
契約年月日	R4 年 4 月 8 日
契約期間	契約締結日から R7 年 3 月 31 日まで
完了年月日	R7 年 3 月 31 日

同一先との連続契約期間	1年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	人件費、事務費、管理費の区分により算出。
契約金額(税込)	315,920,000円(3年間)
令和4年度決算額(税込)	92,840,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者、公募型プロポーザル)
契約方法の選択理由	昨今の他都道府県立図書館の事例に倣いプロポーザル審査とした(例:大阪府立、沖縄県立、大分県立)。業務委託の内容が多岐にわたり、利用者に直接接する業務も多いことから、単に価格競争のみで業者選定をおこなうことは不適切であり、プロポーザル方式を採用している。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務報告書(日報)、業務報告書(月報)、業務報告書(年報)にて履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	有(月2回の定例会議にて実績報告結果について検証を実施している)
事業の目的	石川県立図書館におけるサービス業務に、民間事業者の有する知識や経験、ノウハウを活用して、より効果的、効率的な業務遂行を進めることにより、図書館利用の一層の促進と、利用者の満足度を高めること。
期待する効果	ルールを守り滞ることのない図書館サービスを提供することによって、利用者満足度向上を図る。
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第3条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第15条により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第17条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、石川県立図書館サービス業務に係る委託契約であり、令和4年4月8日から令和7年3月31日までの複数年契約となっている。

石川県立図書館は、令和4年7月に開館している。金沢市本多町にあった旧県立図書館は建設から半世紀を超えて老朽化が進み、耐震基準を満たしていないとの診断があり、また、閲覧スペースが狭

く書庫が分散して設置され、駐車場も少なかった。そのため、平成 28 年 3 月に策定された石川県長期構想にて、移転・建替が明記された。なお、旧石川県立図書館は県職員により運営がなされ民間委託は行われていなかった。

県民の多様な文化活動・文化交流の場として、県民に開かれた「文化立県・石川」の新たな知の殿堂となることを基本構想に、図書の貸出や閲覧だけでなく、公文書館機能・文化交流機能を一体的に整備している。書庫収蔵能力は約 200 万冊、閲覧席は約 500 席となる。

本委託業務の主な内容は、貸出・返却を含む図書館内カウンターでの利用者対応、新規資料の登録作業等であり、公募によるプロポーザル審査の結果、令和 4 年 3 月に(株)図書館流通センターを委託候補者として選定し、これに基づき令和 4 年 4 月に随意契約を締結している。なお、プロポーザルへの参加は(株)図書館流通センター1 者のみであった。

対象業務の詳細については、「石川県立図書館サービス業務委託」仕様書にて事細かに記載されている。

(2) 監査の結果及び意見

① プロポーザル方式におけるガイドライン等の整備(意見 D-4-1(総括意見 9))

プロポーザル方式の実施に関するガイドライン等を整備することが望ましい。

本契約においては、公募型プロポーザル方式により契約の相手方が選定され、その結果に基づき、随意契約により委託契約が締結されている。

県の「会計事務の手引」には、プロポーザルに関する記載はなく、担当所属に質問したところ、公募型プロポーザルについて要求される手続や関係規定等を整理した資料が存在するか否か、また存在する場合どこにあるのかが不明であり、自部局もしくは他部局にて過去に公募型プロポーザルを実施した事例を参考に、本契約における手続を進めたとの回答を得た。なお、県における過去の委託契約を一覧できる体制にはなっておらず、過去にどのような公募型プロポーザルが行われていたかを網羅的に把握することも困難のことであった。

プロポーザル方式における業務の流れや手順等について、業務記述書やマニュアル類(ガイドライン等)にて明確となっていない場合、必要な手続の脱漏や、法令及びルールからの逸脱、といったリスクがある。また、事務手続に係るノウハウが共有されないことで手続の有効性・効率性を阻害する可能性がある。

E. 健康福祉部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	精育園外部埋設給水配管取替工事業務委託	随意契約	27,525,300
2	中央病院清掃等業務委託	一般競争入札	112,090,000
3	中央病院医事業務委託	随意契約	207,240,000
4	中央病院経営コンサルティング業務委託	随意契約	6,050,000
5	こころの病院清掃及び夜間警備業務委託	指名競争入札	28,296,400
6①	石川県保健福祉センター動物飼育管理等業務委託	随意契約	5,776,663
6②	石川県南部小動物管理指導センター動物飼育管理等業務委託	随意契約	20,265,371
7	犬及び猫の搬送事業委託	指名競争入札	3,305,500
8	いしかわ結婚支援推進事業委託	随意契約	47,540,000

1. 精育園外部埋設給水配管取替工事業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 障害保健福祉課
委託契約名称	精育園外部埋設給水配管取替工事業務委託
委託先名称	社会福祉法人徳充会
委託契約の概要	外部埋設給水配管の取替工事
契約を委託した理由	精育園は、指定管理者制度を導入しており、県と(社福)徳充会との間で指定管理の協定が結ばれていて、施設の維持管理及び修繕に関する業務を(社福)徳充会が行うこととなっている。
契約年月日	R4 年 9 月 21 日
契約期間	R4 年 9 月 21 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	1 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	配管業者の設定している単価等により積算して決定した。
契約金額(税込)	27,525,300 円
令和 4 年度決算額(税込)	27,525,300 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)
契約方法の選択理由	精育園は、指定管理者制度を導入しており、県と(社福)徳充会との間で指定管理の協定が結ばれていて、施設の維持管理及び修繕に関する業務を(社福)徳充会が行うこととなっている。 このことから、本工事についても施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とした。

随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 7 条に従い、完了写真、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認した。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	本工事は、水漏れ修理のための工事であるため、水漏れしていた箇所からの水漏れがなくなっていることを確認した。
事業の目的	外部埋設給水配管取替工事の迅速な実施
期待する効果	外部埋設給水配管取替工事の迅速な実施
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 5 条)
再委託の業務範囲	全て
再委託金額	27,525,300 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	徳充会経由で再委託先から完成写真を入手し、再委託先における業務の履行を確認した。
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、精育園の外部埋設給水配管取替工事業務に係る委託契約である。精育園は指定管理者制度を導入しており、県と(社福)徳充会との間での指定管理協定により、施設の維持管理及び修繕に関する業務を(社福)徳充会が行うこととなっている。その結果、1 者見積りによる随意契約を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 E-1-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 再委託の基準と運用の明文化(意見 E-1-2(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約においては、委託業務に係る履行の全部を第三者である(株)三宅配管へ委任し、いわゆる一括再委託がなされている。再委託にあたっては、受託者である(社福)徳充会から申請を受け、県が承認を行っている。

県は、本契約における受託者と、別途、精育園の管理に関する基本協定書を締結し、(社福)徳充会が同施設の指定管理者となっている。

基本協定書において明示されている管理業務の内容に「精育園の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務」が含まれていること、工事実施にあたり施設利用者の安全に配慮する必要があることから施設の指定管理者である(社福)徳充会を受託者とするのが適切と考えられること、(社福)徳充会を受託者とする事で工事に係る業者選定や事務に係る県の負担を軽減できること等の理由に

基づき、給水配管取替工事に係る本委託契約について、(社福)徳充会を受託者として随意契約を締結している。

なお、再委託金額は、県と(社福)徳充会との委託契約書における契約金額と同一となっており、本件の再委託に際し(社福)徳充会側で利益の発生はない。

上述の通り、本委託契約に関し、(社福)徳充会を委託先として随意契約を締結すること、また、徳充会が本委託契約の全ての業務を再委託することには一定の合理性があると考えられる一方、県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の可否については個別案件ごとに申請・承認がなされている状況にあることから、再委託に関する取扱いが統一的になされないリスクがある。

2. 石川県立中央病院清掃等業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 中央病院
委託契約名称	清掃等業務委託
委託先名称	太平ビルサービス株式会社
委託契約の概要	清掃等業務を行うもの
契約を委託した理由	施設における清掃業務には、日常清掃、定期清掃など多くの労力が必要であり、職員が行うよりも専門の業者に委託する方が効率的であることから、契約を委託している。
契約年月日	R4年3月18日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	労務単価(国土交通省が公表している「令和4年度建築保全業務労務単価について」の清掃員日割基礎単価)と稼働日数(清掃内容によって日数を算出)等により直接人件費を積算し、直接物品費、業務管理費、一般管理費等は「建築保全業務積算基準」で定める率を乗じて算出し、決定した
契約金額(税込)	112,090,000円
令和4年度決算額(税込)	112,090,000円
契約方法(業者数)	一般競争入札(3者入札)
契約方法の選択理由	特規による適用基準額以上の予定価格のため、特定調達契約に係る一般競争入札とした。

	入札参加資格としては、入札参加資格者の等級、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであること、医療法第1条の5第1項に規定する病院(延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る)において、R2年1月1日以降、12か月以上継続して施設清掃の実績があること、医療法施行規則第9条の15で定める清掃の業務を適切に行う能力のある者の基準に適合している者であること、受託責任者は必要な知識を有し、実務経験が6年以上(医療機関の清掃業務について実務経験が3年以上)かつ、病院清掃受託責任者講習を修了した者であること、一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定を受けたものであることなどの条件を付している。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	日次で清掃作業日報の提出を受けると共に、巡回や立会による現場確認を実施し、年次で、委託契約書第10条で定めている委託業務執行結果報告書により履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託業務執行結果報告書の確認のほか、仕様書の作業内容と乖離がないことを確認している。
事業の目的	施設の衛生管理
期待する効果	清潔で衛生的な療養環境の維持と施設の長寿命化
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第4条により、再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第32条により、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第22条6項により、暴力団排除について定めている)

本契約は、中央病院の清掃等業務委託であり、予定価格総額が3千万円以上であることから、地方公共団体の物品等及び特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する特定調達契約に該当し、特定調達契約に係る入札手続きがなされている。

本契約で実施すべき業務は、病院の本棟(地下1階～10階)、病院外構、エネルギーセンター棟、院内保育所の清掃と、病院内の搬送等業務(リネンやカルテ等の回収等)である。

県庁舎は清掃業務を階層で2つに分け、外構についても別の契約としているが、中央病院では全ての清掃業務を1つの業者に依頼している。県庁舎の清掃業務は予定価格の30%や50%程度の入札額で契約できていることから、本契約についても、契約を分割し、今以上に、競争性を高めることができないか担当所属と意見交換を行った。医療機関の清掃は、県庁舎の清掃と違い、医療法施行規則第9条の15で定める清掃業務を適正に行う能力のある者の基準に適合していること等、そもそも入札参加資格が異なり、契約を分割したからと言って、県庁舎の清掃と同じような競争が起きるかは疑問があるとの回答を得た。

外構部分であれば、医療機関の清掃経験を求めなくてもよいのではないかと考えたが、担当所属によると、病院の外構には、感染の恐れがあるものが落ちていることもあり、医療機関の清掃経験が不可欠であるとの回答を得た。

(2) 監査の結果及び意見

① 入札参加資格、契約単位、契約期間等の見直しの検討(意見 E-2-1)

競争性を高めるためにも、他の医療機関の清掃業務委託契約を調査し、入札参加資格、契約単位、契約期間等に見直しの余地がないか検討すべきである。

現状、特定調達手続を行っているが、結果として6年以上、同一先との契約が継続している。また、予定価格と近似する契約額となっており、県庁舎と比較すると競争性が低いと考えられる。

県庁舎の清掃業務と異なり、医療機関の清掃経験が必須ではあることなどが要因として考えられるが、他の医療機関の入札参加資格や契約単位、契約期間等を調査し、見直しの余地がないか検討することを望む。

監査人が近隣県の県立病院について入札参加資格、契約単位、契約期間を調べたところ、下表の通りであった。本県においては、受託責任者に求める経験が他県より厳しい要件になっているといえ、入札参加資格者要件について見直しの検討余地があると考えられる。また、他の病院では、契約単位を分けたり、契約期間が長い契約が存在していた。他県病院と情報交換し、経済性・効率性を考慮した対応を検討するよう望む。

(参考)【契約単位・契約期間の比較】

	病床数	契約単位	契約期間
石川県立中央病院	630床	清掃業務委託	1年間
富山県立中央病院	733床	院内全域の清掃業務委託	2年間の長期継続契約
福井県立病院	759床	本棟その1、本棟その2に分けている	3年間
新潟県立中央病院	530床	清掃業務委託	3年間
長野県立信州医療センター	320床	清掃業務委託	3年間
岐阜県立総合医療センター	620床	清掃業務委託	1年間

(出所:監査人が各県のウェブサイト公表されている情報より作成)

(参考)【主要な入札参加資格の比較】

	入札参加 資格等級	事業者の経験	受託責任者の経験	その他
石川県立 中央病院	Aランク	延床面積 3,000 m ² 以上の病院において12か月以上継続して施設清掃の実績	実務経験が6年以上、うち医療機関の清掃業務についての実務経験が3年以上あり、かつ、病院清掃受託責任者講習を修了した者	受託業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃等に着手できる者
富山県立 中央病院	Aランク	500床以上の病院を有する同一の公的病院又は大学の附属病院において、そのほぼ全域を対象とする日常的清掃業務を継続して2年以上実施した実績	500床以上の病床を有する公的病院又は大学の附属病院において、通算2年以上の受託責任者経験	—
福井県立 病院	等級の要件なし	500床以上の病院の清掃業務を継続して12か月にわたり元請をした実績	設定なし	受託業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃や苦情対応等に着手できる者
新潟県立 中央病院	等級の要件なし	200床以上の病床数を有する病院の清掃業務を12か月以上継続して行った実績	設定なし	—
長野県立 信州医療 センター	Aランク	過去5年以内に、300床以上の病院において同種の業務を確実に履行した実績	設定なし	長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有するもので、委託業務を単独で履行できる者
岐阜県立 総合医療 センター	等級の要件なし	病床数が500床以上の病院において、12か月以上継続して履行した実績	特になし	資格を有する職員の在籍 (病院清掃受託責任者、建築物県境衛生管理技術者、清掃作業監督者、建築物清掃管理評価資格者、ビルクリーニング技能士、感染制御衛生管理士、防除作業監督者)

※すべての病院で、医療法施行規則第9条の15各号に定める基準を満たしていることを求めていることから、当該項目は上表に記載していない。また、(一財)医療関連サービス振興会の医療関連サービスマークの認定についても、新潟県立中央病院以外は要件として設定していたため、上表への記載をしていない。

3. 石川県立中央病院医事業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 中央病院
委託契約名称	医事業務委託
委託先名称	株式会社ソラスト北陸支社
委託契約の概要	窓口受付、レセプト作成等
契約を委託した理由	医療関係法規、医療保険制度及び診療報酬請求制度への理解が必要となる当業務については、直接雇用で募集をかけるよりも、専門知識、経験及び実績を有する業者に委託する方が、安定かつ効率的な遂行を図るうえで妥当と判断したため。
契約年月日	H31年3月29日
契約期間	H31年4月1日～R5年3月31日(債務負担行為)
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	10年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	契約前年度の業務従事者数及び勤務時間数の実態に契約前年度の委託料から試算された時給を乗じて算出している。
契約金額(税込)	813,888,000円(当初契約額)(4年間) 827,076,000円(消費増税後)(4年間)
令和4年度決算額(税込)	207,240,000円
契約方法(業者数)	随意契約(2者、公募型プロポーザル)
契約方法の選択理由	診療報酬明細書(本文中「レセプト」という)作成業務等において、内容点検、返戻レセプト等への対応方法、人員配置等を提案方式により、より効果的な方法を取り入れ、委託業務を実施したため。 上記の理由により、施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	消費税法改正に基づく契約変更 (R元年10月より消費税を8%から10%へ変更)
契約保証金	免除

契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第 5 条に従い、委託業務執行結果報告書の提出を受けるとともに、医事課にて統括責任者より業務報告を受けている。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	日々の業務で問題等が発生すれば、院内の統括責任者等を通じ、都度対応する(選定業者は、院内外での実績が豊富なため、安定かつ適正に業務遂行された)。
事業の目的	外来及び入院等の病院の根幹をなす医事業務の安定的かつ適正な遂行
期待する効果	外来及び入院等の病院の根幹をなす医事業務の安定的かつ適正な遂行
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 15 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第 14 条により、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 18 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、中央病院の医事業務委託である。当業務は、医療関係法規、医療保険制度及び診療報酬請求制度への理解が必要であり、レセプト作成業務において、効率的な作業体制を構築でき、かつ、安定的な人員配置を可能とする業者に委託したいと考え、公募型のプロポーザル形式で契約先を選定している。

当業務は病院の窓口業務及び報酬に直結するレセプト業務という重要な業務であること、及び効率性の観点から、契約期間を 4 年としている。過去は奇数年のこともあったが、2 年に 1 回の診療報酬改定と業者変更が重なると、業務に支障が生じたことから、偶数年の 4 年としている。

平成 17 年度の包括外部監査において、本契約が監査対象となり、人件費の積算において、必要人員で人件費を積算するのではなく、実際の人数に基づいて積算すべきであること、時間外手当の前年度実績が委託先からの報告である点、病院側でも適時、時間外作業時間をチェックし、業務内容に対して従事人員が適切であったかの評価を行うよう意見している。令和 4 年度の予定価格の積算は前年度の業務従事者数及び実際の勤務時間数をベースに算出されていた。また、業務従事者数や時間外実績等は委託先から適時報告を受けていること、窓口という患者に接した業務をしていることから、内部での業務時間管理だけでなく、患者からの声も参考に業務達成に必要な人員数の検討を行っているとのことであった。

(2) 監査の結果及び意見

① 「石川県立中央病院医事業務選定委員会設置要領」への追記(意見 E-3-1)

「石川県立中央病院医事業務選定委員会設置要領」には、委員や委員長が欠席した場合の取り扱いが明記されていないため、記載を追加する必要がある。

本契約においては、公募型プロポーザル方式により契約の相手方が選定され、その結果に基づき、随意契約により委託契約が締結されている。

中央病院では、業者を選定する委員会をどのように組織するか「石川県立中央病院医事業務選定委員会設置要領(以下、「設置要領」という。)(平成 25 年施行)で定めており、採点については「石川県立中央病院医事業務委託プロポーザル審査基準」を準備し、評価方法を明確にしている。

しかし、平成 30 年度のプロポーザルの実施に際し、設置要領で選定委員会の委員長とされている「石川県立中央病院の管理局长」が不在の中、選定委員会が開催されている。

当時の議事録によると、管理局次長を委員長として、委員会を開いている。しかし、設置要領には、委員長が欠席した場合の取り扱いや委員が欠席した場合の選定委員会の有効性に関して記載がない。

不測の事態により、委員長及び委員が欠席する可能性も考えられるため、欠席者が生じた場合の取り扱いについて、設置要領に記載することが必要と考える。

具体的には、以下の変更案が考えられるため、検討を望む。

現状	変更案
第 4 条 委員長は、選定委員会を主宰する。 2 選定委員会の開催は、委員長が必要に応じて招集する。	第 4 条 委員長は、選定委員会の議長を務める。委員長が欠席の場合は、出席委員の互選によってその都度議長を選出する。 2 選定委員会の開催は、委員長が必要に応じて招集する。委員長に事故あるときは、他の委員が招集することができる。 3 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し(選定委員会が適切と考える参加者数への見直しが必要)、出席委員の評価点数の合計をもってこれを行う。評価点数が同点のときは議長の決するところによる。

4. 石川県立中央病院経営コンサルティング業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 中央病院
委託契約名称	経営コンサルティング業務委託
委託先名称	株式会社医療福祉運営機構
委託契約の概要	病院経営のコンサルティング業務
契約を委託した理由	経営強化のための各種分析、今後の医療動向や需要から、収支均衡を目指した中長期的な計画の策定など、病院経営は専門性の高い業務であるため、人事異動を伴う職員に対して、経営に必要なノウハウを継続的に提供・支援を受け、健全な病院経営を確保するため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日

契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	9年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	前年度の実績等を踏まえ、項目毎の業務内容に応じ単価×想定される日数で積算。
契約金額(税込)	6,050,000円
令和4年度決算額(税込)	6,050,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	病院経営に、経営管理を取り入れた経営管理学科を国内では先駆的に設立し、病院を経営面からサポートする豊富なノウハウを有する国際医療福祉大学の、総合グループ企業として、そのノウハウの実践や普及を行う機能を有している、(株)医療福祉運営機構からは、グループ全体のノウハウを生かすことにより、一般的な病院経営コンサルティング業務のみならず、当院が必要とする企画経営担当職員等への教育・指導、組織整備に必要なノウハウ等の提供を受けることができる。また、新病院開院前から、経営強化のために継続的にサポートを受けて経営改善につなげてきており、当該業務の性質又は目的が、競争入札に適しないため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約とする。
随意契約の根拠条文	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による随意契約
契約変更の有無	無
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第8条に従い、委託業務執行結果報告書の提出を受け、履行の確認をしている。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託業務執行結果報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初予定していた業務内容と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	県立中央病院の診療・経営の分析や、健全な病院経営を確保するための、経営企画の支援等に関するコンサルティング業務
期待する効果	健全な病院経営を確保するための取り組み、中長期計画、業務に直結する実践的な経営企画等の支援
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無

再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 14 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第 12 条により、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 17 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、中央病院の経営コンサルティング業務である。当病院は平成 29 年に建替えを実施しており、建替えによるコスト増で赤字が見込まれたことから、平成 26 年度より(株)医療福祉運営機構へ経営コンサルティング業務を委託している。具体的には、人事異動の多い自治体病院で、病院内の経営企画室の職員が、医療の知識をもって、病院経営の健全化を図れるようにするため、受託者より、経営分析方法の指導、経営改善や経営企画に関する問い合わせ・相談による支援、最新の医療情報の提供を受けている。基本的に意見交換やアドバイスを受け、当室職員が分析等を実施していくため、当業務自体で直接の成果指標は設けていない。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は認められなかった。

5. 石川県立こころの病院清掃及び夜間警備業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 こころの病院
委託契約名称	清掃及び夜間警備業務委託
委託先名称	太平ビルサービス株式会社
委託契約の概要	清掃及び夜間警備業務委託
契約を委託した理由	清掃委託は、プロの清掃サービスが受けられることが最大のメリットである。毎日掃除をしても汚れは蓄積していくため、定着した汚れを落とすには時間も労力もかかる。研修を受けた清掃スタッフにまかせることで、豊富な技術や知識をもとにプロの仕上がりが期待できる。夜間警備委託は、適切な教育を受け、研修を受けたプロの警備員に任せたほうがメリットが高いため契約を委託している。
契約年月日	R4 年 2 月 28 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	26 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績等を踏まえ精査した上で、R4 年度予算を算出しており、これをもとに再計算の上、予定価格とした。
契約金額(税込)	27,940,000 円

令和4年度決算額(税込)	28,296,400 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(8 者指名、8 者入札)
契約方法の選択理由	施行令第 167 条第 1 号の規定による指名競争入札
契約変更の有無	有
契約変更の理由	改築工事(3 期)完成に伴う清掃面積等の増加による。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 10 条に従い、委託業務執行結果報告書の提出を受け、履行を確認しているほか作業日報等により確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書、作業日報等と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	入院患者、来院者、職員の衛生環境の向上及び院内の安全、安心の向上等
期待する効果	入院患者、来院者、職員の衛生環境の向上及び院内の安全、安心の向上等
効果指標の有無及び内容	有(アンケートや投書箱の意見)
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 19 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(「個人情報の取扱いに係る特記事項」により、個人情報の取扱いについて定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 22 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、こころの病院の清掃及び夜間警備に係る業務委託契約である。こころの病院は、精神保健福祉法に規定された設置義務に基づいて県が設置している精神科病院である。病床数は全て精神病床で 400 床、常勤医師数は 13 名、その他の職員数は臨時職員を含めると 300 名超となる。石川県精神科救急医療システムの基幹病院として、24 時間体制で精神科救急患者を受け入れており、また石川県認知症疾患医療センターを併設し、県の認知症医療の中心的存在となっている。

監査対象年度においては、8 者入札による指名競争入札によって契約先が決定されている。同一先との連続契約期間が 26 年と非常に長期にわたっている。なお、病院エントランスの改築による清掃面積の増加に伴い、令和 4 年 11 月に変更契約が締結されている。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 E-5-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約は 8 者による指名競争入札により行われており、同一契約先との継続契約期間が 26 年と非

常に長期間となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるため、恣意性が排除された上で、合理的な理由により選別が行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者検討表上、県の入札参加資格者名簿から13事業者の候補者を選定して記載されているが、直近の入札結果や各事業者の業務遂行能力や評判、金額規模より判断し、8事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく5人以上の指名」(県財規第127条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、本業務について、指名業者の選別に関する具体的な内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

また、本契約においては、入札順位が最下位となった業者を翌年度の指名から外すことで、一部、候補事業者の入れ替えを行っていたが、同一契約先との継続契約期間が26年と非常に長期間にわたっていることに鑑み、当該対応が、指名の公平性・合理性の確保の面から十分であるか検討する余地があると考えられる。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

6①. 石川県保健福祉センター動物飼育管理等業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局課	健康福祉部 薬事衛生課
委託契約名称	石川県保健福祉センター動物飼育管理等業務委託
委託先名称	公益社団法人石川県獣医師会(以下、「石川県獣医師会」という。)
委託契約の概要	保健福祉センターにおける犬・猫等の動物の飼育管理等
契約を委託した理由	保健福祉センターでは、収容した犬や猫等の動物の健康と安全を確保した飼育管理や、新しい飼い主に譲渡する際の適切な飼育管理に関する説明、譲渡した飼い主からのしつけや病気に関する相談対応等が求められる。そのためには、獣医師や動物看護師、トリマー(動物美容師)、訓練士等、犬猫の取り扱いに関する専門知識を有する人材が必要であるため委託している。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	4年

予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ、県で全国の職種別時給等を参考に定めた単価をもとに R4 年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	5,776,663 円
令和 4 年度決算額(税込)	5,776,663 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	本契約の目的達成のためには獣医師や動物看護師、トリマー(動物美容師)、訓練士等、犬猫の取扱いに関する専門知識を有する人材が必要であり、そのような人材と県内全域で多くのつながりを持つ石川県獣医師会と随意契約をすることで、本業務の円滑な実施が可能となるため。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第 11 条に従い、四半期ごとに前月分までの事業実績報告書の提出を受け、保健所長(監督者)が確認した月報と照合し、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	事業実績報告書と仕様書を突合して確認するほか、疑義が生じた場合は保健所長(監督者)に事実を確認している。
事業の目的	石川県保健福祉センターにおける犬猫の飼育管理や譲渡等の業務の適切な実施
期待する効果	石川県保健福祉センターにおける犬猫の飼育管理や譲渡等の業務の適切な実施
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 19 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書の別添「個人情報及び機密情報取扱注意事項」により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 21 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、能登中部保健福祉センター(七尾市)、羽咋地域センター(羽咋市)、河北地域センター(津幡町)の3つの保健福祉センターにおける動物飼育管理等業務を委託している契約である。当該契約は見積り合わせを省略することができる「契約の目的又は性質により相手方が特定される事業であり、

予算等であらかじめ定められた価格で依頼する契約(出要綱第 13(1)ア)」に該当するとして、石川県獣医師会へ予定価格(=予算)での業務提供を依頼している随意契約となっている。

過去は、各保健福祉センターで県採用の技能労務職員や嘱託職員が本業務を担っていたが、職員の高齢化により、退職等に合わせて令和元年度から順次委託へ切り替えている。令和 9 年度には当業務が完全に委託に切り替わる見込みである。

(2) 監査の結果及び意見

① 業務完了前の全額前金払(意見 E-6①-1)

業務委託契約は業務完了後の後払いが原則であり、契約期間中に全額の支払いが完了すべきではないと考えられるため、支払い条件の見直しを検討すべきである。

本契約では、業務委託契約書第 13 条で委託料の前金払を認めており、6 月、7 月、10 月、1 月の各月に前金払を請求することができることとなっている。本契約では契約総額を 4 で割った金額を 4 回の前金払で支払っており、契約期間が 3 月末まで存在するにもかかわらず、1 月末で契約総額の支払いが完了している状況である。

前金払は、施行令第 163 条第 1 項第 2 号(委託料)の規定により、委託料において実施することが認められている。それ以外に、県における詳細なルール等はなく、業務委託契約書で自由な取り決めをすることができる。したがって、契約期間中に契約総額の支払いが完了すること自体は県のルールに違反するものではない。また、石川県獣医師会は民間企業と異なり、倒産等のリスクが低く、支払完了後に業務提供が行われなくなるリスクが極めて低いとも考えられる。しかし、あくまで業務委託契約は業務完了後の後払いが原則であり、契約期間中に全額の支払いが完了すべきではないと考えられる。

なお、契約総額の支払いが契約完了前に行われる理由を担当所属に確認したところ、受託者が業務員に給料を支払うためとの回答を得た。業務員の報酬が即金払であるとは考えられないことから、月次払いで対応することも可能と考えられる。支払い条件の見直しについて、受託者と協議すべきである。

6②. 石川県南部小動物管理指導センター動物飼育管理等業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 薬事衛生課
委託契約名称	石川県南部小動物管理指導センター動物飼育管理等業務委託
委託先名称	公益社団法人石川県獣医師会(以下、「石川県獣医師会」という。)
委託契約の概要	南部小動物管理指導センターにおける犬・猫等の動物の飼育管理等
契約を委託した理由	南部小動物管理指導センターでは、収容した犬や猫等の動物の健康と安全を確保した飼育管理や、新しい飼い主に譲渡する際の適切な飼育管理に関する説明、譲渡した飼い主からのしつけや病気に関する相談対応等が求められる。そのため、獣医師や動物看護師、トリマー(動物美容師)、訓練士等、犬猫の取り扱いに関する専門知識を有する人材が必要であり、委託している。また、南部小動物管理指導センター及び資材保管庫の清掃・施錠等管理についても委託している。

契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	4 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ、県側全国の職種別時給等を参考に定めた単価をもとに R4 年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	20,342,107 円(当初契約額) 20,265,371 円(変更後契約額)
令和 4 年度決算額(税込)	20,265,371 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	本契約の目的達成のためには獣医師や動物看護師、トリマー(動物美容師)、訓練士等、犬猫の取扱いに関する専門知識を有する人材が必要であり、そのような人材と県内全域で多くのつながりを持つ石川県獣医師会と随意契約をすることで、本業務の円滑な実施が可能となるため、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	資材保管庫の管理委託における光熱水費等の確定により減額した。
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第 11 条に従い、四半期ごとに前月分までの事業実績報告書の提出を受け、南部小動物管理指導センター所長(監督者)が確認した月報と照合し、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突合して確認するほか、疑義が生じた場合は南部小動物管理指導センター所長(監督者)に事実を確認している。
事業の目的	南部小動物管理指導センターにおける犬猫の飼育管理や譲渡等の業務の適切な実施及び、南部小動物管理指導センター及び資材保管庫の適切な管理
期待する効果	南部小動物管理指導センターにおける犬猫の飼育管理や譲渡等の業務の適切な実施及び、南部小動物管理指導センター及び資材保管庫の適切な管理
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無

再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 19 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書別添「個人情報及び機密情報取扱注意事項」により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 21 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、南部小動物管理指導センターにおける犬猫の飼育管理・犬猫の譲渡業務・犬猫の引継ぎ業務・犬猫の一時預かりボランティア業務・犬の捕獲業務・治療業務等と南部小動物管理指導センター資材保管庫における清掃・光熱水費支払い等の業務を委託している。当該契約は見積り合わせを省略することができる「契約の目的又は性質により相手方が特定される事業であり、予算等であらかじめ定められた価格で依頼する契約(出要綱第 13(1)ア)」に該当するとして、石川県獣医師会へ予定価格での業務提供を依頼している随意契約となっている。

「南部」小動物管理指導センターという名称ではあるが、当センターが石川県内で唯一、各保健福祉センターで一定期間保護・飼育していた動物をまとめて保護・飼育し、譲渡等も行っているセンターである。過去は、南部小動物管理指導センターで県採用の技能労務職員が本業務を行っていたが、県職員の定年退職等のタイミングで委託に切り替えを行っている。なお、令和 6 年春には、「南部小動物管理指導センター」を閉鎖し、新たに「いしかわ動物愛護センター」が津幡町で開所予定であり、令和 6 年度からは本契約はなくなり、「いしかわ動物愛護センター」と受託者との契約締結となる。いしかわ動物愛護センターの開所に向け各保健福祉センターと役割分担の見直しを検討しているとのことである。

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書に基づいた業務の実施(意見 E-6②-1)

仕様書に記載している作業回数と実績に乖離が生じている場合には、原因を調査し、調査結果の文書化、必要に応じて仕様書の見直しの必要性を検討するべきである。

本業務は「石川県南部小動物管理指導センター動物飼育等管理等業務委託に関する仕様書」が作成されており、当該仕様書には、資材保管庫の管理業務として、施設内の清掃・施設外の清掃・トイレの清掃・開錠、施錠、消灯確認などの業務ごとに、最低基準の業務回数(週 3 回、週 5 日など)が設定されている。

予算は仕様書に記載された最低基準回数を基に積算されているが、精算に際して、実際の実施回数をもとに積算し直されている。実施回数だけではなく、光熱水費の実費と予定の差額についても、変更契約により精算されている。精算金額算出のための資料から、清掃等の実施回数を確認したところ、施設内の清掃は最低基準回数を大きく上回っており、施設外の清掃・トイレの清掃・開錠、施錠、消灯確認は最低基準回数を下回っていた。この点、担当所属に確認したところ、汚れている状況や物品の保管状況によって、受託者から実施頻度について問い合わせを受け、状況を確認したうえで、実施回数を適時変更しているとのことであった。また、仕様書に記載されている回数は、「最低基準」と明記されているものの、「想定される最大の回数」であるとの回答を得た。

適時適切に清掃箇所及び清掃頻度を合意しているのであれば、適切に判断したか否かが分かる根

拋書類を残すべきである。また、仕様書で最低基準回数を明記するのであれば、それが下回っている場合に、最大基準回数を明記するのであれば、それを超えている場合に、その理由を調査し、調査結果を文書化、仕様書の見直しの必要性を検討すべきである。

また、本事業は予算額が契約額となっていることから、最低基準回数では追加予算が必要になる可能性が高く、最大基準回数では過大予算となる可能性が高いといえる。適切な回数を検討した上で、予算を立案すべきである点、留意されたい。

【業務内容別の作業回数】

業務内容	仕様書の業務日(最低基準)	所要時間	回数			
			予定	実績	差異	差異率
施設内の清掃	週3回	1時間	156回	222回	+66回	+42%
施設外の清掃	週2日	0.5時間	104回	85回	△19回	△18%
備蓄用品の棚卸し	四半期毎	7.75時間	4回	4回	-	-
トイレの清掃	週5回	0.4時間	247回	225回	△22回	△8%
解錠、施錠、消灯確認	週5日	0.3時間	247回	234回	△13回	△5%
雨漏り等対応	随時	0.5時間	75回	4回	△71回	△94%
除雪等対応	随時	3時間	10回	5回	△5回	△50%
光熱水費の支払い	随時	請求額について、面積割で県負担分を算出				

(出所:業務内容、業務日は仕様書より、所要時間(予定)、頻度(予定)は予定価格積算資料、頻度(実際)は変更契約のための予定価格積算資料より)

② 業務完了前のほぼ全額前金払(意見 E-6②-2)

業務委託契約は業務完了後の後払いが原則であり、契約期間中にほぼ全額の支払いが完了すべきではないと考えられるため、支払い条件の見直しを検討すべきである。

本契約では、業務委託契約書第13条で委託料の前金払を認めており、6月、7月、10月、1月の各月に前金払いを請求することができることとなっている。本契約では各月で5,040,000円を前金払し、1月末時点で99%の支払いが完了している状況である。

E6①保健福祉センターの業務委託契約では、契約総額の支払いを1月末で終了しているのに対し、本契約では1%程度の支払いが3月末まで残っている。理由は、当契約の業務範囲に、南部小動物管理指導センター資材保管庫の管理業務が含まれており、当該業務は実際の作業回数及び光熱水費の実費と予定価格との差額を精算(3月31日付で契約額を変更する契約を締結)しているため、後日、返金処理が生じないためとのことである。

意見 E-6①-1と同様、支払い条件の見直しについて、受託者と協議すべきである。

7. 犬及び猫の搬送事業委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 薬事衛生課
委託契約名称	犬及び猫の搬送事業委託

委託先名称	千代田運輸株式会社
委託契約の概要	犬、猫等を保健福祉センターから南部小動物管理指導センターへ搬送する。
契約を委託した理由	犬、猫等の適切な搬送のためには動物愛護及び狂犬病予防等の衛生保持の趣旨にのっとった専用車両を用いる必要があるため、専門業者に委託している。
契約年月日	R4年4月28日
契約期間	R4年4月28日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	1者から参考見積書を入手し、過去の実績(搬送日数や搬送頭数から搬送回数が適切か)を考慮したうえで、R4年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	3,305,500円
令和4年度決算額(税込)	3,305,500円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5者指名、2者入札)
契約方法の選択理由	施行令第167条第1号の規定により指名競争入札とする。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第117条第1項第2号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	仕様書③検収(b)に従い、3か月に1回、所定の報告用紙である委託事業結果報告書(月次)及び委託事業結果集計表(3か月分)により報告を受けている。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託業務結果報告書(月次、実施日ごとに獣医師と南部センター担当者の確認印あり)と委託事業結果集計表(3か月分、獣医師の検収印あり)と仕様書を突合して確認するほか、疑義が生じた場合は、犬・猫等の搬送を依頼した保健福祉センター所長又は南部小動物管理指導センター小動物管理指導センター所長に事実を確認している。
事業の目的	保健福祉センターから南部小動物管理センターへの犬・猫等の動物の、動物愛護及び狂犬病予防等の衛生保持の趣旨に則った搬送。
期待する効果	保健福祉センターから南部小動物管理センターへの犬・猫等の動物の、動物愛護及び狂犬病予防等の衛生保持の趣旨に則った搬送。

効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本業務は、能登北部保健福祉センターと能登中部保健福祉センターで保護されている犬及び猫を年間の搬送スケジュールに従って、南部小動物管理指導センターへ搬送する業務であり、指名競争入札で契約先を選定している。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 E-7-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 再委託禁止条項の記載(意見 E-7-2(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

③ 指名競争入札の際の指名(意見 E-7-3)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約は、5 者による指名競争入札により行われており、同一契約先との継続契約期間が 6 年以上となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるところ、当該選別は、恣意性が排除された上で、合理的な理由により行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、入札参加資格者名簿から県内に事業所がある運送業者で、バス事業しか行わない企業を除き、過去の入札実績等を加味した上で、5 事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、県によれば、本業務について、指名業者の選別に関する内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5 者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

④ 必要に応じた仕様書等の見直し(意見 E-7-4)

指名競争入札において辞退者が多い場合には、その理由を聞き取り等し、契約方法の変更の可否や仕様書の見直し等を検討すべきである。

本契約では5者の業者を指名しているが、そのうち3者が辞退していた。担当所属によると、入札辞退の理由は調査していないとのことである。辞退者が多い契約に関しては、その理由を聞き取り等し、契約方法の変更の可否や仕様書の見直し等を検討すべきである。

8. いしかわ結婚支援推進事業委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	健康福祉部 少子化対策監室
委託契約名称	いしかわ結婚支援推進事業委託
委託先名称	公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団(以下、「財団」という。)
委託契約の概要	結婚支援推進事業の実施
契約を委託した理由	少子化対策を進めていくためには、結婚、妊娠・出産、子育ての、ライフステージの進展に応じた切れ目ない支援を行うことが重要であり、今回の事業の実施計画の立案・実施についても従来の手法に捉われない柔軟さをもって行うことが必要であり、そのことによって施策の成果の広がりが期待できる。 財団は、結婚を希望する若者の希望をかなえられるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりを進めるために、これまで独身男女のお見合いのお世話や、結婚相談等などにより、独自の立場からきめ細やかな結婚支援に取り組んできたため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	7年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	仕様書に記載している委託事業の内容ごとに、過去の実績等や参考見積書等を用いて支出内容ごとの単価を算出し、当該単価に回数や月数を乗じて積算している。
契約金額(税込)	29,540,000円(当初契約額) 47,540,000円(変更後契約額)
令和4年度決算額(税込)	47,540,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	結婚支援推進事業の実施に当たっては、財団がこれまで蓄積してきた結婚支援に関するノウハウ・情報及び企業・団体とのネットワーク、さらにはそうした活動で広く認知されている財団のイメージを活用することが適当であり、財団に委託することが最も効率的かつ

	効果的であるため、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	結婚支援推進事業において、新たに「いしかわ結婚支援マッチングシステム」の導入及び「いしかわ結婚支援センター会員」制度システム構築の実施により事業費が増となったため。 →議会で承認されて、導入が決まり、変更契約を締結
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 6 条第 1 項に従い、委託事業執行結果報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託契約書第 6 条第 2 項に従い、結果報告書及び収支精算書の内容を審査し、適当と認めたときは受理している。
事業の目的	結婚支援を少子化対策の今後の重点課題に位置づけ、成婚数の増加に向け、結婚支援の強化を図ることを目的とする。
期待する効果	成婚数の増加
効果指標の有無及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「縁結び ist」の数 ・婚活イベント参加者数(累計) ・いしかわ婚活応援企業数 ・高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数(累計) ・県の結婚支援事業による成婚数(累計)
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 13 条第 1 項(2)により、承諾を得ないで第三者に委託した場合には、契約を解除することができることを定めている)
再委託の業務範囲	「いしかわ結婚支援マッチングシステム」構築業務
再委託金額	13,332,000 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	再委託先から提出された事業執行結果報告書を、財団から県へ共有
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 15 条により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 13 条第 1 項(3)(4)項により、暴力団排除について定めている)

本業務は、少子化対策の一環で実施している結婚支援推進事業である。当該業務を実施するに当たって、出会いから結婚、出産、子育てまでをトータルサポートしている財団と、予算額により契約

を締結している。したがって、予算編成時に予算額(=予定価格)を積算し、担当所属で承認ののち、財政課に予算要求を行っている。令和4年度は「いしかわ結婚支援マッチングシステム」を新たに導入したことにより、システム構築費用及び当該システムの広報活動等が追加され、変更契約が締結されている。

なお、県が委託業者に求めている目標及びこれまでの成果の状況は以下の通りである。

【結婚支援推進事業の目標と実績】

(出所:少子化対策監室より入手)

項目	実績					目標
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R6年度
「縁結びist」の数	500人	523人	575人	603人	641人	750人
婚活イベント参加者数 (累計)(※1)	—	—	455人	1,331人	2,207人	10,000人
いしかわ婚活応援企業 数(累計)	210社	231社	257社	275社	302社	400社
高校生・大学生向けライ フプランセミナーの受講 者数(累計)	6,658人	6,938人	7,606人	7,606人 (※2)	8,510人	10,000人
県の結婚支援事業によ る成婚数(累計)	884	999	1,091	1,172	1,266	1,750

(※1) イベントシステムで把握した人数に限る。

(※2) コロナ禍でR3年度は実施していない。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 E-8-1(総括意見 5))

契約解除の条項で再委託について定めるだけでなく、再委託を制限する条項を設けるべきである。

本委託契約書においては、再委託を禁止する条項はなく、委託契約書第13条2項(契約解除)で、「承諾を得ないで第三者に委託した場合には、契約を解除することができる」ことを定めている。

本契約では、「いしかわ結婚支援マッチングシステム」のシステム構築業務をシステム会社へ再委託している。今回の再委託に関しては、県として財団から再委託に関する申請書類等の提出を受けていないが、再委託に際し、県と受託者である財団が協議の上、契約方法を決定(公募型プロポーザル方式を採用)、仕様書・企画提案実施要領を作成し、プロポーザルに関しても、再委託の内容・再委託先の選定・再委託金額の決定に際し、担当所属が実質的に関与している。また、業務完了報告に関しても、財団の入手した資料が担当所属に供覧され、作業の完了が確認されている。このような状況から、今回の再委託に関しては、再委託の妥当性を十分に検討できた状況にあり、委託契約書第13条2項(契約解除)の「承諾を得ないで第三者に委託した場合」に該当しないと判断した。しかし、契約解除を考えた場合に、承諾を得たのか否かについて、県と受託者で見解の相違が生じる可能性を考慮に入

れると、再委託に関して契約解除の条項にだけ記載するのではなく、再委託を禁止し、県に事前に申請し承諾を得たうえで再委託を行うよう求める条項の記載を行うべきである。

F. 生活環境部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	「いしかわゼロカーボンの日(仮称)キックオフイベント」開催業務委託	随意契約	6,400,000
2	アプリを活用した環境配慮型ライフスタイル普及啓発事業業務委託	随意契約	3,000,000
3	いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託	随意契約	－(全額繰越)
4	白山し尿処理業務委託	指名競争入札	21,457,700

1. 「いしかわゼロカーボンの日(仮称)キックオフイベント」開催業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	生活環境部 温暖化・里山対策室
委託契約名称	「いしかわゼロカーボンの日(仮称)キックオフイベント」開催業務委託
委託先名称	公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議(以下、「環境県民会議」という。)
委託契約の概要	「いしかわゼロカーボンの日(仮称)キックオフイベント」を開催する業務
契約を委託した理由	イベントの開催には専門のノウハウが必要であり、職員で開催するには多くの費用と労力が必要となるため、親子で温暖化対策について考える機会となるような企画の提案等についてノウハウを有する業者に委託することが、業務の円滑かつ確実、効率的な遂行を図るうえで適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 6 月 22 日
契約期間	R4 年 6 月 22 日～R4 年 11 月 10 日
完了年月日	R4 年 11 月 10 日
同一先との連続契約期間	1 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の類似事業の実績を踏まえ精査した上で、R4 年度予算を算出した。
契約金額(税込)	6,400,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	6,400,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)
契約方法の選択理由	同事業者は地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条に定める地域地球温暖化防止活動推進センターに本県で唯一指定されており、

	<p>温暖化対策について幅広い知見を有している。</p> <p>また、同事業者は例年、子ども向けの環境科学体験コーナーの設置等を通じ、環境への関心の喚起と理解の深化を図ることに努めており、親子で温暖化対策について考える機会となるような企画の提案等のノウハウを有している。</p> <p>よって、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。</p>
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 13 条に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務完了報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	10 月 10 日を「いしかわゼロカーボンの日」と制定し、同日、県民に環境問題に対する理解を深めてもらい、省エネ・節電の取組をはじめ、食品ロス削減や使い捨てプラスチックの削減など、一人ひとりができる環境に優しい行動を知り、地球温暖化防止について考えるきっかけとなる場を創造する。
期待する効果	一人ひとりができる環境に優しい行動を知り、実践につなげる
効果指標の有無及び内容	イベント来場者数
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 7 条により、再委託等の通知について定めている)
再委託の業務範囲	「いしかわゼロカーボンの日キックオフイベント」の運営
再委託金額	非公表
再委託先における業務実施状況の確認方法	業務完了報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 17 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、「いしかわゼロカーボンの日(仮称)キックオフイベント」開催に係る委託契約である。当該キックオフイベントの来場者数は約 2,120 人と、開催前の目標値である 1,500 人を上回る来場者数であった。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条に定める地球温暖化防止活動センターに本県で唯一指定されている環境県民会議が、温暖化対策について幅広い知見を有しているとして、1 者見積りによ

る随意契約を締結している。なお、イベント企画運営等業務に関して、石川テレビ企業(株)に再委託がなされている。再委託金額は、本委託契約における委託金額 6,400,000 円の大半を占める。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 F-1-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 再委託の基準と運用の明文化(意見 F-1-2(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約においては、契約金額の相当部分(金額にして半分以上)が再委託されている。契約金額の相当部分が再委託される場合、受託者自らが再委託の業務の実施を直接に指揮、監督等を行う場合を除き、再委託の実施については慎重な判断が求められる。

県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の取扱いが統一的になされていない可能性がある。

2. アプリを活用した環境配慮型ライフスタイル普及啓発事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	生活環境部 温暖化・里山対策室
委託契約名称	アプリを活用した環境配慮型ライフスタイル普及啓発事業業務委託
委託先名称	公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議(以下、「環境県民会議」という。)
委託契約の概要	アプリを活用し環境に優しい生活様式の実践を県民に促す啓発業務
契約を委託した理由	アプリの開発には専門の知識と技術が必要であり、職員が開発するには多くの費用と労力が必要となるため、県民の家庭における省エネ活動を促進及び支援するために、無理なく楽しく気軽に取り組めるような活動支援機能を実装した、スマートフォン用アプリケーション「いしかわ ECO アプリ」を管理し、イベント会場などでアプリの周知・普及に努めている業者に委託することが、業務の安定かつ効率的な遂行を図るうえで適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 8 月 23 日
契約期間	R4 年 8 月 23 日～R5 年 1 月 31 日
完了年月日	R5 年 1 月 31 日
同一先との連続契約期間	1 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	事業者が設定している単価により積算して決定した。
契約金額(税込)	3,000,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	3,000,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)

契約方法の選択理由	<p>環境県民会議は地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条に定める地域地球温暖化防止活動推進センターに本県で唯一指定されており、省エネルギーや再生可能エネルギーといった、地球温暖化対策技術について幅広い知見を有するとともに、企業や環境団体、一般県民など幅広く会員層を有している。</p> <p>同事業者は県民の家庭における省エネ活動を促進及び支援するために、無理なく楽しく気軽に取り組めるような活動支援機能を実装した、スマートフォン用アプリケーション「いしかわECOアプリ」を管理し、イベント会場などでアプリの周知・普及に努めている。</p> <p>よって、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。</p>
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 9 条に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	2030 年度までに温室効果ガス排出量を大幅に削減し、2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするため、県民に対し、環境に優しい生活様式の実践を促すこと
期待する効果	マイボトルの利用などの環境配慮行動を県民が実践すること
効果指標の有無及び内容	ポイント発行実績
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無
再委託の業務範囲	「いしかわ ECO アプリ」追加機能開発業務
再委託金額	非公表
再委託先における業務実施状況の確認方法	アプリケーションソフト、アプリケーション管理システムおよび操作手順書により確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 10 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 13 条により、暴力団排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、アプリを活用した環境配慮型ライフスタイル普及啓発事業に係る業務委託契約である。地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条に定める地球温暖化防止活動センターに本県で唯一指定

されている環境県民会議が、地球温暖化対策技術について幅広い知見を有するとして、1者見積りによる随意契約を締結している。なお、アプリの追加機能開発業務に関して、アイパブリッシング㈱に再委託がなされている。再委託金額は本委託契約における委託金額 3,000,000 円の半分程度を占める。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 F-2-1(総括意見 5))

契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

本契約書には、再委託条項の記載はないが、再委託に関する県の事前承認手続を経た上で、いしかわ ECO アプリでのポイント付与システム構築について再委託がなされていた。

本契約では事前承認手続を行うことができたが、条項で定めていないため、受託者によっては対応を断られる可能性も考えられる。あらかじめ書面によって県の承認を得る必要がある旨を定めた条項を契約書に記載することが適切である。

② 再委託の基準と運用の明文化(意見 F-2-2(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約においては、契約金額の相当部分(金額にして半分程度)が再委託されている。契約金額の相当部分が再委託される場合、受託者自らが再委託の業務の実施を直接に指揮、監督等を行う場合を除き、前述の理由から再委託の実施については慎重な判断が求められる。

県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の取扱いが統一的になされていない可能性がある。

3. いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	生活環境部 温暖化・里山対策室
委託契約名称	いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託
委託先名称	株式会社 JTB 金沢支店
委託契約の概要	省エネ家電購入応援キャンペーンの運営を行うもの
契約を委託した理由	省エネ家電購入応援キャンペーンの運営には、専門サイトの設置・維持管理、コールセンターの設置、キャッシュレスポイント等(以下「ポイント等」という。)交付に係る審査対応等、業務内容が多岐にわたり、職員が担うには多くの労力が必要となるため、専門的な知見やノウハウを有する業者に委託することが、業務の確実かつ効率的な遂行を図るうえで適当であると判断したため。
契約年月日	R5 年 3 月 17 日
契約期間	R5 年 3 月 17 日～R6 年 3 月 29 日
完了年月日	R6 年 3 月 29 日(予定)
同一先との連続契約期間	1 年 1 か月(13 か月)
予定価格(税込)	非公表

予定価格の積算方法	事業者が設定している単価と稼働日数により積算して決定した。
契約金額(税込)	非公表
令和4年度決算額(税込)	0円(全額繰越)
契約方法(業者数)	随意契約(1者、公募型プロポーザル)
契約方法の選択理由	省エネ家電購入応援キャンペーンの運営は、業務内容が多岐にわたり、本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有する業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用している。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第5条に従い、日報の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認する。
事業の目的	今般の電気料金の値上げを踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入者に対して、ポイント等を交付することで、家計負担の軽減をはかるとともに、家庭における省エネをより一層加速すること
期待する効果	省エネ性能の高い家電製品の購入者に対して、ポイント等を交付することで、家計負担の軽減をはかるとともに、家庭における省エネをより一層加速すること
効果指標の有無及び内容	キャンペーン申請実績
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第3条で一括再委託の禁止と業務の一部再委託時には承諾が必要な旨が定められている)
再委託の業務範囲	有 ・広報物の制作業務 ・キャッシュレスポイント交付にかかるURL発行業務
再委託金額	非公表
再委託先における業務実施状況の確認方法	業務終了時に検証予定
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第23条及び別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第13条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業」の実施に関する業務の委託契約である。

本事業の目的は、今般の電気料金値上げを踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入者に対して、ポイント等を交付することで、家計負担の軽減を図るとともに、家庭における省エネをより一層加速することである。

本件の事業における業務運営については業務内容が多岐にわたり、本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、かつ業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有する業者を選定するため、公募型プロポーザル審査を実施した。

公募型プロポーザル審査には他県でも実績のある(株)JTB 金沢支店の 1 者のみが提案を行い選定され、これに基づき施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約されたものである。

なお、契約金額のうち、実質的な事務委託費は省エネ家電購入に関わるキャッシュレスポイントの原資以外の金額であり、契約額の 25%程度である。また、事務委託費のうちポイント付与に関する業務と広報に関する業務に関しては、プロポーザル時に提案されている協力会社に再委託されている。

本事業の効果指標は申請実績としており、仕様書において受託者に申請実績の詳細(ポイント等の交付状況について品目、店舗(規模・業種別)、エリア等などの状況やポイント等の交付を受けた者や対象店舗へのアンケート等)をまとめた報告書の提出を求めている。令和 4 年度は契約締結したのみで、事業開始は令和 5 年度のため、現時点で、当該契約の効果検討は行えなかった。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託先の基準と運用の明文化(意見 F-3-1(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約においてはキャッシュレスポイント原資を除いた事務委託費部分のうち、協力会社に再委託される金額が全体の 40%を占めている。プロポーザル審査の段階で再委託先である協力会社を含めた業務体制について評価しているが、業務の履行確認という面では、再委託先についても受託者の管理状況を含めた業務実施状況や発生経費の検証は行う必要があると考えられる。

担当所属からは、現時点において本事業が進行中であることから、再委託先の業務実施状況の検証は事業完了後に行うとの回答を得ているが、一方で、現時点で具体的な検証内容や手続きは定まっていないとのことである。

② 一般管理費の計上基準(意見 F-3-2)

高額な直接経費が生ずる委託事業の場合には、積算される一般管理費に与える影響が大きいことから、国のマニュアルなどを参考に一般管理費の積算の考え方を理解し、乗じた率の根拠を文書に残すことが望ましい。

一般管理費とは事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいう。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水費、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なものを直接経費(人件費+事業費)の一定割合(一般管理費率)を乗じて算定しており、本契約では、人件費と事業費の合計額の 10%を一般管理費として算定している。本県では、一般管理費の算定方法や一般管理費率に

ついで具体的な基準はなく、公募型プロポーザル審査で選定された(株)JTB 金沢支店の計上内訳金額を受け入れている。この点、一般管理費は事業に要した経費であるものの、特定が難しい項目について、一定割合で便宜的に経費として積算を認める考えもある。そのため、委託先の積算をそのまま受け入れるのではなく、その積算や算定に当たっては一定のルールや基準があることが望ましいと考える。国の委託事業においては、経済産業省大臣官房会計課から発出されている「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」などの例がある。ここでは一般管理費の積算について、大規模事業や個別に交渉する場合を除くと、直接経費(人件費+事業費-再委託費・外注費)に一般管理費率を乗じて積算し、一般管理費率は10%以下と定めている。当該マニュアルと比較すると、本契約では再委託費を控除せずに10%を乗じており、一般管理費が多額に見積もられている可能性がある。

先にも記載した通り、本県では、一般管理費の算定方法や一般管理費率についての具体的な基準はなく、再委託費を控除していないことが、ただちに問題になるものでもない。しかしながら、本件委託事業のように高額な直接経費が生ずる委託事業の場合には、積算される一般管理費に与える影響が大きいことから、国のマニュアルなどを参考に一般管理費の積算の考え方を理解し、乗じた率の根拠を文書に残すことが望ましいと考える。

4. 白山し尿処理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	生活環境部 白山自然保護センター
委託契約名称	白山し尿処理業務委託
委託先名称	株式会社トスマク・アイ
委託契約の概要	白山室堂・南竜山荘・中飯場休憩舎・別当出合休憩舎のし尿処理
契約を委託した理由	し尿は一般廃棄物に該当し、白山市の許可を受けた事業者でなければ収集運搬が実施できないため、事業者に委託している。
契約年月日	R4年8月5日
契約期間	R4年8月5日～R4年11月21日
完了年月日	R4年11月21日
同一先との連続契約期間	31年
予定価格(税込)	22,999,900円
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上でR4年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	22,330,000円
令和4年度決算額(税込)	21,457,700円
契約方法(業者数)	指名競争入札(2者入札)
契約方法の選択理由	し尿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般廃棄物にあたる。 一般廃棄物の収集又は運搬には、当該業務を行おうとする区域を管轄

	<p>する市町村長から一般廃棄物収集運搬業許可を受ける必要があり、本業務区域の所管である白山市から当該許可を受けている業者は、白山市内で2者のみである。</p> <p>以上のことから、施行令第167条第2号の規定により指名競争入札とする。</p>
契約変更の有無	有
契約変更の理由	R4年8月の豪雨で県道岩間一里野線が通行止めとなり、楽々新道へのアクセスが困難となったことから、小桜平避難小屋のし尿処理が実施できなくなったため。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第10条に従い、業務完了通知とともに業務報告書の提出を受け、履行を確認している
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務報告書と仕様書を照らし合わせ、設計図書の内容と作業実績に大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	山小屋・避難小屋等トイレの衛生環境保全
期待する効果	山小屋・避難小屋等トイレの衛生環境保全
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第4条により、再委託等の禁止について定めている)
再委託の業務範囲	室堂・南竜地区からヘリポートまでの空輸業務
再委託金額	13,310,000円
再委託先における業務実施状況の確認方法	委託先からの業務報告書及び作業日報、再委託先からの輸送日報により確認
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第21条1(6)により、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合の契約解除権を定めている)

本契約は、日本三名山の1つである白山の、白山室堂・南竜山荘・中飯場休憩舎・別当出合休憩舎のし尿処理業務に係る委託契約である。し尿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般廃棄物にあたり、一般廃棄物の収集又は運搬には、当該業務を行おうとする区域を管轄する市町村長から一般廃棄物収集運搬業許可を受ける必要があり、本業務区域の所管である白山市から当該許可を受けている業者は、白山市内で2者のみである。県財規第127条において、指名競争入札の参加者についてなるべく5人以上指名、とされているが、施行令第167条第2号「競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約」に該当し、2者による指名競争入札により契約を締結している。

なお、当初契約に含まれていた小桜平避難小屋のし尿処理が、豪雨によるアクセス道路の被災により実施できなかったため、契約金額を変更し、令和4年9月に変更契約書を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 特定の業務について再委託の対象としない旨の仕様書の記載(意見 F-4-1)

特定の業務を再委託の対象としない旨の仕様書記載の見直しについて検討することが望ましい。

本契約においては、委託契約書の第4条において、再委託等の禁止について定められており、再委託する場合は事前に県の承諾が必要となる旨が記載されている。一方、特記仕様書において、ヘリコプター空輸に関しては再委託の対象としない旨が明記されている。令和2年度までの契約においては、当該ヘリコプター空輸についても契約書における再委託禁止条項の対象に含めていたが、当該業務に関する再委託は每期必ず発生すること、当該業務における再委託先は、実質的にアカギヘリコプター(株)しか対象がないこともあり、事務手続の簡素化等を目的として、仕様書にてあらかじめ再委託の範囲に含めない形に変更がなされている。

本委託業務においては、室堂・南竜地区からヘリポートまでの空輸業務に関して、受託者である(株)トスマク・アイからアカギヘリコプター(株)に対して業務の再委託がなされているが、これについては前述の仕様書の記載に基づき、契約書上、禁止されている再委託の対象としていないことから、受託者による再委託先の選定や再委託先における履行体制、再委託金額等について、県への通知や県の承認がなされていない状況となっている。

業務委託契約では、通常、再委託が禁止されている。これは、不適切な業者の関与の防止や情報漏えいの防止、責任の所在が不明確になる、取引のコントロールが困難となる、等の理由によるが、本契約においては、前述の空輸業務について再委託の対象から除外されていることから、当該業務に関してこれらのリスクを事前に除外することが困難となる可能性がある。

特定の業務を再委託の対象としない旨の現状の仕様書の記載を見直し、全ての再委託に関して、受託者からの申請及び県の承諾を経る形とすることが望ましい。

② 再委託の基準と運用の明文化(意見 F-4-2(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約における再委託金額は13,310,000円と、契約金額22,330,000円の相当部分を占めており、受託者自らが再委託の業務の実施を直接に指揮、監督等を行う場合を除き、再委託の実施については慎重な判断が求められる。

県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の取扱いが統一的になされていない可能性がある。

③ 予定価格の公表(意見 F-4-3)

建設工事等に係る委託業務に準じて予定価格の公表を行う根拠を整理すべきである。

本契約においては、「指名競争入札執行通知書」にて入札予定者に対して予定価格が事前に公表されている。県の「会計事務の手引」においては、公正な競争の観点から予定価格の秘密は厳格に保持すべきこと、また建設工事及び建設工事に係る委託業務の競争入札においては入札・契約制度の透明性を高めるために入札前に予定価格を公表する(土木部長通知に基づく)旨が定められている。

本契約は、建設工事及び建設工事に係る委託業務に該当しないが予定価格が事前公表されており、当該理由について県に確認したところ、金額的重要性も勘案した上で、建設工事に係る委託業務に準ずるものであると判断し、前述の「会計事務の手引」の記載を準用しているとの回答であった。

上記定めを準用すべき場合及び基準等については、現状、明文化されたものはなく、各部局・部課で取扱いや運用が異なっている可能性がある。

予定価格は相手方決定の基礎となるものであり、公正な競争機会の確保や適切な契約金額決定の観点から、予定価格の公表は「会計事務の手引」に従った対応を原則とすべきであり、建設工事等に係る委託業務に準じて予定価格の公表を行う場合には、その根拠を整理すべきである。

なお、予定価格の公表に関しては、「会計事務の手引」に則り、原則として事前公表を行わず、事前公表が必要な契約が存在する部局においては、土木部長通知のように、取り扱いを明確にすることが望ましい。

G. 商工労働部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	デジタル化実践道場開講事業業務委託	随意契約	7,999,090
2	いしかわ就職・定住総合サポートセンター運営事業業務委託	随意契約	166,610,000
3	学生等の県内就職促進強化事業業務委託	随意契約	83,874,370
4	化学組成分析装置保守点検業務委託	随意契約	1,573,000

1. デジタル化実践道場開講事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	商工労働部 産業政策課
委託契約名称	デジタル化実践道場開講事業業務委託
委託先名称	株式会社 EBILAB
委託契約の概要	デジタル化実践道場開講事業業務(需要予測)
契約を委託した理由	本事業は、デジタル化、DX 推進を目指す県内企業の人材育成講座として、先進事例等を学ぶ座学・セミナーの開催に加え、個社毎の現場において、データ収集とデータ活用の実践までを支援するものであり、職員では実施が困難なため、外部の専門業者を活用することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 4 月 22 日
契約期間	R4 年 4 月 22 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	2 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	事業者が設定している単価と稼働日数により積算し、決定した。

	導入周知セミナー講師料 100,000 円 基礎コース 講師料 700,000 円 (4 回中 1 回オンライン) 基礎コース 講師旅費 300,000 円 実践コース 講師料 1,180,000 円 (訪問 4 回 2 名) 実践コース 講師旅費 500,000 円 TOUCH POINT BI トライアル 6month 3,200,000 円 (80 万円×4 社) AI カメラ設置 1,200,000 円 (4 社×6 か月分) 会場借上 80,000 円 (4 回分) 消費税 726,000 円 合計 7,986,000 円
契約金額(税込)	7,986,000 円(当初契約額) 7,999,090 円(変更後契約額)
令和 4 年度決算額(税込)	7,999,090 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者、公募型プロポーザル)
契約方法の選択理由	高い専門性が求められる分野のため、実施体制や実績、講座全体のカリキュラム等の提案内容を評価し、業者選定するため、プロポーザル方式を採用している。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	講師対応の変更等による金額変更
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 11 条に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。他、講座全体を通し、現地にて履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	参加企業による、成果報告会等を通じ、効果を検証している。
事業の目的	AI や IoT 等のデジタル技術の導入を検討できる人材が不足しているという現状を受け、人材育成講座を開催し、県内企業のデジタル化、DX 推進にかかる取組を後押しする。
期待する効果	県内企業のデジタル化、DX 推進を加速させる。
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 3 条により、再委託を禁止している)
再委託の業務範囲	承認の範囲内

再委託金額	無
再委託先における業務実施状況の確認方法	無
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第 19 条により、別記個人情報の取り扱いに係る特記事項の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 10 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本件は、デジタル化・DX 推進を目指す県内企業の人材育成と経営者層の啓発を目的として令和 3 年より開講された研修講座であり、推進事例等を学ぶ座学・セミナーの開催に加え、個社毎の現場においてデータ収集とデータ活用の実践まで支援することを目的とした事業である。

もともとは AI・IoT を理解し、自社での導入を検討できる人材を育成するため、平成 30 年度 6 月補正予算で開講した「AI・IoT 実践道場」が前身である。デジタル化に関心を持つ層が広がる中、企業からの要望を踏まえ、令和 3 年度より座学による基礎コースを加えて、「デジタル化実践道場」にリニューアルし現在に至っている。基礎コースはデジタル化導入に関心をもったばかりの、言わば「検討前段階」の企業を対象として、デジタル化を目指す企業の裾野拡大を図ることを目的としている。

なお、本事業については研修及び実践支援する受託者も製造業と非製造業に分けて業務を委託しており、監査対象となった契約は非製造業の事業者を対象として開講された研修及び実践支援の部分である。

委託先選定に当たっては、公募によるプロポーザル審査を実施し(株)EBILAB を委託候補先として選定した。このプロポーザル審査に基づいて令和 4 年 4 月に随意契約を締結している。

業務の内容については、基礎知識や先行事例、活用ノウハウなどの習得を目指す座学を中心とした基礎コース【募集 40 名(20 社程度)】の研修と実際に専門家が対象会社【基礎コース参加者から 4 社程度選定】に派遣して、派遣先企業のデータ収集・分析や AI・IoT モデルの作成をハンズオンで支援を行う実践コースの 2 つの業務からなっている。

なお、令和 3 年度以降のデジタル化実践道場(非製造業)の参加実績は下記の通りである。

【「デジタル化実践道場」参加実績(非製造業)】

R3 年度		R4 年度		R5 年度	
基礎	実践	基礎	実践	基礎	実践
20 名 (13 社)	20 名 (4 社)	15 名 (11 社)	10 名 (3 社)	17 名 (13 社)	※ (3 社)

※ 令和 5 年度については現在事業を実施中のため、参加人数が確定していない。

(2) 監査の結果及び意見

① 参加企業数が当初予定数に満たない場合の対応（意見 G-1-1）

実践コースの参加予定企業数が当初想定より少ない場合、委託費減額の検討及び交渉を行うことが望ましい。

本件調査対象年度である令和4年度の実践コース参加企業数は、当初参加予定企業数4社に対し、実際に選定・参加した企業は3社であった。

参加企業数が予定より少ないことによる委託料の減額の可能性を検討するため(株)EBILAB が企画提案時に提出した経費見積書で実践コース積算根拠の内訳を確認すると、「TOUCH POINT BI トライアル 6month」が1社当たり800,000円、「AIカメラ設置」が1社当たり6ヶ月活用300,000円で積算されていた。この積算根拠からすると、実践コースの参加企業が1社少ないことで、合計1,100,000円の委託業務費用が実際には発生していなかったと考えられる。この結果、本件の委託費が有効に活用されなかった可能性があると言わざるを得ない。

本件の業務委託契約書(令和4年4月22日締結)を確認すると、第15条に委託料の減額に関する条項が定められており、本件業務に要した支出額が委託料を下回るときは、委託料を減額することができる旨の条項もあることから、実践コースの参加企業が当初予定を下回る場合には、委託費の減額について、交渉すべきであったと考えられる。

なお、本件事業のように基礎コース参加企業から実践コース参加企業を選定する場合には、事前に選定基準や県側の関与を明確にし、予定企業数を確保出来るよう事業活動を行うことが委託費の有効活用には望ましいものとする。

(参考)業務委託契約書(令和4年4月22日締結)

第15条 甲は、乙の業務の一部を執行しなかったとき、又は業務に要した支出額が委託料を下回る時、委託料を減額することができる。

2 乙は、前項の規定により減額された業務委託料の額が第13条の規定による前金払額を下回ることになったときは、甲が定める金額を10日以内(または甲が定める期日まで)に返還しなければならない。

2. いしかわ就職・定住総合サポートセンター運営事業 業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	商工労働部 労働企画課
委託契約名称	いしかわ就職・定住総合サポートセンター運営事業委託
委託先名称	石川県人材確保・定住推進機構
委託契約の概要	いしかわ就職・定住総合サポートセンターの運営を行うもの
契約を委託した理由	移住希望者をはじめ、学生や高度専門人材などあらゆる人材と県内企業とのマッチングをワンストップで実施する支援拠点を県内外で開設・運営するには、事業趣旨を正しく理解し、適切な支援を実施できる専門団体に委託することが、効率的な事業運営を図る上で適当で

	あると判断したため。										
契約年月日	R4 年 4 月 1 日										
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日										
完了年月日	R5 年 3 月 31 日										
同一先との連続契約期間	7 年										
予定価格(税込)	県財規第 130 条第 2 項第 3 号、出要綱第 2 の 13(1)ア及び 14(2)により省略										
予定価格の積算方法	<p>無</p> <p>契約金額は予算の段階で積算されており、その内訳は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="577 730 1121 981"> <tr> <td>人件費</td> <td>20,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>コンサルティング事業費</td> <td>25,090,000 円</td> </tr> <tr> <td>UI ターンサポート運営費</td> <td>95,496,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>25,424,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166,610,000 円</td> </tr> </table>	人件費	20,600,000 円	コンサルティング事業費	25,090,000 円	UI ターンサポート運営費	95,496,000 円	その他	25,424,000 円	合計	166,610,000 円
人件費	20,600,000 円										
コンサルティング事業費	25,090,000 円										
UI ターンサポート運営費	95,496,000 円										
その他	25,424,000 円										
合計	166,610,000 円										
契約金額(税込)	166,610,000 円										
令和 4 年度決算額(税込)	166,610,000 円										
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)										
契約方法の選択理由	<p>石川県人材確保・定住推進機構(以下、「本機構」という。)は、県、県教育委員会、県内市町、地域経済関係団体が構成団体となって運営する組織である。</p> <p>本機構は、人口減少社会にあっても、石川への人の流れをつくり、本県における地方創生と産業活力の向上を図るため、産業界、教育界、行政が一体となって人材の確保及び本県への定住を推進することを目的とし、県内企業の人材確保支援、県外からの移住・定住希望者の支援等の活動を行うものである。</p> <p>県から委託しているジョブカフェ石川の運営のほか、H19 年度からは、「いしかわ就職フェア(旧ふるさと就職フェア)」を、H26 年度からは「インターンシップフェス」をはじめとした若者の就職支援事業を多数受託・実施するなど、当該事業に関する経験とノウハウが豊富である。</p> <p>これらは今回委託しようとする事業内容に合致するものであり、本機構は最も適切に実施し得ると判断できる。以上の理由から、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。</p>										
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号										

契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 5 条第 1 項に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、月間業務報告書の提出を受け、履行を確認している。
事業の目的	学生、社会人、移住希望者等に対する支援拠点の開設・運営
期待する効果	学生、社会人、移住希望者等の県内就職及び移住・定住の促進
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無
再委託の業務範囲	県内外の支援拠点における相談支援業務(UIターンサポート石川、ILAC 東京・大阪の業務)を(株)パソナに委託している。
再委託金額	91,422,000 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、月間業務報告書の提出を受け、履行を確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 14 条により、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を遵守するよう定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)の運営事業(以下「本事業」という。)につき、その運営業務を委託するものである。本事業は、移住希望者をはじめ、学生や高度専門人材などあらゆる人材と県内企業とのマッチングをワンストップで実施することを目的としている。

ILAC における具体的な業務内容は以下のとおりである。

① ジョブカフェ石川	専門のカウンセラーによる就職支援相談や就職支援セミナーの開催等を行っている。
② UI ターンサポート石川	石川県への移住・UI ターン希望者に対する移住相談や職業紹介窓口の運営等を行っている。
③ いしかわ移住 UI ターン相談東京センター(ILAC 東京)	それぞれ首都圏・関西圏における石川県への移住・UI ターン希望者に対する移住相談や職業紹介等を行っている。
④ いしかわ移住 UI ターン相談大阪センター(ILAC 大阪)	

本契約で委託している業務に当たる、ILACの U ターン相談件数及び就職マッチング件数は以下のとおりである。 (単位:件)

	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談件数	3,057	2,898	1,871	2,124	2,201
就職マッチング件数	269	287	259	340	368

ジョブカフェ石川及び UI ターンサポート石川は主に本機構の人員で運営されているが、ILAC 東京・ILAC 大阪の運営については、本機構の職員のマネジメントのもと、(株)パソナへ業務を再委託している。県は本契約の効果指標を「無」としているが、当該契約の効果に関する効果指標がないということであって、本事業を含め、石川県全体として目指す目標(学生の県内就職の支援や移住者の支援)に関する効果指標は石川県長期構想の指標として存在する。指標となっている、学生の U ターンや県内就職率及び移住者数の推移は以下のとおりである。

	H30.3 卒	H31.3 卒	R2.3 卒	R3.3 卒	R4.3 卒	R5.3 卒	目標値 (R7)
県内出身県内大学生 県内就職率	約 75%	約 75%	約 75%	約 75%	約 75%	約 75%	85%以上
県外出身県内大学生 県内就職率	約 15%	約 15%	約 15%	約 15%	約 15%	約 15%	25%以上
県内出身県外大学生 Uターン就職率	約 60%	約 60%	約 55%	約 60%	約 55%	約 55%	70%以上

	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	目標値(R7)
移住者数	425 人	452 人	433 人	497 人	653 人	650 人

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 G-2-1(総括意見 2))

暴力団排除条項については契約書に記載する必要がある。

本契約における契約書には、暴力団排除条項の記載がなかった。また、同じ労働企画課で締結された別契約においては暴力団排除条項が含まれているものもある。契約書の書式に関して県全体で職員に対する情報提供がなされておらず、担当所属がそれぞれ契約締結ごとに個別に情報収集して契約書を作成していることから、同じ担当所属でも条項の違いが生じている。契約書の書式の統一や情報提供体制の整備等を検討すべきである。

② 双方代理(意見 G-2-2)

本契約は双方代理により原則無効となるから(民法第 108 条類推適用)、議会の承認を得る必要があるため(同法第 116 条類推適用)、議会に当該契約に関する重要事項を情報提供すべきである。

地方公共団体の長が当該地方公共団体を代表して行う契約の締結には、民法第 108 条が類推適用され、そして、議会が長による上記双方代理行為を追認したときには、同法第 116 条の類推適用により、議会の意思に沿って本人である地方公共団体に法律効果が帰属すると解するのが確定した判例であ

る(最判平成 16 年 7 月 13 日民集 58 卷 5 号 1368 頁)。本機構の代表者は石川県知事が兼務しているため、県と本機構が契約を締結することは双方代理に該当する。したがって、本契約締結に関して県議会の承認が得られていない場合は、無効な契約に基づき、委託料が支出されている(法的根拠のない支出がなされている)ことになる。

本契約が双方代理による契約となっている事情を担当所属に確認したところ、「通常は本機構の代表者が本機構の運営委員長に委任して契約締結権限を与え、運営委員長が本機構を代表して契約を締結することにより、双方代理を回避している。本契約締結時は人事の関係でたまたま双方代理になった。」旨の回答であった。本契約が双方代理となっていることは間違いないため、議会の承認を得る必要がある(本件についての県議会の承認については後述のとおり)。また、人事異動の関係で双方代理の契約になったのであれば、今後も同様の事態が発生するおそれがある(なお、本機構の代表者(石川県知事)が本機構の運営委員長に契約締結権限を委譲したとしても、本機構の代表者が会長(石川県知事)であることには変わりはないため、その契約の有効性にはなお疑義がある)。

したがって、県において、石川県知事が代表者に就任している団体・法人与契約を締結する場合は、契約の相手方・契約内容・契約金額等の重要事項を県議会に情報提供し、承認を得るのが妥当であると考えられる。県議会の承認を得る方法としては、単に予算の可決のみでは疑義が生じるが、必ずしも当該契約の締結の是非を独立の議案とする必要ではなく、契約の相手方・契約内容・契約金額等の重要事項が県議会に情報提供されたうえ、承認を得られたことが確認できればよいと考えられる(上記最高裁判例参照)。

この点、県においては、県議会に対し、予算審議のために予算説明資料を提供して本事業に対する予算額を明示し、また、本機構の説明資料文書を配布して、本機構の代表者を石川県知事が務めていること、本機構の「主な事業」として本事業の運営を行っている旨記載していることから、県議会の承認は得られている旨の認識を有している。しかしながら、本事業の全てが本機構に委託されているのか、予算と同一の委託料で本機構と業務委託契約が締結されているのかについて必ずしも明確になるとは言い難い。したがって、今後、本事業を本機構に委託する場合には、本機構との間で業務委託契約を締結すること及び委託料の金額を明示する形で県議会に情報提供をすることが望ましいと考える。

③ 前金払条項の見直し(意見 G-2-3(総括意見 4))

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

本契約書第 7 条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから 30 日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。すなわち、受託者から前金払の請求書が提出されれば、県は前金払の義務を負う規定となっている。実際の前金払の状況としては、令和 4 年 4 月 1 日に契約締結され、同月 13 日には前金払として 90,000,000 円が支払われている。契約締結後わずか 2 週間弱で 50%を超える委託料が支払われているが、その必要性・相当性については慎重な検討が求められる。

④ 再委託禁止条項の記載(意見 G-2-4(総括意見 5))

契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

本契約書には、再委託を制限する旨の条項は無い。その理由を担当所属に確認したところ、①予算の検討の段階で、人件費等の必要性・相当性等が詳細に検討されていること、②県職員が直接本業務の執行に関与しているため、不相当な再委託が行われるおそれがないことを理由としてあげている。

しかし、契約上再委託を制限する条項がなければ、委託先は無制限に再委託をすることができ、また、契約上、県がそれを阻止することはできないこととなる。

本契約では再委託の委託料が、本契約の委託料全体の多くを占めており、令和元年以降は毎年50%を超えていることから、再委託の妥当性について適宜検討可能な条項とすべきである。

3. 学生等の県内就職促進強化事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	商工労働部 労働企画課
委託契約名称	学生等の県内就職促進強化事業業務委託
委託先名称	石川県人材確保・定住推進機構
委託契約の概要	学生を対象とした県内就職促進イベント等の企画・運營業務
契約を委託した理由	学生の県内就職促進については、学生・企業のニーズに沿ったきめ細かな支援が必要なほか、学生と企業の出会いの場となる就職関連イベントを数多く開催する必要がある。学生・企業双方のニーズを十分把握し、かつ、事業趣旨である県内就職の促進に向けて適切な支援を実施できる専門団体に委託することが、効率的な事業運営を図る上で適当であると判断したため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	7年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	87,054,999円
令和4年度決算額(税込)	83,874,370円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	県から本機構へ委託しているジョブカフェ石川の運営のほか、H19年度からは、「いしかわ就職フェア(旧ふるさと就職フェア)」を、H26年度からは「インターンシップフェス」をはじめとした若者の就職支援事業を多数受託・実施するなど、当該事業に関する経験とノウハウが豊富である。これらは今回委託しようとする事業内容に合致するものであり、本機構は最も適切に実施し得ると判断できる。以上の理由から、施行

	令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	契約金額の減額に係る変更契約
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 5 条第 1 項に従い、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、各イベントのアンケート結果により検証を実施している。
事業の目的	学生等の県内就職促進
期待する効果	学生等の県内就職促進
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無
再委託の業務範囲	① 県外会場でのインターンシップイベント運営業務 ② 外国人留学生を対象とした相談支援業務 ③ 高校生を対象としたふるさとセミナーの運営業務 ④ 県内企業のインターンシッププログラム改善支援業務
再委託金額	8,895,143 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	イベント当日の立会確認のほか、業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約書第 14 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 11 条により、暴力団又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められる場合の契約解除権について定めている)

本契約は、学生等の県内就職促進強化事業に係る委託契約であり、本機構と、1 者見積りによる随意契約を締結している。

本機構は、若者の就職支援事業を多数受託・実施するなど、委託事業に関する経験とノウハウが豊富であり、本委託契約における事業内容について最も適切に実施し得ると判断し、随意契約を締結している。

事業の主な内容は以下の通りである。

- 大学生の県内就職促進事業
- 外国人留学生の県内就職促進事業
- 高校生の県内就職を促進する取り組みの強化事業

- 各イベントでのアンケートの実施

なお、契約金額の減額に伴う変更契約を令和5年3月31日に締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 G-3-1(総括意見 5))

契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

本契約書には、再委託条項の記載がなく、事前承認等の手続がなされずに、以下の業務について再委託がなされていた。再委託が想定される場合であっても、再委託は県が承諾した場合のみに限定すべきである。

再委託先	再委託金額	再委託業務	事業の内容
㈱人材情報センター	4,299,783 円	県外会場でのインターンシップイベント運営業務	いしかわインターンシップ研究会及びいしかわUIターン企業交流会事業
㈱人材情報センター	616,000 円	外国人留学生を対象とした相談支援業務	外国人留学生県内就職促進事業
ナカダ(株)	2,063,160 円	高校生を対象としたふるさとセミナーの運営業務	高校生のためのいしかわふるさとセミナー事業
㈱ヒルストン	1,916,200 円	県内企業のインターンシッププログラム改善支援業務	インターンシッププログラム改善支援事業
合計	8,895,143 円		

② 再委託の基準と運用の明文化(意見 G-3-2(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約においては、上記①に記載のように、契約書に再委託条項がなく、事前承認等の手続がなされずに、イベント運営等、委託業務の一部について再委託がなされた。また、県において、再委託先における履行体制や再委託先の選定方法等を十分に把握していなかった。

本契約は、就職関連イベントが数多く開催されるという性質から、イベント等の企画・運営業務等について、石川県人材確保・定住推進機構が委託契約の業務の一部を再委託することには一定の合理性があると考えられる一方、県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の可否については個別案件ごとに申請・承認がなされている状況にあることから、再委託に関する取扱いが統一的になされないリスクがある。

③ 双方代理(意見 G-3-3)

本契約は双方代理により原則無効となるから(民法第 108 条類推適用)、議会の承認を得る必要があるため(同法第 116 条類推適用)、議会に当該契約に関する重要事項を情報提供すべきである。

意見 G-2-2 と同様の状況にあり、双方代理となっている。詳細は意見 G-2-2 参照。

④ 前金払条項の見直し(意見 G-3-4(総括意見 4))

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

契約書第7条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから30日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。そのため、県が受託者から委託料前金払請求書の提出を受けた場合、県は前金払の義務を負い、協議や県の承認等を要することなく前金払をしなければならない定めとなっている。また、前金払の上限についても定められていない。

実際の前金払の状況としては、令和4年4月1日に契約が締結され、令和4年5月16日に前金払として50,000,000円が支払われている。契約締結後、1か月強で50%を超える委託料が支払われているが、その必要性・相当性については慎重な検討が求められる。

4. 化学組成分析装置保守点検業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	商工労働部 工業試験場
委託契約名称	化学組成分析装置保守点検業務委託
委託先名称	株式会社勝木太郎助商店
委託契約の概要	化学組成分析装置の保守点検
契約を委託した理由	化学組成分析装置の性能・機能の維持と動作確認、及び分析に使用する白金皿の改鋳を実施するためには製造元の専門の知識と技術が必要となるため、製造元の代理店である(株)勝木太郎助商店に委託することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	4年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	1,573,000円
令和4年度決算額(税込)	1,573,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	当該機器は、(株)リガク製であり、そのメンテナンスや部品の供給は、県内代理店である(株)勝木太郎助商店以外では対応できないことから、施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除

契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 8 条に従い、委託業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	標準試料の測定を行い、測定性能について確認を行っている。
事業の目的	化学組成分析装置の安定的な稼働
期待する効果	化学組成分析装置の安定的な稼働
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 11 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、化学組成分析装置保守点検業務に係る委託契約である。化学組成分析装置は、波長分散型蛍光 X 線分析装置であり、試料に X 線を照射すると元素特有の蛍光 X 線が発生し、この蛍光 X 線のエネルギー(波長)や強度を解析することにより試料を構成する元素の種類や含有量を調べる装置である。

化学組成分析装置の性能・機能の維持と動作確認、及び分析に使用する白金皿の改鋳を実施するためには製造元の専門の知識と技術が必要となること、また、業務に使用する機器のメンテナンスや部品の供給は当該機器の取扱代理店以外で対応できないことから、石川県内における、製造元の唯一の代理店である(株)勝木太郎助商店に委託することが適当であると判断した結果、1 者見積りによる随意契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 G-4-1(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

② 予定価格の積算根拠の精緻化(意見 G-4-2)

予定価格の積算について精緻化を図ることが望ましい。

本契約においては、予定価格の積算が以下の通り簡略化されたものとなっており、材料費・人件費について単価や工数に基づく詳細な積算がなされておらず、また諸経費についても内訳の把握や区分に応じた詳細な積算がなされていなかった。

予定価格の積算は契約金額を決定する上で重要であり、また契約方法が随意契約である場合には、実績工数の把握等により積算工数と比較・分析を行うことや、各費用項目に関する発生状況の確認等を行い、その結果を翌年度以降の積算に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能である。予定価格の積算の精緻化を図ることが望ましい。

技術作業費	××円×1式=××円
消耗部品交換	××円×1式=××円
諸経費	××円
消費税	××円
合計	××円

③ 契約金額の妥当性の検証(意見 G-4-3)

1 者見積りによる随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。

本契約においては、委託業務に関して委託先で発生した費用の実績について把握がなされていなかった。実績金額の内訳を検証することは当事業年度の予定価格の基礎となる積算の妥当性を検証するうえで重要であり、また、翌事業年度以降の積算の見直しをするうえでも重要と考えられる。また、1 者見積りによる随意契約は契約金額が割高となってしまう可能性があることから、契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、実績報告において積算と実績を比較できる資料の提出を委託先に求めるように努めるとともに、契約金額の妥当性を検証すべきである。

H. 観光戦略推進部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	金沢中央案内所運営事業業務委託	随意契約	36,802,416
2	名古屋観光物産案内所運営事業業務委託	随意契約	15,248,895
3	石川県欧州観光レップ業務委託	随意契約	3,000,000
4	石川県米豪情報発信事業業務委託	随意契約	15,290,000

1. 金沢中央案内所運営事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	観光戦略推進部 観光企画課
委託契約名称	金沢中央案内所運営事業業務委託
委託先名称	公益社団法人石川県観光連盟(以下、「石川県観光連盟」という。)
委託契約の概要	金沢中央観光案内所での観光案内及び観光 PR 業務
契約を委託した理由	金沢中央観光案内所での観光案内及び観光 PR 業務には専門の知識が必要であり、職員が案内・運営するには多くの費用と労力が必要となるため、専門業者に委託することが、案内所の安定かつ効率的な稼働を図るうえで適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日

同一先との連続契約期間	3年
予定価格(税込)	37,500,000円 出要綱第2の14(2)の規定により予定価格の書面の作成を省略しているため伺額を予定価格とみなす。
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4年度予算を算出した。
契約金額(税込)	37,500,000円
令和4年度決算額(税込)	36,802,416円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	石川県観光連盟は、本県における観光事業の健全な振興を図り、地域文化の普及及び地域経済の発展向上に資するとともに、国際観光に寄与することを目的として構成された公共的団体であり、県下全域の観光案内、PR業務について豊富な経験を有している。 よって今回の業務委託については、業務内容を熟知した石川県観光連盟に委託することが最も適切であると判断されるため、施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	委託に係る人件費及び事業実施経費の減に伴う委託費の減額
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第9条に従い、委託事業執行結果報告書及び収支精算書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託事業執行結果報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算した見積書と収支精算書に大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	観光客に対する案内及び本県観光のPR
期待する効果	観光客等の利用満足度の向上と観光消費の拡大
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無 ※県、金沢市、石川県観光連盟との間で結んだ基本協定書に再委託に関する条項有
再委託の業務範囲	① 窓口運營業務 ② 伝統文化等体験・実演コーナー運營業務
再委託金額	① 14,987,335円 ※県と金沢市で29,974,670円を折半 ② 12,000,000円 ※県と金沢市で24,000,000円を折半

再委託先における業務実施状況の確認方法	<p>① 委託事業執行結果報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算した見積書と収支精算書に大きな乖離がないことを確認している。</p> <p>② 委託事業執行結果報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算した見積書と収支精算書に大きな乖離がないことを確認している。</p>
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 15 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 13 条により、暴力団排除条例による契約解除について定めている)

本契約は、金沢中央観光案内所での観光案内及び観光 PR 業務に係る委託契約である。金沢中央観光案内所は、営業時間 10:00～21:00 で年中無休にて営業している。

委託先である石川県観光連盟は、本県における観光事業の健全な振興を図り、地域文化の普及及び地域経済の発展向上に資することを目的として構成された公共的団体であり、県下全域の観光案内、PR 業務について豊富な経験を有していることから、本件の業務については業務内容を熟知した石川県観光連盟に委託することが最も適切であると判断し、随意契約により契約を締結している。石川県観光連盟の職員約 50 名の内、約 30 名は石川県観光戦略推進部の職員が兼務している。

なお、委託契約書第 9 条において委託料の減額について定められており、本契約においては、委託に係る人件費及び事業実施経費の減少に伴い委託費を減額し、令和 5 年 3 月 31 日付けで変更契約を締結している。

また、本委託に関しては、窓口運營業務、伝統文化等体験・実演コーナー運營業務についてそれぞれ再委託が行われている。

(2) 監査の結果及び意見

① 基本協定書における再委託に関する条項の記載(意見 H-1-1(総括意見 5))

再委託を実施する場合には事前に県への通知・承認を要する旨を明記した条項を、基本協定書又は委託契約書に加えるべきである。

本契約における県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項が存在していなかった。県によると、県、金沢市、石川県観光連盟との間で結んだ基本協定書に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書には記載していないとのことである。基本協定書の記載を確認したところ、再委託に関して以下のように記載されていた。

以下、「金沢中央観光案内所の運営に関する基本協定書」より抜粋

第 2 条 丙は、窓口における観光案内、観光情報提供及び観光情報コーナーの管理を他の事業者に一括再委託することができる。

2 丙は、伝統文化等体験・実演コーナーの企画・運営等を他の事業者に一括再委託することができる。

※丙は石川県観光連盟を指す

現状の基本協定書においては、再委託の業務範囲についての記載はあるものの、委託先が、県への連絡なく他の事業者に対して特定の業務を再委託できる内容となっており、再委託に関して県への通知や申請が求められていないことから、県が、再委託先がどこか、また再委託金額がどの程度の水準か、等を事前に把握できず、県にとって不利益が生じるような不適切な再委託を事前に防止できない可能性がある。

本契約においては、観光戦略推進部の職員約 30 名が石川県観光連盟の職員を兼務しており、日常的に再委託先の業務の状況を確認できる立場にあることから、上記リスクに対して一定のモニタリング機能が働いていると想定されるが、県が想定していない再委託がなされることを事前に防止するためにも、再委託を行う場合は書面によって県の承認を得ることを求める条項を、基本協定書又は委託契約書に記載すべきである。

② 再委託の基準と運用の明文化(意見 H-1-2(総括意見 10))

再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等にて定めることが望ましい。

本契約においては、以下の業務に関して再委託がなされていた。

再委託対象業務	再委託先	再委託金額	備考
金沢中央観光案内所 窓口運営業務	㈱J&J ヒューマン ソリューションズ	14,987,335 円	石川県観光連盟と㈱J&J ヒューマン ソリューションズとの委託契約書にお ける委託料 29,974,670 円を、県と金 沢市で折半
金沢中央観光案内所 伝統文化等体験・実演 コーナー運営事業	㈱ケイ・シー・エス	12,000,000 円	石川県観光連盟と㈱ケイ・シー・エス との委託契約書における委託料 24,000,000 円を、県と金沢市で折半

金沢中央観光案内所における窓口運営業務や伝統文化等体験・実演コーナー運営事業について再委託の対象となる旨が、県、金沢市、石川県観光連盟との間で結んだ基本協定書に定められている一方、県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の可否については個別案件ごとに検討がなされている状況にあることから、再委託に関する取扱いが統一的になされないリスクがある。

本契約における再委託金額合計は 26,987,335 円と、契約金額(変更後)36,802,416 円の相当部分を占めており、一般的には、受託者自らが再委託の業務の実施を直接に指揮、監督等を行う場合を除き、再委託の実施については慎重な判断が求められることが想定される。

本契約においては、観光戦略推進部の職員約 30 名が石川県観光連盟の職員を兼務しており、日常的に再委託先の業務の状況を確認できる立場にあることから、実態として県及び受託者により、再委託先の業務について直接に指揮、監督がなされていると想定できるが、県には、現状、再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、再委託の取扱いが統一的になされていない可能性がある。

③ 執行確認書における承認者(意見 H-1-3)

執行確認書における承認者は、委託先の業務執行から独立している県の職員とすべきである。

本契約の所管部署である観光企画課では、委託業務終了後、委託業務が適正に執行されたことを

確認し、県側の担当者が執行確認書に記名押印している。

本契約における執行確認書を確認したところ、石川県観光連盟の業務を兼務している職員が、県側の確認者として業務の適正な執行を確認し記名押印していた。担当所属に確認したところ、執行確認書を供覧する際に、供覧処理票にて上述の兼務職員以外の県職員も業務の執行を確認しているため、実質的な問題はないと判断しているとの回答を得た。

実態として委託先の業務から独立した県職員を含む検査がなされているとしても、外観的には自己検査が疑われる状況にあり、執行確認書における確認者については、対象となる業務の執行に関わりがない職員とすることが適切である。執行確認書における確認者の要件を定め、ルールを設定し、統一的に運用を図ることが望ましい。

2. 名古屋観光物産案内所運営事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	観光戦略推進部 誘客戦略課
委託契約名称	名古屋観光物産案内所運営事業委託
委託先名称	公益社団法人石川県観光連盟(以下、「石川県観光連盟」という。)
委託契約の概要	名古屋観光物産案内所の運営
契約を委託した理由	名古屋観光物産案内所では、観光誘客・物産振興業務に加えて、専任職員を配置し、旅行会社、マスコミや公的組織・団体(退職者会、老人クラブ、青色申告会)への訪問セールスなど積極的な活動を展開することとしており、このような活動を効果的に進めるには、本県観光に関する十分な知識と、行政や関係団体等との密接な連携が必要となる。職員が行うには多くの費用と労力が必要となるため、専門業者に委託することが、案内所の安定かつ効率的な稼働を図るうえで適当であると判断したため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	16年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4年度予算を算出した。
契約金額(税込)	15,365,000円
令和4年度決算額(税込)	15,248,895円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	石川県観光連盟は、県内観光関係団体等で組織され、県と一体となって観光振興に取り組む県下唯一の公的団体であり、本県の観光情報の蓄積も豊富であることから、石川県観光連盟に本業務を委託する

	ことが適当であり、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約することとする。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	委託業務の実績額確定に基づく契約(委託料)変更
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 7 条に従い、委託事業執行結果報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託事業執行結果報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	中京圏からの誘客促進
期待する効果	中京圏からの誘客促進
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 13 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、名古屋観光物産案内所運営事業に係る委託契約である。

委託先である石川県観光連盟は、本県における観光事業の健全な振興を図り、地域文化の普及及び地域経済の発展向上に資することを目的として構成された公共的団体であり、県下全域の観光案内、PR 業務について豊富な経験を有していることから、本件の業務については業務内容を熟知した石川県観光連盟に委託することが最も適切であると判断し、随意契約により契約を締結している。

なお、委託契約書第 9 条において委託料の減額について定められており、本契約においては、委託業務の実績額確定に基づき委託費を減額し、令和 5 年 3 月 31 日付けで変更契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 H-2-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 再委託禁止条項の記載(意見 H-2-2(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

③ 前金払条項の見直し(意見 H-2-3(総括意見 4))

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

契約書第 6 条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受領したときから 30 日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。そのため、県が受託

者から前払金請求書の提出を受けた場合、県は前金払の義務を負い、協議や県の承認等を要することなく前金払をしなければならない定めとなっている。また、前金払の上限についても定められていない。

実際の前金払の状況としては、令和4年4月に契約が締結され、同月に契約額の60%超となる10,000,000円が前払金として支払われている。

3. 石川県欧州観光レップ業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	観光戦略推進部 国際観光課
委託契約名称	石川県欧州観光レップ業務委託
委託先名称	小泉 範里子
委託契約の概要	フランスを中心とした欧州において、現地の情報収集や、本県の情報発信の提供
契約を委託した理由	委託先は、金沢市や他の自治体等の観光関連事業を受託した経験があることから、金沢をはじめとする日本の観光資源についての豊富な知識、さらに現地の旅行会社やメディア関係者との幅広い人脈や、欧州における誘客のノウハウを有している。
契約年月日	R4年4月15日
契約期間	R4年4月15日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	7年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で、R4年度予算を算出しており、これを予定価格とした。
契約金額(税込)	3,000,000円
令和4年度決算額(税込)	3,000,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	委託先は、金沢市や他の自治体等の観光関連事業を受託した経験があることから、金沢をはじめとする日本の観光資源についての豊富な知識、さらに現地の旅行会社やメディア関係者との幅広い人脈や、欧州における誘客のノウハウを有していることから、同者と施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものとする。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除

履行の実績確認方法	業務委託仕様書「5. 業務内容(5) 事務局業務」に従い、3 か月ごとの業務報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	フランスを中心とした欧州における本県の認知度向上
期待する効果	フランスを中心とした欧州における本県の認知度向上
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 14 条にて再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 13 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項にて個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 16 条にて暴力団排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、フランスを中心とした欧州における、現地の情報収集や、本県の情報発信の提供に係る委託業務である。委託先は、フランスをはじめとする欧州各地の情勢に精通しているほか、金沢をはじめ他都市の観光関連事業を受託した実績があり、現地の旅行会社やメディア関係者との幅広い人脈や、欧州における誘客のノウハウ、金沢をはじめとする日本各地の観光資源についての豊富な知識を有しており、効果的なプロモーションが期待できることから随意契約により委託契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 前金払条項の見直し(意見 H-3-1(総括意見 4))

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

契約書第 8 条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから 30 日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。そのため、県が受託者から前金払請求書の提出を受けた場合、県は前金払の義務を負い、協議や県の承認等を要することなく前金払をしなければならない定めとなっている。また、前金払の上限についても定められていない。実際の前金払の状況としては、令和 4 年 4 月に契約が締結され、令和 4 年 7 月に契約額の半分である 1,500,000 円が前払金として支払われている。

② 契約金額の妥当性の検証(意見 H-3-2)

1 者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。

本業務においては、受託者への委託が開始された平成 28 年度以降、契約額は継続して 3,000,000 円となっている。予定価格は前年度の委託金額を基に、基本経費(旅行会社訪問、メディア訪問、通信費)、事業費(現地旅行会社向け事業、プレスリリース費用、認知度調査の実施)の別に積算されているが、例えば、現地旅行会社向け事業は、1 式で 1,000,000 円といったように記載されており、その詳細や積算根拠がわかりにくいものとなっている。

予定価格は、契約金額を決定する上で重要であり、予定価格の積算の精緻化を図ることが望ましい。

本契約においては、委託業務に関して委託先で発生した費用の実績内訳について把握がなされていなかった。契約方法が1者見積りによる随意契約である場合には、各費用項目に関する発生状況の確認等を行いその結果を翌年度以降の設計価格については予定価格に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能であるため、実績金額の内訳を検証することは重要と考えられる。実績報告において積算と実績を比較できる資料の提出を委託先に求めるように努めるとともに、契約金額の妥当性を検証すべきである。

4. 石川県米豪情報発信事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	観光戦略推進部 国際観光課
委託契約名称	石川県米豪情報発信事業業務委託
委託先名称	合同会社 Tourism Exchange Japan
委託契約の概要	アメリカ・オーストラリアにおいて、外国人目線での情報発信の実施
契約を委託した理由	本事業は、アメリカ・オーストラリア市場において本物の日本が体験できる観光地としての石川県のブランドを構築するとともに、現地の潜在的な訪日旅行者に向けて、現地マーケティング会社を活用し外国人目線での情報発信を行うことで、認知度の向上と誘客促進を図ることを目的としたものである。現地での活動が非常に重要であるため、現地での活動内容の成果が見込まれる提案であり、海外での情報発信活動を行っている専門の事業者へ委託した。
契約年月日	R4年8月24日
契約期間	R4年8月24日～R5年3月24日
完了年月日	R5年3月24日
同一先との連続契約期間	R4年8月24日～R5年3月24日
予定価格(税込)	11,000,000円
予定価格の積算方法	他自治体の観光レップ事業等を参考に算出し、予定価格とした。
契約金額(税込)	11,000,000円(当初契約額) 15,290,000円(変更後契約額)
令和4年度決算額(税込)	15,290,000円
契約方法(業者数)	随意契約(2者、公募型プロポーザル)
契約方法の選択理由	本事業は、アメリカ・オーストラリアにおいて外国人目線での情報発信を行うものであり、価格の妥当性だけでなく、提案内容の独創性、実現可能性、業務遂行の可能性等の観点でも評価が必要であり、プロポーザル方式を採用している。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号

契約変更の有無	有
契約変更の理由	現地からの被招聘者数が予定を上回ったため(12月補正予算)。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託仕様書「4. 業務内容」に従い、3か月ごとの活動状況報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	アメリカ・オーストラリア市場における本県の認知度向上
期待する効果	アメリカ・オーストラリア市場における本県の認知度向上
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第14条により、再委託を禁止している)
再委託の業務範囲	書面による承認を受けた範囲
再委託金額	5,999,000円
再委託先における業務実施状況の確認方法	業務委託仕様書「4. 業務内容」に従い、現地マーケティング会社も交えたミーティングを適宜実施し、履行を確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第13条により、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第16条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、米豪市場における石川県のブランド構築、認知度向上及び誘客促進を目的として、旅行社向けマーケティング・メディア向けマーケティング・現地マーケティング会社招請等を委託するものである。

海外での情報発信活動が重要になるため、プロポーザルにより選定した者と契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 前金払条項の見直し(意見 H-4-1(総括意見 4))

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

契約書第8条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから30日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。そのため、県が受託者から前金払請求書を受理した場合、協議や県の承認等を要することなく、前金払をしなければならない定めとなっており、委託料の支払に関して県に不利益が生じる可能性があるものとなっている。

本契約は令和4年8月24日から7か月間の契約であり、契約締結日から2か月後の令和4年10月31日に当該時点の契約額の半分にあたる5,500,000円を支払い、残額は精算払となっている。契約開始後2か経過時点で契約額の半分の支払いを行うことについては受託者と協議の上決定したとのことであるが、前金払が想定される場合は、前金払となる金額(上限設定を含む)や時期、または前金払

に関して県の承認を必要とする等の記載を委託契約書において定めておくべきである。

② 再委託に関する条項(意見 H-4-2)

あらかじめ再委託が必要なことが明白である業務については、契約書又は仕様書上、再委託業務の内容及び範囲その他必要な事項を明確にすることが望まれる。

本契約においては、プロポーザル時点において、受託者が米国・豪州のエージェンシーへ一部業務を再委託することが計画されており、再委託の内容を含んだ提案を承認している。一方、委託契約書第 14 条において、県の書面による承認を受けた場合を除き、受託者は委託業務を第三者へ再委託してはならない、とされている。

仕様書に記載された具体的業務内容により、受託者が海外のエージェンシーと何らかの契約を行うことは推測できるものの、仕様書が「書面による承認」と同等であると判断することは難しい。

海外現地での作業等を要する再委託が必要となる委託業務については、当初の契約書又は仕様書において、その内容及び範囲その他必要な事項について明確にすることが望まれる。

③ 予定価格の適切な承認(意見 H-4-3)

単価及び工数の根拠は積算資料として保存し、積算根拠資料を添付したうえで予定価格に対する上席者の承認を得るべきである。

本契約においては、プロポーザル実施要領において提案上限額が明示されている。最終的にこの提案上限額と同額の金額が予定価格とされているが、予定価格の積算根拠は 1 か月の活動費 50 万円(活動によって金額は異なる)に月数が乗じられており、活動費を構成する単価及び工数に関する書類がないまま承認者へ回付されている。積算根拠となる単価及び工数がどのようにして算出されたかの過程がわかる資料が決裁書類に添付されておらず、予定価格の適正性を判断するための決裁書類として必要十分とはいえない。監査の実施に際し、単価及び工数が記載された積算根拠の存在が確認できたため、当該書類についても、予定価格決定に関する決裁書類に添付することが望ましい。

I. 農林水産部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	図書館の賑わい創出に向けた文化交流事業業務委託	随意契約	4,000,000
2	令和 4 年度国営造成揚水施設等管理事業 河北潟地区電気設備保守管理業務委託	指名競争入札	1,604,460
3	県営林造成事業委託	随意契約	59,108,900
4	いしかわ森の担い手づくり推進事業業務委託	随意契約	19,000,000
5	現場管理業務委託	指名競争入札	2,998,600

1. 図書館の賑わい創出に向けた文化交流事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局課	農林水産部 ブランド戦略課
委託契約名称	図書館の賑わい創出に向けた文化交流事業業務委託

委託先名称	公益財団法人いしかわ農業総合支援機構(以下、「農業支援機構」という。)
委託契約の概要	県産食材の認知度向上や地産地消の推進を目的としたイベントの開催
契約を委託した理由	石川県立図書館において、農産物産直市、料理教室、県産食材フェア等を開催するため。
契約年月日	R4年4月19日
契約期間	R4年4月19日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	1年
予定価格(税込)	4,000,000円
予定価格の積算方法	農産物産直市、料理教室等イベント開催に必要な経費を積算
契約金額(税込)	4,000,000円
令和4年度決算額(税込)	4,000,000円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	<p>本業務は、石川県産食材の販路開拓の一環として、石川県立図書館(R4年7月16日開館)を活用し、県産食材を「買う・作る・食べる・学ぶ」体験が出来るイベントを開催することで、幅広い層の消費者に本県の特色ある食材を知ってもらい、県産食材の認知度向上につなげる業務である。</p> <p>農業支援機構は、県内の農業者と県産食材を求める食品関連事業者とのマッチング支援や、県内消費者向けに県産食材の魅力発信などに取り組む団体である。これまでも県内外において県産食材の魅力発信や販路開拓に係るイベントの開催に的確に取り組んだ実績があり、本業務を実施する上で主な協力先となる県内の農業者・農業協同組合とのネットワークや、本イベントのテーマである県産食材に関する幅広い知識、県産食材を活用したイベント開催や魅力発信に係るノウハウを持ち合わせる県内唯一の団体である。</p> <p>以上のことから、本業務の契約は施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約したものである。</p>
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	イベントへの参加及び実施結果報告書の確認

実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実施結果報告書の内容をイベント当日の状況を踏まえて確認している。
事業の目的	石川県立図書館において県産食材を「買う・作る・食べる・学ぶ」体験ができるイベントを開催し、幅広い層の消費者に本県の特徴ある食材を知ってもらい、味わってもらうことで、県産食材の認知度向上につなげるとともに、家庭等での消費を促し、地産地消の推進を図るとともに、石川県立図書館の賑わい創出につなげることを目的とする。
期待する効果	事業の目的と同様
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第7条により業務の再委託について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第19条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、県産食材の認知度向上や地産地消の推進を目的としたイベントの開催による図書館の賑わい創出に向けた文化交流事業に係る委託契約であり、委託業務の主な内容は以下の通りである。

- 農産物産直市の開催
- 料理講習会の開催
- 飲食店での県産食材フェアの開催
- その他地産地消の推進に資する業務

委託先である農業支援機構は、県内の農業者と県産食材を求める食品関連事業者とのマッチング支援や、県内消費者向けに県産食材の魅力発信などに取り組む団体であり、これまでにも県内外において県産食材の魅力発信や販路開拓に係るイベントの開催に的確に取り組んだ実績があり、本業務を実施する上で主な協力先となる県内の農業者・農業協同組合とのネットワークや、本イベントのテーマである県産食材に関する幅広い知識、県産食材を活用したイベント開催や魅力発信に係るノウハウを持ち合わせることから随意契約により契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 I-1-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 前金払条項の見直し(意見 I-1-2(総括意見 4))

前金払の必要性を検討できる条項とすべきである。

契約書第11条において、委託料の8割を限度として、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、県は同請求書を受理したときから30日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。そのため、県が受託者から委託料前金払請求書の提出を受けた場合、県は前金払の義務を負い、協議や県の承認等を要することなく前金払をしなければならない定めとなっている。前金払は委託業務の遂行前に代金を支払うものであり、遂行してもない段階で業務の対価である委託料を支払う

ことの必要性については検討する必要がある。

実際の前金払の状況としては、令和4年4月に契約が締結され、令和4年6月に2,400,000円、令和4年10月に800,000円の計3,200,000円が前払金として支払われており、契約書に定める前金払の上限の範囲内であった。

2. 令和4年度 国営造成揚水施設等管理事業 河北潟地区 電気設備保守管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	農林水産部 県央農林総合事務所
委託契約名称	令和4年度 国営造成揚水施設等管理事業 河北潟地区 電気設備保守管理業務委託
委託先名称	一般財団法人北陸電気保安協会
委託契約の概要	電気設備保守管理一式
契約を委託した理由	電気設備保守に関する専門知識を必要とするため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日 ～ R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	1年
予定価格(税込)	1,914,000円
予定価格の積算方法	月次及び年次点検に必要な労務費、諸経費を積算。
契約金額(税込)	1,604,460円
令和4年度決算額(税込)	1,604,460円
契約方法(業者数)	指名競争入札(7者指名、4者入札)
契約方法の選択理由	施行令第167条第1項第1号による指名競争入札
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第15条及び業務特記仕様書に基づき、月次及び年次点検の報告を受ける。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	月次及び年次点検報告書により内容を確認している。
事業の目的	河北潟放水路防潮水門及び、4排水機場(内灘、津幡、金沢、宇ノ気)の電気工作物について電気事業法第43条第1項の規定に基づき、電気工作物の維持及び運用等に関する保安監督に係る業務を行うため。

期待する効果	河北潟放水路防潮水門及び、4 排水機場の安定的な運営
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 7 条により一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 41 条 3(八)により、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合の契約解除権について定めている)

本契約は、国営造成揚水施設等管理事業に係る河北潟地区の電気設備保守管理業務に係る委託契約である。業務にあたり電気設備保守に関する専門知識を必要とするため、指名競争入札による委託契約となっている。指名競争入札に際し 7 者を指名しているが、3 者が辞退したことにより、結果として 4 者による入札の結果、(一財)北陸電気保安協会と委託契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 最低制限価格の設定(意見 I-2-1)

最低制限価格を設ける場合において、関連する通知書等における記載が適切なものとなっているか確認する体制を整備する必要がある。

施行令第 167 条の 10 において、競争入札により、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合で、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる旨が定められている。

本契約においては、最低制限価格算出表が作成され、上席者承認の上、最低制限価格が設けられている。これは、上記、施行令第 167 条の 10 に準ずる場合として、令和 4 年 3 月 25 日農林水産部長通知「建設工事に係る最低制限価格の設定及び取扱いについて」において、予定価格が 100 万円を超える、都市公園、街路樹等の維持管理業務で、建設工事と同等の設計書を有する業務も最低制限価格設定の対象とされていることによる。

一方、被指名者への案内文書である、令和 4 年度の指名競争入札執行通知書においては、最低制限価格の設定はない旨の記載がなされており、最低制限価格算出表を作成している実務と取扱いに不整合が生じている。担当所属に質問した結果、指名競争入札執行通知書における記載誤りとのことであった。

令和 4 年度の指名競争入札においては最低制限価格を下回る入札はなかったことから、入札結果に影響はなかった。

また、監査人が令和元年度から令和 5 年度までの同契約の指名競争入札執行通知書を確認したところ、いずれも最低制限価格の設定がある旨が適切に記載されており、指名競争入札執行通知書における記載不備が発見されたのは令和 4 年度のみであった。

最低制限価格を設ける場合において、関連する通知書等における記載が適切なものとなっているか確認する体制を整備する必要がある。

3. 県営林造成事業委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課									
委託契約名称	県営林造成事業委託									
委託先名称	公益財団法人石川県林業公社(以下、「林業公社」という。)									
委託契約の概要	県営林の森林整備に係る事業を執行するもの									
契約を委託した理由	業務の効率化や経費の節減									
契約年月日	R4年4月8日									
契約期間	R4年4月8日～R5年3月27日									
完了年月日	R5年3月16日									
同一先との連続契約期間	21年(直営だった作業を委託に切り替えてから継続)									
予定価格(税込)	42,320,500円									
予定価格の積算方法	<p>県営林造成事業箇所別計画書に基づき、作業量を試算した上で、計画箇所別かつ作業別(植栽、下刈、間伐等)に直近の実績単価を乗じて事業費を算出。事業費に付帯事務費を加算して予定価格を算出している。</p> <table border="1" data-bbox="577 1055 1353 1301"> <tr> <td>事業費 (保育管理)</td> <td>37,462,500円</td> <td>植栽等 2.58ha、 下刈 1.25ha、間伐 31.68ha、 森林作業道 4,150m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">付帯事務費</td> <td>526,000円</td> <td>印紙代等</td> </tr> <tr> <td>4,332,000円</td> <td>職員1名分の職員費等</td> </tr> </table> <p>なお、出要綱第2の14の(2)により予定価格の書面作成は省略している。</p>		事業費 (保育管理)	37,462,500円	植栽等 2.58ha、 下刈 1.25ha、間伐 31.68ha、 森林作業道 4,150m	付帯事務費	526,000円	印紙代等	4,332,000円	職員1名分の職員費等
事業費 (保育管理)	37,462,500円	植栽等 2.58ha、 下刈 1.25ha、間伐 31.68ha、 森林作業道 4,150m								
付帯事務費	526,000円	印紙代等								
	4,332,000円	職員1名分の職員費等								
契約金額(税込)	42,320,500円(当初契約額) 73,647,400円(変更後契約額①) 59,108,900円(変更後契約額②)									
令和4年度決算額(税込)	59,108,900円 <table border="1" data-bbox="577 1592 1353 1832"> <tr> <td>事業費 (保育管理)</td> <td>54,250,900円</td> <td>植栽等 3.54ha、 間伐等 36.65ha、 森林作業道 7,149m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">付帯事務費</td> <td>526,000円</td> <td>印紙代等</td> </tr> <tr> <td>4,332,000円</td> <td>職員1名分の職員費等</td> </tr> </table>		事業費 (保育管理)	54,250,900円	植栽等 3.54ha、 間伐等 36.65ha、 森林作業道 7,149m	付帯事務費	526,000円	印紙代等	4,332,000円	職員1名分の職員費等
事業費 (保育管理)	54,250,900円	植栽等 3.54ha、 間伐等 36.65ha、 森林作業道 7,149m								
付帯事務費	526,000円	印紙代等								
	4,332,000円	職員1名分の職員費等								
契約方法(業者数)	随意契約(1者)									

契約方法の選択理由	<p>林業公社は、S42 年から、県下全域に存在する公社造林地において造林、間伐等の森林整備を実施している団体である。これまで公社造林地の森林整備に当たり、整備内容の設計積算、森林組合等への発注、施工管理を行っており、森林整備事業の設計積算、発注、施工管理業務を行うための技術と経験を有する県内で唯一の団体である。当契約は、業務の効率化や経費の節減を図ることを目的に、県下全域に存在する県営林における森林整備事業の設計積算、発注、施工管理業務を委託するものである。</p> <p>このため、県内において本業務を実施できる団体は林業公社に限られることから、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、林業公社と随意契約することとした。</p>
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	<p>① 事業計画の変更等による事業費の変更(R4 年 6 月 20 日契約締結)</p> <p>国から R4 年度分の交付決定を受け、事業計画の見直しを行ったことによる増額変更</p> <p>② 事業計画の変更等による事業費の変更(R5 年 2 月 1 日)</p> <p>R4 年度分の事業費が確定したことに伴い、事業費について確定額へ減額変更</p>
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第 8 条に従い、四半期毎に委託契約締結の報告をうけている。また、業務委託契約書第 9 条に従い、年度末に実績報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書に添付されている実施状況報告書(県有林造成事業箇所別の作業量、委託料、入札方法、契約期間、委託業者、売払額が記載されている)が四半期毎に提出されている「委託契約締結の報告」と整合しているのか確認すると共に、添付の完成写真等により実施状況を確認している。
事業の目的	県営林の森林整備
期待する効果	木材資源の安定的な供給、水源の涵養や山地災害の防止等公益的機能の維持・増進、地域住民への就業機会の提供、県内林業の振興等
効果指標の有無及び内容	県営林間伐実施面積(県が作成している「森林経営計画」において、目標設定を行っている)

再委託の有無	有
再委託条項の有無	無(林業公社が適切な先を選定して、業務委託(森林管理課からすると再委託)を行うことが前提となっているため、条項無し)
再委託の業務範囲	植栽等、間伐等、森林作業道整備(現場作業を依頼)
再委託金額	54,250,900 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	林業公社による書類検査、現地検査が行われ、県は林業公社から再委託を含めた実績報告書を受け取って確認している。
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本業務は、県営林造成事業として、保育管理(植栽等、下刈、間伐等、森林作業道)を林業公社に依頼しているものである。

現場作業は林業公社から業者へ再委託されており、林業公社は設計、現場調査、契約締結(入札対応含む)及び各作業の管理を行っている。現場作業は再委託先が行っているため、委託料の9割超の金額が再委託業者への支払いとなっている。県としては、再委託先の選定や入札対応等も含めて林業公社へ委託していることから、再委託について事前承認を求める等の対応は行っておらず、四半期毎に再委託先との委託契約の内容を報告させることで、契約先、契約内容(契約方法含む)及び契約の進捗状況を把握している。なお、再委託先の選定や入札方法については、県の規則等ではなく、林業公社の規程に基づいて行われるとのことであった。この点、林業公社の規程について提示を受け、内容を確認したところ、契約先の選定は、指名競争入札又は見積書徴収によることとしており、指名競争入札時の指名業者の選定は指名委員会を設置し、指名審査基準に従って選定していることが分かった。林業公社の規程には金額基準や指名業者数が明記されていないが、県財規等に準ずる取り扱いを行っており、実質的に県と同じ水準で再委託先が選定されているとのことであった。

本業務の成果指標としては、県が作成している「森林経営計画」に定める植栽面積、間伐面積が存在する。「森林経営計画」は、林野庁が森林所有者に作成様式を提示しているもので、県は平成30年5月15日から令和5年5月14日を計画期間として作成している。令和4年度末は実質的な計画最終年度であり、令和5年5月15日からの5年間は新たな「森林経営計画」が動き出している。下表で、間伐面積、植栽面積の目標と実績を比較したところ、60%程度の達成率となっている。この点、担当所属に確認したところ、間伐面積の目標値算出は、林齢を考慮した上で、間伐エリアを決定し、当該エリアであれば、どの程度の間伐面積となるか試算しているにすぎず、実際に該当エリアに行くと、間伐の必要がない場合もあり、目標と実績にズレが生じることであった。林齢を意識して、必要なエリアを順次間伐しているため、目標値に達していないとしても、県営林の管理上、問題は生じていないとのことであった。実態に問題がないと考え、当該指標が成果指標として適切なのか疑義が生じるが、間伐エリアを決定し、間伐スケジュールを組んだうえで、間伐面積を試算するため、当該作業によって、スケジュールが立案され、スケジュール通りに作業を行うことが可能となると考えると、数字にズレはあっても、成果指標の存在は十分意味があるものと判断した。

	実績(R4 年度末)		5 年累計 目標値(B)	差異 (B-A)	達成率 (A÷B)
	R4 年度	5 年累計(A)			
間伐面積	29.88ha	374.72ha	622.77ha	△248.05ha	60.1%
植栽面積	3.64ha	3.63ha	5.43ha	△1.79ha	66.8%

(出所:担当所属から入手した「森林経営計画実行簿」より監査人作成)

その他、林業公社の職員は、令和 4 年 4 月時点の組織図より、県からの出向者 5 名、林業公社プロパー職員 3 名、嘱託社員 15 名、臨時職員 1 名の計 24 名で構成されている。今後、プロパー社員 3 名が定年退職することを考慮すると、林業公社を県の外郭団体として継続すべきか否か、検討が必要な時期に差し掛かっていると考えられる。本年度は委託契約を監査対象としているため、林業公社の継続可否について詳細な検討は行わないが、一般的に林業公社は木材価格の低下と森林造成に要した資金の借入負担が重く、厳しい経営状況にあると考えられ、林業公社の県営化に踏み切っている都道府県も多い。北陸では福井県が平成 25 年度に県営化している。県営化のメリット・デメリットを整理し、林業公社の今後の在り方について検討されることを望む。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 I-3-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。また、本契約では林業公社が再委託先と契約を締結していることから、林業公社だけでなく、再委託先に関しても暴力団排除がなされるような条項とすべきである。

4. いしかわ森の担い手づくり推進事業業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課
委託契約名称	いしかわ森の担い手づくり推進事業業務委託
委託先名称	公益財団法人石川県林業労働対策基金(以下、「林業労働対策基金」という。)
委託契約の概要	新規就業者の掘り起こしや、定着率の向上に向けた取り組み等を実施するもの
契約を委託した理由	林業就業者の確保や育成には多くの労力が必要であるとともに、専門的な知識や技術も必要のため、委託としている。
契約年月日	R4 年 5 月 10 日
契約期間	R4 年 5 月 10 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	4 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ精査した上で R4 年度予算を算出しており、これを予定価格とした。

契約金額(税込)	19,000,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	19,000,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	林業労働対策基金は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく「石川県林業労働力確保支援センター」として指定を受け、林業就業相談のワンストップ窓口であるとともに、林業技術者を育成するための研修等を実施できる唯一の団体であり、本事業との連携が必要となる「緑の雇用」研修の委託も受けている。当該業務は、林業就業者を確保するための就業相談会への参加や、長期就業体験の実施及び新規就業者への技術研修等を行うものである。県内において当該業務を実施できる団体は林業労働対策基金に限られることから、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とした。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 6 条に従い、委託事業結果報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	事業結果報告書を確認し、相談会や研修会等の実施内容や回数を確認している。
事業の目的	林業就業者の確保、育成
期待する効果	林業就業者の確保、育成
効果指標の有無及び内容	林業従事者数、新規林業就業者数
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、いしかわ森の担い手づくり推進事業を委託するものである。本事業は、県産材供給目標の達成に必要な林業従事者を確保するため、本事業により就業相談者への参加や、新規就業者への技術研修等を行い、新規就業者の掘り起こし強化と定着率の向上を図ることを目的としている。具体的には、以下の事業を行っている。

(単位:千円)

事業	具体的な事業内容	R4 年度の実施状況	事業費実績
ILAC 等と連携した移住就業希望者の掘り起こし等	ILAC 等と連携した首都圏や近畿圏での移住就業相談会等を実施する。	ILAC 東京や ILAC 大阪を含め、全国 13 か所で就業相談会が行われ、延べ 85 人が参加	1,442
高校生等を対象とした林業体験実習	高校生等を対象に、林業の出前講座や林業体験を実施する。	石川県内の高校等 14 か所で林業出前講座が実施され、延べ 338 人の高校生等が参加	1,923
長期就業体験に対する支援	長期就業体験者を指導する技術者に指導費を支給する。	18 名が長期就業体験に参加	8,767
林業の労働環境の改善	伐採作業等の安全訓練の実施、高性能林業機械のレンタル料の助成、移動設置型トイレ等の導入経費の助成、新規就業者に対する安全装備品の購入費の助成を行う。	伐採作業安全訓練 19 名 高性能林業機械活用支援 4 名 安全装備品購入支援 11 名	2,004
新規就業者への研修技術支援	新規就業者の研修参加費等の助成を行う。	研修技術支援 4 名	4,861

委託先である林業労働対策基金は、林業労働者の育成確保等を目的とし、県、市町、森林組合が基金を拠出して設立した法人である。基金(現在約 18 億円)のうち、約 13 億円を県が拠出している。林業労働対策基金の理事 8 名のうち、5 名は森林組合の役員、2 名は県職員である。役員は無報酬である(同法人の「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」第 3 条)。専属の職員はおらず、兼務職員 16 名(石川県森林組合連合会の職員 13 名、県職員 2 名、石川県森林整備協同組合の職員 1 名)で林業労働対策基金の業務を担っている。兼務職員の大半は石川県森林組合連合会の職員であるから(同連合会の職員 13 名、県職員 2 名、同協同組合の職員 1 名の合計 16 名)、実質的には同連合会が運営を行っているといっても過言ではない。林業労働対策基金の所在地は同連合会と同じである。上記の状況に鑑みれば、林業労働対策基金の存在意義に疑問が生じるが(同連合会に直接業務を委託すれば足りるように思える)、この点、担当所属に確認したところ、林業労働対策基金は、「林業労働力確保支援センター¹⁰」に指定された法人であること、同連合会は森林組合の組合員のために存在する組織であるが、林業労働対策基金は非組合員も支援を受けることができることから、林業労働対策基金に業務委託することが合理的であるとの回答を得た。

本事業の委託料は、森林環境譲与税の一部を財源としている。森林環境譲与税とは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国が市町村及び都道府県に譲与するものである(同法第 27 条)。森林環境譲与税は森林環境税を財源としており、森林環境税の収入額と同額が森林環境譲与税として市町村及び都道府県に譲与される仕組みである(同条)。森林環境税の徴収は令和 6 年度か

¹⁰ 都道府県知事は、新規林業就業者の支援等により林業労働力の確保を目的とする社団法人・財団法人につき、都道府県ごとに1個に限り、林業労働力確保支援センターに指定することができる(林業労働力の確保の促進に関する法律第 11 条 1 項)。「林業労働力確保支援センター」は、事業主の委託を受けて林業労働者の募集を行ったり、新規林業就業者に対する研修や資金の貸付け等を行う組織である(同法第 12 条)。

ら始まり、市町村において、個人住民税均等割とあわせて 1 人年額 1 千円が徴収される。森林環境譲与税の市町村・都道府県に対する譲与は令和元年度から先行して始まっており、それに伴って本事業も令和元年度よりスタートしている。

効果指標である林業従事者数、新規林業就業者数の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位:人)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
新規就業者	21	19	31	37	36
林業従事者	482	482	484	488	481

新規就業者は増加傾向にあるが、林業従事者全体が増加していない。

これは高齢等による退職に加え、新規就業者が早期に退職していることも要因である。すなわち、新規就業者が増加しても定着率が低く、林業従事者の待遇改善も課題であることを示しているといえる。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 I-4-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 個人情報取扱条項の記載(意見 I-4-2(総括意見 3))

本事業を遂行するにあたり、新規就業希望者の個人情報等に触れる機会があるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

③ 前金払条項の見直し(意見 I-4-3(総括意見 4))

前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。

本契約書第 8 条において、受託者が県に委託料前金払請求書を提出した場合、石川県は同請求書を受理したときから 30 日以内に委託料の前金払をしなければならない旨定められている。すなわち、受託者から前金払の請求書が提出されれば、県は前金払の義務を負う規定となっている。

実際の前金払の状況としては、令和 4 年 5 月 10 日に契約締結され、同年 10 月に前金払として 11,400,000 円が支払われている。事業の進捗計画を踏まえ、全委託料の 6 割相当額を前金払として支払っているものである。資金計画を閲覧したところ、事業計画をふまえ、同年 10 月に全委託料の 6 割相当額を前金払として支払うことは不当ではないと考えられた。しかし、契約上は、受託者が前金払請求書を提出すれば、県は 30 日以内に支払う義務を負っている旨の規定となっていることから、契約締結後直ちに全額の委託料を前金払いとして請求することも可能となっている。

④ 再委託禁止条項の記載(意見 I-4-4(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

5. 現場管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課
委託契約名称	現場管理業務委託

委託先名称	エービーコンサルタント株式会社
委託契約の概要	治山・林道工事に係る現場管理業務の補助
契約を委託した理由	県発注工事における現場管理業務(段階確認、材料試験の立会等)の確認頻度が多く、移動時間のロス等、職員の負担となっており、現場管理業務の一部を民間委託することで、職員の作業負担の軽減および業務の効率化が図られるため。
契約年月日	R4年6月10日
契約期間	R4年6月10日～R5年3月24日
完了年月日	R5年3月24日
同一先との連続契約期間	9年
予定価格(税込)	3,242,800円
予定価格の積算方法	公共単価および稼働日数により積算
契約金額(税込)	2,772,000円
令和4年度決算額(税込)	2,998,600円
契約方法(業者数)	指名競争入札(8者指名、8者入札)
契約方法の選択理由	本業務は測量や施工管理を実施するもので、測量および建設コンサルタントの専門知識が求められる。 以上のことから、施行令第167条第1項の規定により指名競争入札とし、指名者は技術的適性を勘案して選定する。
契約変更の有無	有
契約変更の理由	業務委託の増工に伴う契約変更
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	特記仕様書で定める業務実施報告書(月報、日報)の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務実施報告書と積算した稼働日数が相違ないことを確認している。
事業の目的	現場管理業務の効率化かつ円滑な業務の推進
期待する効果	現場管理業務の効率化かつ円滑な業務の推進
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第7条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)

暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 41 条の 3 発注者の催告によらない解除権 10 項により、暴力団排除について定めている)
------------	---

本契約は、県発注工事における現場管理業務を委託するものである。同現場管理業務(段階確認、材料試験の立会等)は、確認頻度(段階確認、材料試験の立会等)が多く、移動時間のロス等、職員の負担となっていることから、これを外部業者に委託することとしたものである。具体的には、1 つの工事で概ね 5～10 回の現場立会確認が必要であり、従前は職員が現場に赴いていたが、職員数には限りがあり、また、雨天等の影響で現場確認ができない場合があると、他工事の現場確認作業との兼ね合いで日程調整が困難になり、上記管理業務が円滑に遂行されない結果、工事が進まないという問題があった。この問題を解消するために、外部業者に県発注工事における現場管理業務を委託するに至ったものである。

本契約は令和 5 年 3 月 13 日付で変更契約が締結されている。変更理由は、工事の進捗状況等により業務を実施できなかった工事について現場管理業務を減少させた上で、令和 4 年 8 月 3 日及び同月 4 日に発生した豪雨により、小松市内で発生した山腹崩壊及び土砂流出に対応するため、この地域の測量を優先し、また、基礎資料作成のための設計業務を委託したことによるものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 I-5-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

② 委託業務内容が異なる変更契約(意見 I-5-2)

委託業務の種類が異なる場合は新規契約を締結すべきである。

本契約は、上記のとおり、令和 4 年 8 月 8 日に県が受注者に変更通知書を送付して契約が変更されているが、現場管理業務が減少するとともに、新たに設計業務が加わっている。本契約は、現場管理業務及び測量業務を実施することを前提に入札が行われているところ、契約変更を行って現場管理業務を減少させるとともに、設計業務が新たに付加されている。令和 4 年 8 月 3 日及び同月 4 日の豪雨による被害が大きかったことから、これに対応するために契約変更により設計業務を発注したものであると思われるが、業務の種類が入札時と異なるため、契約変更により発注することは不適切であると考え。同設計業務は 100 万円を超えていることから、本来は改めて入札を行うべき業務である(県財規第 129 条 6 号)。豪雨災害に緊急に対応するために変更契約で対応したものであると思われるが、緊急の必要によって競争入札に付することができない場合は随意契約によることができるのであるから(地自法第 234 条第 2 項、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)、緊急の必要があることを明らかにした上、随意契約を締結すべきである。

本来入札を実施すべき金額の業務内容を、異なる業務の業務委託契約を変更することによって発注することは入札手続の潜脱とも考えられることから不適切である。

③ 契約条項の整備(意見 I-5-3)

約款と仕様書の記載内容を整理・統合し、委託する業務を前提とした契約条項を整備すべきである。

業務委託契約書に添付されている約款は、工事請負契約で使用されている約款が流用されてお

り、現場管理業務及び測量業務に必ずしも適した条項となっていない。たとえば、「受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる」という条項があるが(同契約書第 21 条)、現場管理業務等においてこのような事態が発生することは想定しがたい。

また、契約約款とは別に「現場管理業務委託共通仕様書」が作成されており、約款と仕様書の整合性が分かりにくい。たとえば、約款では受注者が、契約締結後 7 日以内に業務工程表を提出しなければならない旨定められているが(第 3 条)、仕様書では委託業務実施計画書を作成して提出することとされており(第 4 条)(提出期限の定めはない)、「業務工程表」と「委託業務実施計画書」の関連性が不明であるし、別々に作成する必要性も理解しがたい。

約款と仕様書の記載内容を整理して統合させた上、現場管理業務を委託することを前提とした契約条項として整備し、受注者にも分かりやすい契約書とすべきである。

J. 競馬事業局

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	金沢競馬場内警備業務委託	指名競争入札	37,755,283
2	場間場外発売における警備業務委託	随意契約	21,868,769
3	実況テレビ放送業務委託	随意契約	32,416,780
4	投票業務等運営管理委託	随意契約	277,290,200

1. 金沢競馬場内警備業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	競馬事業局 競馬総務課
委託契約名称	金沢競馬場内警備業務委託
委託先名称	北陸総合警備保障株式会社
委託契約の概要	金沢競馬開催日における警備を行うもの
契約を委託した理由	金沢競馬を円滑に運営するにあたり、相当数の警備人員が求められるため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	6 年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が 5 年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	警備内容別に配置人数、勤務日数、勤務時間を仕様書で定めおり、当該内容別の時間数に単価を乗じて算出している。

契約金額(税込)	37,956,975 円(当初契約額) ・37,944,315 円(R4 年 5 月 15 日変更)警備員の体調不良で配置人数を 1 名減 ・37,994,992 円(R4 年 11 月 17 日変更)ウマ娘 プリティーダービー×金沢けいばコラボイベントの開催により、2 日間の配置人数を 2 名増員 ・37,562,808 円(R4 年 12 月 24 日変更)悪天候で 2 日間開催中止 ・37,755,283 円(R5 年 3 月 23 日変更)代替開催 1 日
令和 4 年度決算額(税込)	37,755,283 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5 者指名、4 者入札)
契約方法の選択理由	緊急対応の必要性や、安全な履行の確保という観点から施行令第 167 条第 1 項第 1 号の規定による指名競争入札
契約変更の有無	有
契約変更の理由	天候の影響による開催中止等(契約金額参照)
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 5 条に従い、毎日、警備日報の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	警備日報と共に提出される警備員配置部署日報で、仕様書で求める配置となっていることを確認すると共に、警備員配置部署日報から警備業務実施確認書(1 か月の警備状況を入力)を作成し、当該確認書で当初積算していた作業日数、配置人員数と乖離がないことを確認し、受託者からの請求書と照合している。
事業の目的	金沢競馬の円滑な運営
期待する効果	金沢競馬の円滑な運営
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 20 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本業務は、金沢競馬場内の常駐警備、金沢競馬開催日の巡回警備、騎手研修館の警備業務である。金沢競馬に関する警備業務は、これ以外に、競走馬を管理するきゅう舎の警備業務と、金沢競馬非開催日で他の競馬場の勝馬投票券が買える時間について行う場内警備(金沢競馬非開催日の場間場外発売における金沢競馬場内警備)が存在する。

金沢競馬場内警備ときゅう舎警備は、緊急対応が生じる可能性があることなどから指名競争入札によ

る契約方法を選択し、同じタイミングで入札を行っている。金沢競馬非開催日の場内警備については、金沢競馬場内警備の受託者と随意契約としている。

指名業者の選定については、県の入札参加資格者名簿に警備業務で登録のある業者を各種条件で絞り込み指名している。なお、前年契約者は指名先とし、前年入札辞退者は指名先から除いている。

同じタイミングで入札を行うきゅう舎警備については、前年契約者を指名先とし、前年辞退者は指名先から除くと共に、場内警備で指名した先も除くことで、指名競争ではあるが、多くの業者に入札機会が与えられるよう対応している。

また、仕様書の各警備別の配置人数については、保安係(直営)と協議し、必要最低限になるよう毎年見直しを行っている。令和4年度に関しては、令和3年度に11名だった巡回警備を8名に減らし、令和5年度は6名に減らし、無駄な支出が生じないよう対応しているとのことである。

予定価格の積算においては、仕様書で警備時間が明確になっていることから、乗じる単価が重要な要素となっている。当該単価は、既存契約先から参考見積を入手し、過去2年の予定単価の上昇率、契約単価の上昇率と比較して、異常な上昇率となっていないことを確認したうえで、採用している。

平成16年度の包括外部監査において、本契約が監査対象となり、当時は場内警備及びきゅう舎地区警備の委託契約は、それぞれ別業者と長期間にわたり、1者随意契約であったこと、随意契約とした決定的な根拠がないことを理由に、指名競争入札による競争の導入を意見している。本契約は指名競争入札を採用しており、過年度措置対応が適切に行われていることが確認できた。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 J-1-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約については、5者による指名競争入札が行われており、同一契約先との継続契約期間が6年以上となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるため、恣意性が排除された上で、合理的な理由により選別が行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者検討表上、県の入札参加資格者名簿から17事業者の候補者を選定して記載されているが、直近の入札結果や辞退状況、警備売上の金額規模より判断し、5事業者に指名が行われている。きゅう舎警備においても、別の5事業者が指名されており、前年辞退3事業者を考慮すると、4業者が候補者に選ばれながら、指名されなかったこととなる。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく5人以上の指名」(県財規第127条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、県によれば、本業務について、指名業者の選別に關する内部の基準があらかじめ定められていることはない、とのことである。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5 者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

② 再委託禁止条項の記載(意見 J-1-2(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

③ 個人情報取扱条項の記載(意見 J-1-3(総括意見 3))

本業務では異常が発生した場合の連絡先等で受託者は個人情報に触れるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

2. 場間場外発売における警備業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	競馬事業局 競馬総務課
委託契約名称	場間場外発売における警備業務委託
委託先名称	北陸総合警備保障株式会社
委託契約の概要	金沢競馬開催日における警備を行うもの
契約を委託した理由	金沢競馬を円滑に運営するにあたり、相当数の警備人員が求められるため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	6 年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が 5 年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	指名競争入札で決定した時間給を採用
契約金額(税込)	日中 1,489 円/時、18 時以降 1,860 円/時
令和 4 年度決算額(税込)	21,868,769 円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	金沢競馬非開催日に他競馬場の場外発売を実施するにあたり、金沢競馬開催日に準じた警備を要するため、指名競争入札で決定した場内警備の業者と施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行った。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	無

契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 5 条に従い、毎日、警備日誌の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	警備日誌と共に提出される警備員配置部署日報(場外販売)の配置人員と勤務時間を、昨日の開催時間と照合して確認すると共に、警備員配置部署日報(場外販売)から警備業務実施確認書(1 か月の警備状況を入力)を作成し、当該確認書と受託者からの請求書を照合している。
事業の目的	金沢競馬の円滑な運営
期待する効果	金沢競馬の円滑な運営
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無
暴力団排除条項の有無	無

本業務は、金沢競馬非開催日の場間場外発売における金沢競馬場内警備である。金沢競馬場の場内警備を指名競争入札で決定し、当該契約先と随意契約を締結している。非開催日か開催日かの違いで、場内警備である点に変わりはないことが随意契約の理由となっている。その点、非開催日を含めた 1 つの契約として指名競争入札することも考えられるが、非開催日の日数や時間は、他の競馬場の開催日や開催時間に影響を受け、事前に確定させることができず、単価契約が適していると判断した結果、別契約としている。

単価は指名競争入札の契約基礎単価を用いている。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 J-2-1(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

② 個人情報取扱条項の記載(意見 J-2-2(総括意見 3))

本業務では、異常が発生した場合の連絡先等で受託者は個人情報に触れる可能性があるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

③ 暴力団排除条項の記載(意見 J-2-3(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

3. 実況テレビ放送業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	競馬事業局 競馬総務課
--------	-------------

委託契約名称	実況テレビ放送業務委託
委託先名称	株式会社山口シネマ関西支店
委託契約の概要	県営金沢競馬の実況テレビ放送及び当該放映装置の保守業務
契約を委託した理由	競馬における着順写真判定、競走中のビデオ撮影等は専門性・特殊性が高く、機材の操作等の習得にも多大な期間を要するため。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	69年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	事業者が設定している単価と稼働日数により積算して決定した。
契約金額(税込)	32,507,970円
令和4年度決算額(税込)	32,416,780円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	競馬における着順写真判定、競走中のビデオ撮影等は特殊性が強いが、(株)山口シネマは着順写真判定撮影において特許を有し、多くの地方競馬及び中央競馬において同業務を実施しているため随意契約(1者)としている。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	降雪による開催中止やこれに基づく代替開催など
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託業務執行結果報告書及び開催日における現場での確認
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託業務執行結果報告書にて確認している。また、常に現場で判断する業務であり、何か指示等があればその都度行い、その後、改善点等があれば基本的に次の開催までに修正を依頼している。
事業の目的	金沢競馬の競走中のパトロールビデオ撮影画を利用し、出走馬に関するデータ(オッズ、馬体重等)を提供する。
期待する効果	競馬開催における必要不可欠な情報の提供
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第12条により、県の承諾のない再委託による契約解除について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無

暴力団排除条項の有無	無
------------	---

本契約は、金沢競馬場内における県営金沢競馬の実況テレビ放送業務の執行に係る委託契約であり、その内容は、実況テレビ放送業務と場内テレビ放映装置の保守となっている。競馬における着順写真判定、競走中のビデオ撮影等は特殊性が強いため、着順写真判定撮影において特許を有し、多くの地方競馬及び中央競馬において同業務を実施している(株)山口シネマと随意契約を締結している。

日本全国で競馬場は 25 あるが(中央競馬 10、地方競馬 15)、(株)山口シネマは 21 の競馬場に対して本委託業務と同様の着順判定写真撮影やテレビ放送業務などを提供しており、業界におけるシェアは非常に高い。また、金沢競馬場における(株)山口シネマとの継続契約期間は 69 年と非常に長期となっている。

なお、令和 4 年 12 月、令和 5 年 2 月に、降雪による開催中止及びこれに基づく代替開催により、委託料の変更に係る変更契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 個人情報取扱条項の記載(意見 J-3-1(総括意見 3))

本業務を遂行するにあたり、個人情報に触れる機会があるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

② 暴力団排除条項の記載(意見 J-3-2(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

③ 契約金額の妥当性の検証(意見 J-3-3)

1 者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。

本実況テレビ放送業務においては、競馬における着順写真判定や競走中のビデオ撮影等における技術的特殊性が強いことから、(株)山口シネマと、1 者見積りの上、随意契約を締結している。したがって、競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があり、契約金額の妥当性の検証状況を担当所属にヒアリングしたところ、県の積算は、事業者から入手する参考見積書に基づき、事業者が設定している単価と稼働日数をベースに算出しており、履行の実績確認においては、提出を受けている委託業務執行結果報告書にて作業の従事状況の確認を行っているとの回答を得た。そのため、現状の履行の実績確認では積算と比較・分析することができない。

契約方法が随意契約である場合には、実績工数や発生費用を積算時の項目別に把握し、当年度の見積りと比較・分析を行い、その結果を翌年度以降の積算に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能であるため、契約金額の妥当性を検証すべきである。

4. 投票業務等運営管理委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	競馬事業局 競馬総務課
委託契約名称	投票業務等運営管理委託
委託先名称	日本トーター株式会社

委託契約の概要	金沢競馬場の開催にあたり、投票業務等の運営管理を行うもの
契約を委託した理由	競馬の投票業務及びシステム運用には、専門の知識と技術が必要であり、職員が実施するには多くの費用と労力が必要となるため、専門業者に委託している。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	15年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	事業者が設定している単価と稼働日数等により積算
契約金額(税込)	280,329,500円
令和4年度決算額(税込)	277,290,200円
契約方法(業者数)	随意契約(1者見積り)
契約方法の選択理由	勝馬投票券にかかる購入・システム運用については、万全なる注意と公正な運用が必要であり、発売システムについて習熟していることが条件とされる。金沢競馬場の導入している発売機は日本トーター(株)製であり、その機器を使用した発売及び保守ができるのは、同社のみである。よって、施行令第167条の2第1項第2号の規定により、日本トーター(株)と随意契約を締結する。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	冬期投票所閉鎖等のため。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第10号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第6条に従い、月毎に委託業務執行報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	金沢競馬の円滑な運営
期待する効果	金沢競馬の円滑な運営
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第3条により、再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、金沢競馬場の投票業務等運営管理に係る委託契約である。

主な業務は以下のとおりである。

- トータルゼータシステム(公営競技の投票券の発売・払戻に関するシステム)運営・保守業務
- 投票本部運営・管理業務
- 投票所運営・管理業務
- 納金本部運営・管理業務
- 案内所運営・管理業務
- 金沢競馬非開催日払戻業務
- その他業務(上記に付随する業務、上記の業務に関する消耗品の受発注管理業務、等)

競馬の投票業務及びシステム運用には専門の知識と技術が必要であり、また、勝馬投票券にかかる購入・システム運用については万全なる注意と公正な運用が必要であることから、発売システムについて習熟していることが必要となる。金沢競馬場が導入している発売機は日本トーター(株)製であり、その機器を使用した発売及び保守ができるのは、同社のみであることから、日本トーター(株)と随意契約を締結している。

なお、業務終了後、予定価格の算出に使用した単価及び工数について、委託先から入手する情報に基づき実績との比較を行い、翌期の予定価格の算出に反映している。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 J-4-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

K. 土木部

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	建設工事用資材単価調査業務委託(その 3)	指名競争入札	17,930,000
2	自家用電気工作物保安管理業務委託	指名競争入札	1,634,237
3	一般国道 249 号等併設休憩施設の維持管理業務委託	随意契約	3,621,500
4	金沢港県単港湾管理(台帳管理システム)業務委託	随意契約	1,507,000
5	船舶運航管理業務委託	一般競争入札	23,980,000
6	令和 4 年度都市計画基礎調査業務委託	随意契約	6,000,000
7	塵芥(じんかい)処理清掃業務委託	指名競争入札	4,529,800
8	石川県水道用水供給事業鶴来浄水場運転監視業務委託	一般競争入札	52,910,000
9	県水送水管耐震化事業に係る業務委託	随意契約	1,423,000,000

1. 建設工事用資材単価調査業務委託(その 3)契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 監理課
委託契約名称	建設工事用資材単価調査業務委託(その 3)

委託先名称	一般財団法人建設物価調査会 北陸支部
委託契約の概要	公共土木及び森林、集落排水関係並びに、建築・電気・機械設備工事に使用する資材単価について、市況情勢を調査し設計単価に資するためこの調査を委託するもの
契約を委託した理由	調査の実施には専門の知識とノウハウが必要であり、職員が実施するには多くの費用と労力が必要となるため。
契約年月日	R4年5月19日
契約期間	R4年5月19日～R5年3月24日
完了年月日	R5年3月24日
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	18,249,000円
予定価格の積算方法	入札資格者3者より参考見積を徴収し、もっとも少ない工数に対して、県労務単価を乗じて人件費を算出し、各種経費は実績見込み額及び県土木部監修の積算基準書に基づいて算出したうえで決定。
契約金額(税込)	17,930,000円
令和4年度決算額(税込)	17,930,000円
契約方法(業者数)	指名競争入札(3者指名2者入札)
契約方法の選択理由	施行令第167条第2号の規定により、指名競争入札を実施。 他県において特別調査(地場材料等の特別調査)を行った実績を有し、本県において入札参加資格を有する者を選定した結果、対象者が少数。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務完了検査により確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	成果品等の資料の確認及び県の調査職員が業務状況を聴取し、確認している。
事業の目的	材料やエネルギー等の取引価格を調査に反映し、適正な予定価格により工事発注を行うため
期待する効果	適正な予定価格による工事発注
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第7条により、一括再委託等の禁止について定めている)

個人情報取扱条項の有無	無(受託者は受託者の責任で個人情報を取り扱うが、県に対する成果物には個人情報が含まれないため、条項なし)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 41 条の 3 発注者の催告によらない解除権 10 項により、暴力団排除について定めている)

建設工事用資材単価調査業務の委託契約は、その 1、その 2、その 3 が存在し、その 1、その 2 は(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会が出版している資材単価のデータを本県用に加工して提出する業務委託である。監査対象とした、その 3 は、県が定める建設工事資材単価調査品目(出版物に記載なし)について、県内 10 地区別で地場材等の単価調査を行う「特別調査」であり、調査結果として単価情報の提出を受けるものである。

県の入札参加資格者名簿に掲載されていて、地場材等の特別調査を行った実績がある業者は、令和 4 年度時点で 3 者しかなく、施行令第 167 条第 2 項の「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。」に該当すると判断し、指名競争入札により契約先を選定している。なお、令和 5 年度は入札参加資格者名簿に掲載されている業者が増加したため、4 者への指名を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 長期間同一先との契約(意見 K-1-1)

長期的に競争性を確保するため、入札参加資格未登録業者への聞き取り等を実施するなどの対応を検討されたい。

本契約は、委託先との連続契約期間が、短くても平成 15 年以降継続している状況とのことである。担当者が、入札辞退者に聞き取りを実施した結果、他の業務で人手が足りないこと、新たに石川県内で調査を行うことになるため、調査先の洗い出し、選定、関係構築などが必要となり、すでに調査先を把握している既存契約先よりも工数が必要となることが原因として考えられるとのことであった。

現状は 3 者指名 2 者入札となっているが、長期間同一業者が落札している状況から、将来的に 1 者入札になる可能性も否定できない。競争性を確保するために、特別調査を実施している他の業者(令和 4 年度時点で、未登録 3 者)に対して、登録を行わない理由等を聞き取りし、仕様書等の見直しの必要性を検討することも有用と考える。

② 業務委託料の増減に関する仕様書記載(意見 K-1-2)

「50 件程度」という曖昧な記載ではなく、明確な基準を設定すべきである。

本契約では、契約期間中に物価上昇等で単価の見直しが必要な資材があれば、「臨時調査分」として、適時調査依頼を行うこととしており、過年度の実績等から当初の設計図書で 300 件の臨時調査を見込んでいる。令和 4 年度は物価上昇で、臨時調査が 826 件(設計図書訂正・変更通知書より)発生し、計画より 526 件増加したが、通常調査を依頼していた資材で、使用していない品目を洗い出し、調査範囲を 443 件減らすことで、調査品目数の予定と実績差をプラス 90 品目としている。

なお、本業務の特記仕様書 8 では、「調査品目の増減が 50 件程度の場合、業務委託料の変更増減はないものとする。」と定めている。

過去 5 年間の調査品目数の計画と実績及び業務委託料の変更の有無を確認したところ、平成 30 年

度は 107 件減って、委託料を減額しているのに対し、令和 4 年度は 90 件増えて委託料の増額を行っていない。90 件は 50 件の 1.8 倍であり、「50 件程度」と解釈するのは、委託業者に不利な判断を行っているものと考えられる。「程度」という曖昧な表現ではなく、明確な基準を設定すべきである。

【調査品目数及び契約金額の変動推移】 (単位:調査品目数は件、金額は千円)

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調査品目数	計画	3,851	4,044	4,115	3,994	3,955
	実績	3,744	3,991	3,698	3,743	4,045
	増減	△107	△53	△417	△251	+90
	増減率	△2.78%	△1.31%	△10.13%	△6.28%	+2.28%
契約金額	当初	14,040	14,850	15,400	14,850	17,930
	変更後	13,737	変更なし	14,531	14,344	変更なし

(出所:各年度の資材単価調査品目集計資料と契約書及び変更契約書より作成)

2. 自家用電気工作物保安管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 県央土木総合事務所
委託契約名称	自家用電気工作物保安管理業務委託
委託先名称	株式会社エネック
委託契約の概要	自家用電気工作物の月次点検・定期点検・精密点検・試験及び測定
契約を委託した理由	<p>本事務所が保有する自家用電気工作物には、庁舎の非常用予備発電装置やトンネルの電気設備など、災害時の対応や安全な交通維持に不可欠な設備が含まれており、定期的かつ専門的な保守管理が必要である。</p> <p>また、電気保安法人¹¹と契約し、保守を外部委託することで、電気事業法において、自家用電気工作物を保有する事業者¹¹に義務付けられている資格保有者(電気主任技術者等)の選任を行わないことも可能となるため、人事異動等の影響もなく、安定的な運営を行うことができる。上記より、委託することが適当であると判断した。</p>
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	1 年
予定価格(税込)	非公表

¹¹ 電気保安法人とは、自家用電気工作物の電気保安に関する業務を事業者等に代わり行うことが認められた法人である。

予定価格の積算方法	安定的な運営に必要となる点検や巡視の基準を定め、その基準に基づく作業量を事前に4者から参考見積を入手して精査している。
契約金額(税込)	1,634,237 円
令和4年度決算額(税込)	1,634,237 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5者指名、4者入札)
契約方法の選択理由	施行令第167条1号による指名競争入札 電気保安法人(中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内)である必要があるため。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第10条に従い、月次及び年次で業務報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	月次及び年次で提出される業務報告書が、事前に提出されている業務工程表及び仕様書で求める点検内容・点検周期(毎月、1年に1回、3年に1回)の通りなされているか確認している。 また、実績報告書により自家用電気工作物の要修繕箇所等の確認をしている。
事業の目的	電気事業法第42条に基づき保安規程を定め、以下の施設において保守点検を実施するもの 〈〈施設の一例〉〉 高圧の受電設備への電力供給の為、低圧電源を高圧へ変換する設備、トンネル内の電気設備、アンダーの排水ポンプや河川の稼働堰、停電時、稼働を維持する為の非常用予備発電装置など
期待する効果	常時及び非常時の円滑な装置の稼働
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第4条により、再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第21条甲の契約解除権(6)により、暴力団排除について定めている)

本業務は、県央土木総合事務所が保有する自家用電気工作物の保安管理業務であり、県央土木総合事務所、トンネル電気設備、消雪設備、排水施設等の19箇所の自家用電気工作物を管理対象としている。自家用電気工作物の保安に関しては、事業者が電気主任技術者を選任し、有資格者に保安

監督を行わせる必要があるが、県では当該人材を確保していないため、直接、電気主任技術者を選任する必要がなくなる電気保安法人へ委託している。

北陸 3 県で電気保安法人のうち、県の入札参加資格者名簿に記載があり、電気主任技術者資格保有者を有する業者は 5 者であり、5 者指名による指名競争入札を行っている。

予定価格の積算に関して、人件費については、4 年前に 4 者に対して作業量の積算を依頼し、当該作業量の平均値に、国土交通省が公表している「令和 4 年度建築保全業務労務単価について」の技術者区分別の日割基礎単価を乗じて算出し、物品費及び業務管理費については、国土交通省が公表している「建築保全業務積算要領」に定める料率を乗じて算出しているとのことであった。予定価格の積算資料を確認したところ、各種資料と整合していることが確認できた。

(2) 監査の結果及び意見

① 入札不調への対応(意見 K-2-1)

入札不調が続くようであれば、長期契約の必要性や他の土木事務所保有の自家用電気工作物の保安管理業務と契約を一本化することなど、契約期間や契約範囲の見直しを検討することが望ましい。

令和 5 年度の入札に関して、3 者が辞退したことから、担当者が辞退理由を聞き取りしたところ、電気主任技術者が担当できる事業所は換算地で 33 点未満の範囲との取り決めがある(経済産業省「主任技術者制度に係る見直しについて」令和 4 年 4 月 15 日参照)ことから、対応できる人員がおらず、辞退したとのことであった。また、令和 5 年度は入札不調で、当初予定価格を上回る金額での契約となっている。この理由については、業務に従事していた委託先の電気主任技術者の定年退職等の影響が考えられるとのことであった。入札辞退者が多いこと及び入札不調が生じたことから、担当所属では、令和 6 年度の契約に向けて、複数者から作業量の参考見積を入手し、最新の数値で予定価格を積算する方針とのことであった。

しかし、設計価格ひいては予定価格を見直したとしても、電気主任技術者が不足しているという課題が解消するわけではないため、予定価格を下回る入札が行われるかわからない。保安管理業務は電気事業法に従って行うべきであることから、業務内容や仕様書の見直しは難しいと考えられる。令和 6 年度も令和 5 年度と同様に入札不調が続くようであれば、長期契約の必要性や他の土木事務所保有の自家用電気工作物の保安管理業務と契約を一本化することなど、契約期間や契約範囲の見直しを検討することが望ましい。

【契約実績の推移】

(出所:各年度の契約関係書類より監査人作成)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
指名者数	6	6	5	5	5
入札者数	4	4	3	4	2
契約額(税抜)	1,635,300 円	1,471,200 円	1,442,400 円	1,485,670 円	2,700,000 円
委託先	(株)総合電設 保安協会	(株)米沢エナ ジーマネジメ ントサービス	(株)米沢エナ ジーマネジメ ントサービス	(株)エネック	(株)エネサー ブ北陸

② 契約書で提出を求める書類の入手確認(意見 K-2-2)

契約書において提出を指示している書類は、入手しているのか確認する必要がある。

業務委託契約書第 2 条第 1 項では、「乙(受託者)は、この契約締結時に、契約代金内訳書を作成し、甲(県)に提出しなければならない。」と明記しているが、令和 4 年度は契約代金内訳書を入手していなかった。契約書において提出を指示している書類は入手しているのか確認する必要がある。

なお、令和 5 年度は入手されており、過去数年間は入手していないとのことであった。契約代金内訳書をどのような目的で提出させているのか明確にしたうえで、入手が必要であれば入手し、入手不要であれば契約条項の見直しを検討すべきである。

継続して契約代金内訳書(19 箇所別の明細)の提出を求めるのであれば、実績の数値についても提出を求め、予定と実績の比較を行った上で、次年度の予定価格の積算に役立てることは有用であると考える。

③ 監督員と検査員の兼職禁止(指摘 K-2-3)

監督員と検査員が兼職しないよう、事前に確認を行うべきである。

当業務の監督員として委託先に通知している 3 名(主任監督員 1 名、監督員 2 名)のうち、主任監督員となった者が業務完了時の検査員となっていた。担当所属に理由を確認したところ、通常は監督員を 2 名とすると、令和 4 年度は監督員 1 名が新人であったことから、指導のため主任監督員を設けたことで、兼職となってしまったとのことであった。

監査の過程で、業務内容が仕様書に添っていない等の事象は発見していないが、監督員と検査員が同一人であることは、自己検査にあたり検査の客観性が損なわれる。県財規第 142 条においても、監督の職務と検査の職務の兼職を禁止していることから、検査員の選定は、監督員が誰なのか確認した上で行うべきである。

3. 一般国道 249 号等併設休憩施設の維持管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 中能登土木総合事務所羽咋土木事務所
委託契約名称	一般国道 249 号等併設休憩施設の維持管理業務委託
委託先名称	志賀町
委託契約の概要	休憩施設の維持管理業務
契約を委託した理由	管理協定書により施設の維持管理を志賀町が実施するため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	31 年(H4 年～)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の労務単価に清掃回数と清掃時間を乗じると共に、必要な諸経費(トイレトーパーや蛍光灯の取替など)を見込んで積算。

	(出要綱第2「支出に関する事項」14(2)に定める予定価格の書面の作成を省略できる契約に該当し、伺額をもって予定価格とみなす)
契約金額(税込)	3,621,500 円
令和4年度決算額(税込)	3,621,500 円
契約方法(業者数)	随意契約(1者)
契約方法の選択理由	休憩施設内の休憩緑化ゾーンなどを志賀町が維持管理しており、県の維持管理部分を含めて志賀町が一体管理することが効率的と判断したため。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第2号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第7号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第6条に従い、委託業務執行結果報告書により確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託業務執行結果報告書及び添付書類(作業日報、作業状況写真、浄化槽保守点検表)と仕様書を突き合わせて確認するほか、積算していた作業内容・金額と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	休憩施設の適切な維持管理
期待する効果	休憩施設の適切な維持管理
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無(志賀町が業者を選定し、業務委託を行うことが前提となっているため、条項無し)
再委託の業務範囲	休憩施設の維持管理を再委託 (志賀町は再委託先への業務の発注、業務完了確認を行い、再委託先との契約に基づく委託料の支払いを行い、委託業務執行結果報告書を県に提出している)
再委託金額	4,320,800 円 (委託業務執行結果報告書の添付書類に再委託先から志賀町に提出された書類が添付されており、どこの業者にいくらで再委託しているか把握できるようになっている)
再委託先における業務実施状況の確認方法	再委託先及び再々委託先(浄化槽の保守点検は再委託先が行えず、再々委託が生じている)の業務実施状況は、志賀町から提出される委託業務執行結果報告書及び添付書類で確認している。添付書類は再委託先及び再々委託先から志賀町に提出された書類の写しとなっている。))

個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、志賀町内の3つの休憩施設の維持管理業務を志賀町に委託している契約である。各休憩施設の建設に際し、県と町で管理協定書を締結している。管理協定書では、維持管理費の負担区分を定めており、県は照明等の電気料及び駐車場・便所・水飲場等のパーキングゾーンにかかる清掃、補修、必需品等の費用を負担し、町は休憩緑地ゾーンの樹木等の管理及び園地の清掃費用を負担することとしている。県が費用負担する業務について、本契約で町に業務委託を行い、町が業者選定を行って業務を委託し、作業完了確認の上で、県に業務執行結果を報告している。

3つの休憩施設は、①一般国道249号線に併設する志賀ロードパーク休憩施設②主要地方道志賀富来線に併設する巖門クリフパーク休憩施設③主要地方道深谷中浜線に併設する笹浪美知の駅休憩施設であり、管理協定書の締結は①が平成4年10月、②が平成5年11月、③が平成7年12月に行われている。休憩施設が増える都度、当該施設に関する管理協定書を締結し、業務委託契約書の業務委託の範囲を見直している。

本契約における業務委託料の支払いは、業務委託契約書第7条において、「委託料を前金で支払うものとする」と定めており、志賀町より8月22日に前金払請求書を受領し、9月12日に委託料の全額を前金払している。町に対して支払うため、施行令第163条第1号の「官公署に対して支払う経費」に該当し、前金払を認めるものであるが、委託している業務が完了する前に全額の支払いを行うことは業務履行がなされないリスクなどを鑑みると、行うべきではない。ただ、民間事業会社と異なり、市町との取引で業務が不履行となるリスクは極めて低いことから、市町に対する全額前金払が不当とまでは言えないと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 暴力団排除条項の記載(意見 K-3-1(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。また、本契約は再委託及び再々委託が生じているため、再委託先及び再々委託先について、暴力団排除となるような条項を契約書に記載する必要がある。

② 仕様書における清掃回数の明確化(意見 K-3-2)

最低限必要と考えている清掃回数及び清掃時間を仕様書に明示し、委託先において、必要以上の費用が生じないようにすべきである。

志賀町は本契約の業務を(公社)志賀町シルバー人材センターへ再委託している。志賀町が同センターに支払っている委託料を確認したところ、県の委託料を20%弱上回っている状況である。差が出ている理由を確認するため、予定価格の積算に用いている清掃回数、清掃時間と実際の清掃回数、清掃時間を比較したところ、実際の清掃回数、清掃時間が上回っていることがわかる。

現状の業務委託契約書及び仕様書には、清掃回数や清掃時間が明確に示されていないため、志賀町から同センターへの業務委託においても、回数や時間について明確な指示がなされていないと考えられる。予定価格(予算額)の積算の前提としている、最低限必要と想定している清掃回数及び清掃時間を仕様書に明示し、委託先において、必要以上の費用が生じないようにすべきである。

【予定価格、志賀町との精算額、志賀町による再委託先への支払実績額比較】

	予定価格 (予算額)	志賀町との 精算額(A)	再委託先への 支払実績額(B)	差額 (B-A)
志賀ロードパーク	1,494,900 円	1,494,900 円	1,996,500 円	+501,600 円
巖門クリフパーク	1,724,800 円	1,724,800 円	1,656,600 円	△68,200 円
笹波美知の駅	401,800 円	401,800 円	667,700 円	+265,900 円
合計	3,621,500 円	3,621,500 円	4,320,800 円	+699,300 円

【トイレ清掃回数及び清掃時間】

	トイレ 清掃回数			トイレ 年間清掃時間		
	予定	実際	増減	予定	実績	増減
志賀ロード パーク	260 回	288 回	+28 回	1.5h×260 回=390h	426.5h	+36.5h
巖門クリフ パーク	180 回(トイ レ2棟分)	259 回	+79 回	1.0h×180 回=180h	388.5h	+208.5h
笹波美知の 駅	50 回	131 回	+81 回	1.0h×50 回=50h	327.5h	+277.5h
合計	490 回	678 回	+188 回	620h	1,142.5h	+522.5h

【駐車場清掃(植栽管理)時間】

	駐車場年間清掃(植栽管理)時間		
	予定	実績	増減
志賀ロードパーク	1.0h×270 回=270h	623h	+353h
巖門クリフパーク	2.5h×100 回×2 棟=500h	452h	△48h
笹波美知の駅	2.0h×50 回=100h	144h	+44h
合計	870h	1,219h	+349h

(出所: 予定価格積算資料、委託業務執行結果報告書及び添付書類)

③ 予定価格(予算額)積算単価の見直し(指摘 K-3-3)

予算額の積算根拠は現実と合致した数値を用い、毎年、実績比較を行って、適時仕様書及び予算額の見直しを行うべきである。

予定価格(本契約では予算額のため、以下「予算額」とする。)の積算に用いている労務費単価は、担当所属によると、過去の県労務単価(1,725 円)を継続して採用しているとのことであった。委託業務執行結果報告書に添付された書類より、再委託先の労務単価(トイレ清掃・植栽管理の件数費合計÷作業時間合計)を単純に試算すると1,000 円前後であり、予算で用いている労務単価と大きく乖離していた。

労務単価が乖離している理由としては、再委託先が平成25年頃から(公社)志賀町シルバー人材センターに変更となり、労務単価が下がったが、そのタイミングで単価の見直しを行わなかったことによるものと考えられる。また、単価だけでなく、民間清掃会社と比較するとシルバー人材センターの清掃

に必要な時間数も変更が生じると考えられるが、その点も変更されておらず、財務事務の執行の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考えられる事項に当たると判断した。

本契約は予算額で締結されていることから、予算額の積算根拠は現実と合致した数値を用い、毎年、実績比較を行って、適時仕様書及び予算額の見直しを行うべきである。

なお、人件費以外の浄化槽維持管理費や汲取費などの諸経費についても、再委託先で生じた実費と予算額を比較し、予算額の見直しの必要性について検討を行うべきである。

4. 金沢港 県単港湾管理(台帳管理システム)業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 金沢港湾事務所
委託契約名称	金沢港 県単港湾管理(台帳管理システム)業務委託
委託先名称	五大開発株式会社
委託契約の概要	台帳管理システム 年間データメンテナンス
契約を委託した理由	システムの管理には専門の知識と技術が必要であり、職員が管理するには多くの費用と労力が必要となるため、また、施設台帳管理システムを適切かつ効率的に運用を行うため専門業者に委託している。
契約年月日	R4年4月1日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月24日
完了年月日	R5年3月24日
同一先との連続契約期間	6年以上 (H20年～)
予定価格(税込)	968,000円
予定価格の積算方法	委託者が設定している作業数量に県の労務単価を乗じ、諸経費等は県土木部監修の積算基準書に基づいて算出している ・協議打合 32,800円 (1式) ・システムデータ取込・チェック 131,200円 (65,600円×2回) ・管内図システム更新 58,000円 (1式) ・港湾平面図の調整 58,000円 (1回) ・港湾統計システムのサポート 114,800円 (1回) ・機器類の確認 65,600円 (16,400円×4回) 小計(直接測量費) 460,400円 諸経費 419,600円 (小計×0.912) (測量)業務価格 880,000円 消費税 88,000円 合計 968,000円
契約金額(税込)	935,000円(当初契約額) 1,507,000円(変更後契約額)

令和4年度決算額(税込)	1,507,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(3 者見積り) 指名審査会で選定された業者の中から 3 者を指名した上で、見積徴収通知を出している。
契約方法の選択理由	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号規定により随意契約とする(100 万円以下は随意契約できる)。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	統計年報の様式等を改修する必要が生じたため、港湾統計プログラムの改修 N=1 式を変更増工した。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	年 4 回事務所において、システムの管理作業を行う場合は調査職員が立ち会い、その他は協議打ち合わせ、報告書の提出(定期点検とバックアップが年 4 回)
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	報告書と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	金沢港湾事務所における施設台帳管理システムを適正かつ効率的に運用を行うため、機器類の稼働確認及びデータの更新作業、バックアップ作業を行うことを目的とする。
期待する効果	施設台帳管理システムの適正かつ効率的な運用
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書約款第 7 条により、一括再委託等の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない。ただし、業務委託契約書約款第 1 条 5 項により、受注者は業務を行う上で知りえた情報を他人にもらしてはならない旨を定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書約款第 41 条の 3(発注者の催告によらない解除権)第 10 項により、暴力団排除について定めている)

本契約は、金沢港湾事務所における施設台帳管理システムを適正かつ効率的に運用するため、機器類の稼働確認及びデータの更新作業、バックアップ作業を行うことを目的とする業務である。予定価格が 100 万円未満であることから、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号規定により随意契約としている。また、平成 15 年 6 月 16 日付監第 834 号土木部監理課長通知「本庁執行の委託業務における指名者数について」において、土木部内各課に対し、「100 万円以下の見積徴収は 3 者とする事」を定めており、3 者からの見積徴収で契約先を選定している。

(2) 監査の結果及び意見

① 随意契約が認められない金額への契約変更(指摘 K-4-1)

本契約は一般競争入札や指名競争入札など随意契約ではない方法で契約先を選定すべきであった。過去の実績等を考慮し、変更事由を考慮した予定価格を設定することで、適切な契約方法を選択すべきである。

本業務の仕様書に記載している業務内容は、毎年必ず発生する業務のみとなっており、予定価格の積算についても、仕様書に記載した項目のみで算出されている。そのため、毎年発生しないが、県の依頼に対応した時間があれば、変更契約となり、下表のとおり、過去4年間は増額の変更契約を締結している。

直近3年間でみると、当初予定価格は100万円未満であることから、随意契約(3者見積)で契約先を選定しているが、変更後の契約額は100万円以上であり、随意契約が認められない金額となっている。すなわち、過去3年間は、契約方法が変更となるような契約変更が行われている状況といえる。

変更理由を確認すると、必ずしも年度途中で突発的に発生したと言い切れるものではなく、当初から変更事由を考慮した予定価格を設定し、契約額100万円以上として一般競争入札や指名競争入札など随意契約ではない方法で契約先を選定すべきであったといえ、財務事務の執行の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項に当たると判断した。

【過去5年間の契約状況】

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
予定価格	993,600円	1,490,400円	990,000円	968,000円	968,000円
当初契約額	972,000円	1,404,000円	968,000円	935,000円	935,000円
変更後契約額	—	1,991,000円	1,804,000円	1,804,000円	1,507,000円
変更金額	—	587,000円	836,000円	869,000円	572,000円
変更率	—	+41%	+86%	+92%	+61%
契約形態	随意契約 (3者見積)	指名競争 (8者指名、8者入札)	随意契約 (3者見積)	随意契約 (3者見積)	随意契約 (3者見積)
主な変更理由	なし	事務所移転に伴い、施設台帳サーバーを県の統合基盤に移設する必要が生じた	事務所内の管理用パソコン更新に伴い、港湾統計システムの更新が必要となった	県知事選挙に伴い、施設許可申請システム上の知事名を変更する必要が生じた	統計年報の様式等を改修したため

(出所:各年度の契約関係書類より監査人作成)

システム管理を依頼する場合には、決まった作業以外にも不具合対応等が十分に考えられることから、過去の問い合わせ状況を考慮の上、仕様書に「問い合わせ対応(○時間)」などと追記し、当該時間を

含めた予定価格の積算を行うべきである。

なお、仕様書に時間数を明示するのであれば、実績時間との比較を実施し、適時、仕様書見直しの必要性を検討すべきであることに留意頂きたい。

5. 船舶運航管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 金沢港湾事務所
委託契約名称	船舶運航管理業務委託
委託先名称	株式会社金沢港運
委託契約の概要	引船(3600馬力)の運航管理
契約を委託した理由	引船の運航・維持管理には専門の知識と技術が必要であり、職員が業務するには新たに雇入れが必要となるため、専門業者に委託している。
契約年月日	R4年3月22日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	23,980,000円
予定価格の積算方法	国土交通省船員労働統計等により算出した労務費と、国土交通省港湾請負工事積算基準に従って算出した工事費を積算し決定
契約金額(税込)	23,870,000円
令和4年度決算額(税込)	23,870,000円
契約方法(業者数)	一般競争入札(1者入札)
契約方法の選択理由	地自法第234条第1項により一般競争入札
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第14条に従い、毎月、運航管理記録の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	仕様書及び運航管理計画書と業務完了報告書を突き合わせて確認している。
事業の目的	北野丸(船名)の管理業務
期待する効果	関係法令ならびに船級が要求するすべての規則及び勧告に従った運航

効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 7 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

県は引船を 2 隻保有しており、「いぬわし丸(2,700 馬力)」は直営で運航管理し、もう 1 隻の「北野丸(備船)」は民間業者に運航管理を委託している。契約先の選定方法は一般競争入札によっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 1 者応札への対応(意見 K-5-1)

長期間 1 者応札となっている契約については、理由を聞き取りし、入札参加資格、入札スケジュール、仕様書等に見直しの必要性がないか検討すべきである。

本契約は一般競争入札で契約先を選定しているが、6 年以上継続して 1 者応札となっている。入札参加資格としては、①事務所(本社又は本店に限る。)の所在地が県央土木総合事務所管内(金沢市、かほく市、津幡町、内灘町)であること、②過去 5 年間に、元請人(特別建設工事共同企業体にあつては、代表者に限る。)として引船を使用した港湾工事、海岸工事等の海上工事を施工し、又は引船(備船を含む。)を使用した港湾運送若しくは引船の業務に従事した実績があることを求めており、担当所属によると、上記条件を満たす企業は 4 社存在しているとのことである。

現状、入札可能と想定される企業が入札しない理由の調査は行っておらず、どのような理由で 1 者応札が続いているのかは把握できていないとのことであった。一般競争入札は不特定多数の入札者が競争して最も有利な条件の者と契約する方式であり、1 者応札では競争性が確保されていないと言わざるを得ない。長期間 1 者応札となっている契約については、理由を聞き取りし、入札参加資格、入札スケジュール、仕様書等に見直しの必要性がないか検討すべきである。

② 準拠する規程(意見 K-5-2)

想定される入札参加資格者数が 4 者しかないのであれば、施行令第 167 条第 2 項に従って、指名競争入札の実施を検討すべきである。

本契約は一般競争入札で契約先を選定している。一般競争入札は競争性や公平性の観点から原則的な契約方法であるが、本契約は長期間 1 者応札が継続しており、競争性が確保されているとは言い難い。指名競争入札は、県から業者に直接入札案内を行うため、公告を適時確認していない業者が存在していた場合などは、応札する業者が増え、競争が起きる可能性があると考えられる。

契約先の選定方法を一般競争入札としている理由について担当所属に確認したところ、土木部では指名競争入札を行う場合、8 者に指名を行うよう取り決めており、本契約の想定される入札参加資格者数が 4 者しかなく、一般競争入札にしているとの回答を得た。

県財規上は、指名競争入札の際に「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められている。平成 15 年 6 月 16 日付監第 834 号土木部監理課長通知「本庁執行の委託業務における指名者数について」では、土木部内各課に対し、「100 万円超の入札の業者数は原則 8 者とするが、特別な理由が

ある場合はその限りでない」と定めている。

県財規では「なるべく」、土木部監理課長通知では「特別な理由がある場合はその限りでない」としていることから、指名業者が 8 者存在しない事を理由に、指名競争入札できないとは考えにくい。また、施行令第 167 条第 2 号では「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。」は指名競争入札によることができると定めている。入札参加資格の要件が合理的であることが前提となるが、想定される入札参加資格者数が 4 者しかないのであれば、指名競争入札の実施を検討すべきである。

③ 暴力団排除条項の記載(意見 K-5-3(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

6. 令和 4 年度都市計画基礎調査業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 都市計画課
委託契約名称	令和 4 年度都市計画基礎調査業務委託
委託先名称	能美市
委託契約の概要	都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口規模等の現況及び将来の見通しについての調査。都市計画法第 6 条に基づき、おおむね 5 年ごとに実施。
契約を委託した理由	調査範囲が市の行政区域の大半にわたること、市が調査に必要なデータを有していること、市の職員が対象地域の地元の現状を最も把握していること、調査結果の分析に際して市のまちづくりの方針を踏まえた課題の把握が可能となること等から、市に委託することが、最も合理的かつ適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 8 月 22 日
契約期間	R4 年 8 月 22 日～R5 年 3 月 17 日
完了年月日	R5 年 3 月 17 日
同一先との連続契約期間	1 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	市が算出した業務量と県の単価により積算。 (出要綱第 2「支出に関する事項」14(2)に定める予定価格の書面の作成を省略できる契約に該当し、何額をもって予定価格とみなす)
契約金額(税込)	6,000,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	6,000,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	当該調査は市の保有する資料を活用する必要があるため、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、市と随意契約したもの。

随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 7 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務完了時に業務完了報告書及び委託業務用精算書にて履行の実績を確認するとともに、調査の各段階において状況報告を受け履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	成果品により、指定した項目が要綱通りに調査されていることを確認している。
事業の目的	社会情勢の変化に対応した柔軟な都市計画の立案及び検討
期待する効果	社会情勢の変化に対応した柔軟な都市計画の立案及び検討
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無(能美市が業者を選定し、業務委託を行うことが前提となっているため、条項無し)
再委託の業務範囲	特記仕様書にて定めた業務内容の内、能美市が行う業務(調査に必要な資料の収集)以外の全てが再委託の業務範囲となる。
再委託金額	5,610,000 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	再委託先における業務実施状況は、能美市から提出を受けた業務完了報告書及びその添付書類にて確認している。
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、令和 4 年度都市計画基礎調査業務に係る委託契約であり、能美市と契約を締結している。都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口規模等の現況及び将来の見通しについての調査であり、都市計画法第 6 条に基づき、おおむね 5 年ごとに実施される。調査範囲が市の行政区域の大半にわたること、市が調査に必要なデータを有していること、市の職員が対象地域の地元の現状を最も把握していること、調査結果の分析に際して市のまちづくりの方針を踏まえた課題の把握が可能となること等から、市に委託することが最も合理的かつ適当であり、また、当該調査は市の保有する資料を活用する必要があることから随意契約により契約を締結している。

なお、別途、県と能美市との間で協定書を締結しており、事業に要する経費 6,000,000 円(本委託契約における業務委託料と同額)については、県、能美市それぞれ 50%の負担とすることが定められている。本業務については、能美市が第三者に再委託を行うことを前提としていることから資金的な手当も考慮し、一旦、6,000,000 円の業務委託料にて委託契約を締結し、後日、別途、能美市が県に 3,000,000 円を納入している。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 K-6-1(総括意見 5))

契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

本契約書には、再委託条項の記載がなく、事前承認等の手続がなされずに、委託先である能美市から(株)日本海コンサルタントに再委託がなされていた。本契約は県と市との契約であり、能美市が業者を選定した上で業務委託を行うことがそもそもの前提となっているため、契約書に再委託条項は設けていないとのことであった。なお、県では、能美市と再委託先との間の委託契約書について確認しておらず、当該契約書において再委託条項が入っているかも不明とのことであった。そのため、県にとって不適切となる再委託や再々委託がなされたとしてもこれを把握できない可能性がある。

自治体との契約であっても、不適切な業者の関与の防止や情報漏えいの防止等の観点から、再委託は県が承諾した場合のみに限定すべきであり、再委託を行う場合にはあらかじめ書面によって県の承認を得る必要がある旨を定めた条項を契約書に記載することが適切である。

② 暴力団排除条項の記載(意見 K-6-2(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。本契約は能美市との契約であるが、能美市から再委託が生じているため、再委託先について暴力団排除となるような条項を契約書に記載する必要がある。

7. 塵芥処理清掃業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 金沢城・兼六園管理事務所
委託契約名称	塵芥(じんがい)処理清掃業務委託
委託先名称	金沢市清掃株式会社
委託契約の概要	金沢城公園・兼六園の塵芥処理清掃業務
契約を委託した理由	作業員の草刈りや庭師の剪定等で発生した塵芥について、清掃業者に収集運搬・廃棄を委託することにより、清掃業務の効率化を図るため。
契約年月日	R4年3月25日
契約期間	R4年4月1日～R5年3月31日
完了年月日	R5年3月31日
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	既存委託先より参考見積書入手し、過去の契約単価と比較検討した上で、予定価格とした。
契約金額(税込)	63,800円/台
令和4年度決算額(税込)	4,529,800円(71台)

契約方法(業者数)	指名競争入札(5者指名、5者入札)
契約方法の選択理由	業務の確実な履行の観点から、施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札としている。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第9号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	事前に塵芥量を確認して、必要見込み台数を把握したうえで、実際の受託者からの作業台数情報と乖離がないか確認すると共に、履行後の現地確認(塵芥がなくなっているか)を行っている。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	指定した塵芥が適正に処理されているか(塵芥がなくなっているか)を目視で確認。
事業の目的	金沢城公園・兼六園の清掃業務の効率化
期待する効果	金沢城公園・兼六園の清掃業務の効率化
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無
再委託の業務範囲	受託者が処分できない集積物について再委託を実施
再委託金額	不明(年に1、2回生じる集積物の処分のみであり、金額的な重要性は低いと考えられる)
再委託先における業務実施状況の確認方法	確認していない。
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第8条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本業務は、金沢城公園及び兼六園の塵芥を収集運搬し廃棄する業務である。塵芥の発生量は事前に予測できないことから、当該契約は4t以上の巻取車(以下、「塵芥車」という。)1台当たりの収集運搬及び廃棄代金を定めて、実際の稼働台数を乗じて代金を支払う「単価契約」となっている。担当者は作業の都度、塵芥車が何台稼働したのか現地で確認し、「作業伝票」に確認印を残し、当該「作業伝票」と請求書の台数を照合の上、契約単価を乗じた金額となっているか確認したうえで支出を行っている。

なお、当該契約は、5者による指名競争入札にて契約の相手方を特定しており、同一先との連続契約期間は6年以上となっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 K-7-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべき

である。

本契約は 5 者による指名競争入札が行われており、同一契約先との継続契約期間が 6 年以上と長期間となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるところ、当該選別は、恣意性が排除された上で、合理的な理由により行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者のリストで、県の入札参加資格者名簿から産業廃棄物の収集運搬が行える 13 事業者の候補者を選定し、過去の入札実績及び直近の入札結果等により、5 事業者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」（県財規第 127 条）と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、本業務について、5 者の指名業者の選別に関する具体的な内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

また、本契約においては、入札順位が最下位となった業者などを翌年度の指名から外すことで、一部、候補事業者の入れ替えを行っていたが、同一契約先との継続契約期間が 6 年以上と長期間にわたっていることに鑑み、当該対応が、指名の公平性・合理性の確保の面から十分であるか検討する余地があると考えられる。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5 者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

② 再委託禁止条項の記載(意見 K-7-2(総括意見 5))

契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

本契約における契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がない。

担当所属に確認したところ、本業務では作業員の草刈りや庭師の剪定等で発生した塵芥以外にも、金沢城公園及び兼六園のごみとして収集された産業廃棄物の運搬及び処分を年に数回依頼しており、当作業の処分業務(運搬業務は委託先が実施)を再委託先が実施しているとのことであった。また、契約書上、再委託を禁止していないのは、処分対象物によっては委託先が行えず、再委託が当然生じるとの考えによるものであるとの回答を得た。当契約での再委託は、委託先が行えない産業廃棄物の処分を依頼しているもので、委託理由は適切であり、金額的にも委託料に占める割合は低いことが予想され、再委託が合理的なものであったと考えられる。

しかし、契約書や仕様書に何の記載もない状況では、仮に委託先が不適切な再委託を実施し、効率が損なわれることがあったとしても、県がその状況を把握することもできなければ、把握できたとしても、何ら意見できない状況となってしまう。契約条項に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。

8. 石川県水道用水供給事業 鶴来浄水場運転監視業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 手取川水道事務所
委託契約名称	石川県水道用水供給事業 鶴来浄水場運転監視業務委託
委託先名称	株式会社トスマク・アイ
委託契約の概要	鶴来浄水場運転監視業務 2 交代勤務・5 班(1 班 2 名)体制のうち 3 班を委託
契約を委託した理由	鶴来浄水場運転監視業務の安定かつ効率的な稼働を図るうえで 適当であると判断したため。
契約年月日	R3 年 12 月 27 日
契約期間	R3 年 12 月 27 日～R7 年 3 月 31 日 ※契約締結の日から R4 年 3 月 31 日までは業務習熟期間
完了年月日	R7 年 3 月 31 日(予定)
同一先との連続契約期間	11 年
予定価格(税込)	159,291,000 円
予定価格の積算方法	土木積算単価、配置人員数、年間延べ勤務時間数等により積算して 決定した。
契約金額(税込)	158,730,000 円(3 年間)
令和 4 年度決算額(税込)	52,910,000 円
契約方法(業者数)	一般競争入札(1 者入札)
契約方法の選択理由	入札参加者を広く募るため、一般競争入札とした。
契約変更の有無	有
契約変更の理由	R5 年度運転員の班体制の見直しによる契約変更
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 8 条に従い、月次報告書、年次報告書の提出を受け、履行 を確認している。
実績報告結果の検証実施 の有無及び内容	月次報告書、年次報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当 初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	鶴来浄水場運転監視業務の安定かつ効率的な稼働
期待する効果	鶴来浄水場運転監視業務の安定かつ効率的な稼働
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(業務委託契約書第 4 条により再委託等の禁止について定めてい る)

個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約書第 13 条により、暴力団排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、鶴来浄水場運転監視業務に係る委託契約である。県の水道用水供給事業として、鶴来浄水場の 24 時間 365 日の運転監視業務について(株)スマク・アイに委託している。原契約では、2 交代勤務・5 班(1 班 2 名)体制のうち 3 班を(株)スマク・アイに委託し、2 班は手取川水道事務所の職員で構成している。

県の「行政経営プログラム 2020」において、浄水場運転監視業務の民間委託拡大について明記されており、令和 5 年度について(株)スマク・アイへの委託を 3 班から 4 班に変更し、手取川水道事務所の担当を 2 班から 1 班とした。これに基づき令和 5 年 1 月に業務委託変更契約書を締結している。また、浄水場の運転監視といった、県民の生活に密接に関係する業務であることを鑑み、安定的な業務実施の観点から、単年度契約ではなく、債務負担行為による一定期間の契約として履行期間を 3 年間とした制限付き一般競争入札として契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 1 者応札への対応(意見 K-8-1)

長期的な委託料削減の観点から、契約方法や契約期間について適宜検討することが望ましい。

本契約については、11 年間と比較的長期間にわたり、一般競争入札による 1 者応札の状況が継続している。県民の生活・安全に直接関係する水資源に係る浄水場運転監視業務であり、入札にあたって、本県が県内にあることなど参加資格を細かに定めていること、24 時間 365 日の監視業務でありこれに対応できる事業者が限られること等が、要因と考えられる。

県民の安全性確保の観点から、県としては、入札にあたっての資格要件の緩和や仕様書で求める要件の緩和は適切ではないと考えており、また、事業者への公平性確保の観点から随意契約への移行についても、現状検討はなされていない。

上記、県の主張に特段不合理な点はない一方、長期間にわたり 1 者応札が継続していることにより、落札価格が高止まりする可能性が高いことから、長期的な委託料削減の観点からは、例えば、入札要件の見直しによる入札者増加の余地がないか、契約期間の見直しによる契約額削減の余地がないか、など、契約方法や契約期間について検討することが望ましい。

9. 県水送水管耐震化事業に係る業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	土木部 水道企業課
委託契約名称	県水送水管耐震化事業に係る業務委託
委託先名称	石川県知事 馳 浩(道路建設課)
委託契約の概要	耐震化管路及びその付属設備の建設に関する業務
契約を委託した理由	H22 年度は水道企業課で工事を発注したが、加賀から能登の全域で工事が本格化した H23 年度から、工事の実施において、効率的な施

	工管理や経費削減を図る観点より、土木部のノウハウ、人員を有効に活用することとし、道路建設課へ委託している。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日(当初) R4 年 4 月 1 日～R6 年 3 月 31 日(変更後)
完了年月日	R6 年 3 月 31 日(予定)
同一先との連続契約期間	13 年
予定価格(税込)	2,020,000,000 円
予定価格の積算方法	全体事業費が約 860 億円の事業を、計画的に進めることとしており、R4 年度の当初予算額 20 億 2000 万円を予定価格とした。 (県財規第 130 条第 2 項第 3 号、出要綱第 2 の 13(1)ア及び 14(2)により省略)
契約金額(税込)	2,020,000,000 円(当初契約額) 4,040,000,000 円(変更後契約額)
令和 4 年度決算額(税込)	1,423,000,000 円(R4 年度精算額)
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	土木部のノウハウ、人員を有効に活用するため。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	① 6 月補正による R4 年度発注工事箇所増加による予算の追加 (R4 年 6 月 21 日に変更契約締結) ② R4 年度発注工事の繰越に伴う契約期間の変更(R5 年 3 月 22 日に変更契約締結)
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	業務委託契約書第 7 条に基づき、年度末精算書の提出を受けている。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	有 施工箇所別に竣工図を受け取り、書類検査を行っている。
事業の目的	能登半島地震を契機とした県水送水管の耐震化
期待する効果	災害時にも安定的な水道用水供給が可能となる
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	無(道路建設課が適切な先を選定して、業務委託(水道企業課からすると再委託)を行うことが前提となっているため、条項無し)

再委託の業務範囲	年度末精算書に添付された、年度末精算一覧表で業務内容、契約先、契約金額を把握している。
再委託金額	年度末精算書に添付された、年度末精算一覧表で業務内容、契約先、契約金額を把握している。
再委託先における業務実施状況の確認方法	再委託か否かに係わらず、施工箇所の書類検査を実施
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	無(県庁内の他の課への業務委託であり、排除条項の必要性なく記載なし)

本業務は、県水送水管の耐震化工事であり、平成 19 年に起きた能登半島地震を契機として実施している。総額 860 億円を見込む工事であり、平成 22 年から工事を開始し、現在まで 13 年が経過し、工事の進捗は令和 5 年 3 月末時点で 56%となっている。

工事初年度の平成 22 年度は水道企業課が業務を発注していたが、平成 23 年度からは県内全域で工事が本格化し、適切な業者の選定、工事の実施における効率的な施工管理や経費削減を図る観点から、土木部のノウハウ、人員を有効に活用することとし、水道企業課から道路建設課へ業務の一部を委託している。県庁内の他の課に業務を依頼する場合、通常は、県庁内で業務委託契約書を締結することはないが、水道事業の経営は、地方公営企業法という法律に基づき、事業運営に必要な経費はその事業の経営に伴う収入(主に水道料金収入など)をもって充てる、という独立採算制によって行われていることから、公営企業会計(水道事業)から一般会計側への業務委託において、業務委託契約書が締結されている。委託者、受託者共に契約者は知事であり、委託者は水道用水供給事業の代表者である知事、受託者は一般会計の代表者である知事という整理になっている。

本契約に対する効果指標は存在しないが、本業務に関しては、石川県長期構想で「官民一体となった災害に強い県土づくり」の施策の 1 つとして、地震に備えた県水送水管の整備状況を示す「県水送水管耐震化事業工事進捗率」が指標として設けられている。

(出所:担当所属より入手)(単位:百万円)

項目	実績					目標
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R7 年度
県水送水管耐震化事業 工事進捗率	51%	53%	54%	55%	56%	90%
(参考) 予算額	2,020	2,020	2,020	2,020	4,040	4,040
(参考) 決算額	省略	省略	1,189	522	1,423	—
(参考) 予算繰越額	省略	省略	831	1,498	2,617	—
(参考) 年度工事額	省略	省略	省略	1,353	2,921	—

直近 5 年間の進捗率の伸びが悪いのは、工事箇所が橋の下など難易度が高く、距離換算すると進捗が少なかったことによる。令和 4 年度に関しては、予算額を倍にして目標に向かって工事を進めている。令和 3 年度の年度工事額が、令和 4 年と比較して少ないのは、工期が長い河川等をトンネル状に

横断する工事を実施し、令和3年度中に完了せず、令和4年度まで続いた影響とのことである。予算繰越額が年々増えているのは、既存の道路に送水管を埋設する工事が大半を占めており、沿線の土地利用者との調整、他の道路工事との調整、道路除雪作業との調整などが必要で、施工時期が制限され、毎年、一定量の繰越工事が発生しているとのことである。令和4年度の繰越額26億円は既に発注済みであり、令和5年度末までに工事が完了する見込みとのことである。

公表している目標の達成は意識するところではあるが、過度に目標数値を意識せず、必要な箇所から順次耐震化工事を行うことが県民の安心安全という面で重要と考える。

(2) 監査の結果及び意見

特に問題となる点は認められなかった。

L. 出納室

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	財務会計オンラインシステム運用管理支援業務委託	随意契約	28,990,500

1. 財務会計オンラインシステム運用管理支援業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	出納室
委託契約名称	財務会計オンラインシステム運用管理支援業務委託
委託先名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸
委託契約の概要	財務会計オンラインシステムの運用管理に係る支援業務
契約を委託した理由	財務会計システムの適正な運用を確保するため
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	H10 年以降
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の定例報告会議(県出納担当者と委託先が月次で実施している会議)の議事録等を参考に、プロジェクト管理、業務管理、運用管理、問い合わせ対応等、業務に必要な作業日数及び作業処理件数を積算し、SE 単価(財政課が決定した単価)を乗じて算出。
契約金額(税込)	28,990,500 円
令和4年度決算額(税込)	28,990,500 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	本システムは、県庁のほぼ全ての収入・支払業務を処理する基幹システムであり、システム障害による長時間の停止の影響は、庁内だけでなく外部に及ぶことから、システムの安定的な運用と速やかな障害復

	旧が要求される。そのため、本業務については、システムの詳細を把握している業者と契約する必要があり、開発者である(株)エヌ・ティ・ティ・データより技術移管を受けている、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北陸を選択して随意契約により委託している。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 26 条(定期報告)に従い、月間業務実績報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間及び作業処理件数に大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	財務会計システムの安定かつ効率的な稼働、速やかな障害復旧
期待する効果	財務会計システムの安定かつ効率的な稼働、速やかな障害復旧
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有(委託契約書第 3 条により、再委託等の禁止について定めている。なお、2 項で書面申請時の記載事項を列挙し、3 項で再委託先に本契約の遵守を求めている)
再委託条項の有無	有
再委託の業務範囲	運用保守作業の一部
再委託金額	不明
再委託先における業務実施状況の確認方法	再委託先の担当者が再委託元に出向して作業を行っているものであり、業務実施状況は実績報告書の内容に含まれている。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 29 条により、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 19 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本業務は、県庁の基幹システムである財務会計オンラインシステムの運用管理に係る支援業務である。システムの安定的な運用と速やかな障害復旧が要求されるため、本業務については、システムの詳細を把握している業者と契約する必要があり、随意契約となっている。

7 年毎に行われるシステム機器の更新時には、一般競争入札の契約方法を採用しているが、県が求めるシステムの要件設定が、既存システムを前提としている部分も多く、結果として、平成 10 年以降継続して同一先との契約となっている。なお、出納室では、数年置きに、他県の財務会計システムとのコスト比較を実施することで、経済性・効率性の観点で本契約が妥当であると判断しており、検討書類を閲覧して実施状況を確認した。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託する業務内容(意見 L-1-1)

再委託承認申請書に記載する「再委託する業務の内容」は業務内容が具体的にわかる詳細な記載を求めるべきである。

本契約においては、運用保守業務の一部について、再委託が行われている。再委託業務の内容に関して、委託先から事前に提出された「再委託承認申請書」には、「運用保守業務の一部」と記載されているが、担当所属へのヒアリングから、平日 1 時間程度、県庁において、日次で行われる特定のデータ処理を実施する作業員の 1 名(当該 1 名が所属する企業)が再委託先の職員であるとのことであった。県は、再委託者が行う業務内容を理解し、業務が契約全体に占める割合が低いことについて把握したうえで、事前に受託者から提出された再委託承認申請書に対し、承認する旨の通知を行っていた。事前に詳しい再委託内容を理解したうえで、申請を受け、承認している点、手続に問題はない。

ただ、再委託する業務内容に関して「〇〇の一部」という記載では、一部がいったいどの程度なのか判別がつかない。再委託承認申請書に記載する「再委託する業務の内容」は業務内容が具体的にわかる詳細な記載を求めるべきと考える。

M. 教育委員会

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	石川県立野々市明倫高等学校学校施設管理業務委託	随意契約	1,060,643
2	石川県立金沢西高等学校機械警備業務委託	指名競争入札	237,600
3	自動車運行管理委託	指名競争入札	3,715,800
4	石川県基礎学力調査問題作成補助委託業務	指名競争入札	3,850,000
5	一針 C 遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務委託	随意契約	165,407,000

1. 石川県立野々市市明倫高等学校 学校施設管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局課	教育委員会 石川県立野々市明倫高等学校
委託契約名称	石川県立野々市明倫高等学校学校施設管理業務委託
委託先名称	公益社団法人白山市シルバー人材センター
委託契約の概要	学校内巡回業務
契約を委託した理由	平日や学校休業日における教職員の勤務時間外の学校施設管理業務が必要なため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	3 年

予定価格(税込)	1,093,786 円
予定価格の積算方法	年間行事や季節により算定した日数・時間数と前年度単価を参考に今年度分として積算した単価で決定した。
契約金額(税込)	1,060,643 円
令和4年度決算額(税込)	1,060,643 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者見積り)
契約方法の選択理由	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害者福祉サービス事業を行う施設小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項により政策的随意契約としている。
随意契約の根拠条文	施行令第167条の2第1項第3号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第5条に従い、月間業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた作業時間と大きな乖離がないことを確認している。
事業の目的	機械警備前の学校内巡回業務による施設管理の徹底
期待する効果	校舎等運営に支障をきたす事象の有無の確認・連絡および生徒への校舎等からの退出指示
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	無(個人情報を取り扱わない業務であり、条項を付していない)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第12条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、平日や学校休業日における教職員の勤務時間外の学校施設管理が業務内容となっている。委託業務の主な内容は以下の通りである。

- 文書の受領、電話その他により通報される学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡
- 照明設備及び冷暖房設備・水道設備・その他、校舎等に設置された各種機器の作動と運転状況の確認
- 生徒への校舎等からの退出指示
- 校舎等の運用に支障をきたす事象の有無を確認及び事象を発見した場合の関係機関・関係職員への連絡
- 災害等による緊急事態の発生の場合の関係機関・関係職員への連絡

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき(公社)白山市シルバー人材センターと政策的随意契約により契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 M-1-1(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

2. 石川県立金沢西高等学校機械警備業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	教育委員会 石川県立金沢西高等学校
委託契約名称	石川県立金沢西高等学校機械警備業務委託
委託先名称	日本海警備保障株式会社
委託契約の概要	警備用機器装置を使用した機械警備
契約を委託した理由	教職員退庁後における不法侵入、火災、盗難防止等
契約年月日	R 元年 8 月 1 日
契約期間	R 元年 8 月 1 日～R10 年 7 月 31 日(長期継続契約)
完了年月日	R10 年 7 月 31 日予定
同一先との連続契約期間	19 年以上
予定価格(税込)	2,099,520 円(R 元年度)
予定価格の積算方法	参考見積を入手し、過去の実績を踏まえ精査した上で、R 元年度予算配分を受けており、予算の範囲内で予定価格とした。
契約金額(税込)	2,099,520 円(当初契約額)(9 年間) 2,137,680 円(変更後契約額)(9 年間)消費税 8%から 10%へ変更
令和 4 年度決算額(税込)	237,600 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5 者指名、5 者入札)
契約方法の選択理由	当該業務は、機械警備業務の入札参加資格を有し、また業務遂行に必要な従業員数及び資格者数を満たしている必要があるため、施行令第 167 条第 1 項第 1 号の規定により指名競争入札としている。
契約変更の有無	有
契約変更の理由	消費税法改正に基づく契約変更(R 元年 10 月 1 日～消費税率 8%→10%)
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づき免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 5 条に従い、毎月、委託事業完了報告書の提出を受け確認している。

実績報告結果の検証実施の有無及び内容	機械警備のため無し。 異常発生時の報告書面が仕様書通り提出を受け確認している。
事業の目的	学校施設の安全管理
期待する効果	学校施設の安全管理
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 16 条により、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない旨を定めている。また、仕様書 12 では、書面による承認がなければ、委託業務の全部または一部を第三者に委託することができない旨を定めている。)
個人情報取扱条項の有無	無
暴力団排除条項の有無	無

本契約は、機械警備業務の委託であり、警備機械の耐用年数(9年)を契約期間とした長期継続契約が締結されている(施行令第167条の17及び長期継続契約条例)。耐用年数を契約期間とするため、受託者に新品の警備機械を設置するよう仕様書で義務付けており、契約額には警備業務だけでなく、機械警備機器の購入費、設置費及び撤去費を含めている。

契約方法は指名競争入札を採用している。1年間の決算額は100万円以下であるが、長期継続契約については、予定価格である契約期間総額の金額で契約方法を判断する必要があるため(平成17年10月7日総務部長通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(通知)」(6)予定価格と契約方法において、「競争入札によるか施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によるかは、予定価格すなわち契約期間全体の総額で判断する。))、競争入札を行っている。また、学校警備という重要な事業であることから、一般競争入札ではなく、指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 長期間同一先との契約(意見 M-2-1)

長期間同一先との契約となっている場合は、要因の聞き取り等し、必要に応じて選定方法や契約方法の見直しを検討すべきである。

本契約における指名先の選定方法を担当所属に確認したところ、県の入札参加資格者名簿より「機械警備業」から、従業員数・機械警備業務管理者資格者数等及び県内高校の機械警備に係る契約実績を考慮して決定しているとの回答を得た。また、条件に合致する業者数が5者であったことから、当該5者が選定されているとのことである。

入札状況を確認したところ、指名先の5者全てが入札に参加しているが、落札者は19年以上継続している状況であった(1回の入札で9年の長期継続契約なので、2回指名競争入札で落札し、それ以前は1年の随意契約を締結していた)。長期間同一先との契約になっている理由を担当所属に確認したところ、理由の調査は実施していないが、警備機器の撤去と新たな取り付けに際し、配線の位置等で知見があり、効率的に交換が行えることなどから、他者よりも安価で入札できているのではないかとこのこ

とであった。

確かに、既存契約先の利点は存在すると考えられるが、指名業者 5 者の選定において、県内高校の機械警備実績を考慮していることで、指名業者が絞られ、競争が起きにくくなっている可能性も否定できない。契約期間が 9 年のため、前回の指名業者を確認する書類は現存せず確認できなかったが、担当所属の説明によると、指名業者は何らかの考えで入れ替えを行っているとのことで、指名業者が固定化されている状況にはないとのことであった。しかし、今後も県内高校の機械警備実績を考慮する方針を継続する場合、指名業者が硬直化する可能性がある。指名業者の硬直化は参入障壁となり、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられ、指名事業者以外に適切に業務を実施する候補事業者がいらないという場合を除き、入れ替えを行うか、追加を行うことが望ましい。

本契約であれば、県内高校の機械警備実績がない業者についても、機械警備業で入札参加資格者名簿に掲載されている業者を追加若しくは他者と入れ替えすることが考えられる。

なお、指名業者の選定は各校で行っていることから、選定方法も各校で異なっていると考えられる。どのような選定方法であったとしても、長期間同一先との契約となっている場合は、要因を聞き取り等し、必要に応じて選定方法や契約方法の見直しを検討すべきである。

平成 16 年度の包括外部監査において、本契約が監査対象となり、当時は長期に渡る随意契約は適切とは思われず、機器の使用年数等を勘案した一定期間ごとの入札と、地区で数校まとめて委託するという戦略を持ち計画するよう意見している。本契約は機器の耐用年数に応じた長期継続契約を締結しており、一部の学校は近隣学校とまとめて入札を実施していることが確認できた。

② 仕様書の適切な修正(意見 M-2-2)

業務内容を変更した場合には、仕様書に必要な修正がないか、適時確認を行うべきである。

仕様書 9. 状況の報告(1)において、「受託者は毎回の警備状況を書面により報告する。」との記載があるが、「毎回」を「毎月」と理解し、毎月、業務完了報告書の提出を受けていた。機械警備は日々なされることから「毎回」は「毎日」とも考えられるため、適切な修正を行うべきである。なお、常駐警備においては、日々の警備状況を書面で報告するよう求めており、20 年ほど前まで、機械警備と常駐警備を 1 つの警備業務として委託していたことから、常駐警備に関する記載が仕様書に残っていたと考えられる。業務内容を変更した場合には、仕様書に必要な修正がないか、適時確認を行うべきである。

③ 個人情報取扱条項の記載(意見 M-2-3(総括意見 3))

本業務では、異常が発生した場合の連絡先等で受託者は個人情報に触れるため、個人情報取扱条項を契約書に記載する必要がある。

④ 暴力団排除条項の記載(意見 M-2-4(総括意見 2))

暴力団排除条項の記載がなかったため、契約書に記載する必要がある。

3. 自動車運行管理委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	教育委員会 石川県立七尾特別支援学校
委託契約名称	自動車運行管理委託

委託先名称	株式会社恋路観光バス
委託契約の概要	スクールバスの運転・給油・清掃・消耗品の補充等 (県有スクールバス1台)
契約を委託した理由	県有のスクールバスの運行にあたって、専任の運転職員がいないため、専門業者に運行管理を委託している。
契約年月日	R4年4月1日
運行期間	R4年4月9日～R5年3月24日(入学式から終業式まで)
完了年月日	R5年3月24日
同一先との連続契約期間	5年以上(R5年度の指名競争入札で委託先変更)
予定価格(税込)	5,929,000円
予定価格の積算方法	公共工事設計労務単価と運行時間(登校日と校外活動日の運行時間を集計)による基本経費に加え、(一財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターが公表している給油所ガソリン価格と過去の給油量を参考に試算した予定給油量による燃料費に、過去の実績を踏まえ諸経費(任意保険・タイヤ購入費等)を積算し、それらの合計に対して8%の一般管理費を加算した金額とした。一般管理費等率は、国土交通省大臣官房長官官報公表の建築保全業務積算基準に準じて、下限の8%を用いている。
契約金額(税込)	3,036,000円(当初契約額) 3,715,800円(変更後契約額)
令和4年度決算額(税込)	3,715,800円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5者指名、4者入札)
契約方法の選択理由	県有バスは学校に駐車されており、朝は、学校から7時に出発させる必要があるため、学校近くの業者でないと、現実的に困難と判断し、業務の性質上、一般競争入札に適しないと判断し、施行令第167条第1項第1号より指名競争入札としている。
契約変更の有無	有
契約変更の理由	転入生受入れにより、R4年5月からスクールバスの増便が必要となったため。
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第136条第1項第3号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託業務契約書第5条に従い、1か月毎の運行実績報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	運行実績報告書と仕様書を突き合わせて確認するほか、当初積算していた運行時間と大きな乖離がないことを確認している。

事業の目的	スクールバスの安全な運行
期待する効果	スクールバスの安全な運行
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(契約書第 10 条により、再委託の禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(契約書第 19 条により、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(契約書第 14 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

七尾特別支援学校は、本校と輪島分校、珠洲分校が存在している。各校で県有スクールバスが存在し、スクールバスの運行及び運行管理業務の委託契約が締結されている。今回監査対象となったのは、輪島分校の契約である。

県の入札参加資格者名簿には、バスの運転に必要な「大型自動車二種免許」取得者数が掲載されていないことから、七尾特別支援学校では、(公社)石川県バス協会に登録している能登エリアのバス事業者一覧より学校に近い業者を指名しているとのことであった。

令和 4 年度の運行実績を確認したところ、以下の通りであった。

【毎月の運行及び給油実績】

(出所:運行実績報告書より監査人が集計)

	運行時間(分)				運行時間 計(時間)	給油(ℓ)
	登校	校外活動	下校	計		
4 月	1,425	—	1,860	3,285	55	469
5 月	1,615	300	3,004	4,919	82	486
6 月	2,090	—	3,612	5,702	95	813
7 月	1,330	—	2,448	3,778	63	517
8 月	340	210	514	1,064	18	172
9 月	1,765	310	3,284	5,359	89	651
10 月	1,742	70	3,485	5,297	88	651
11 月	1,990	1,190	3,225	6,405	107	606
12 月	1,670	200	2,580	4,450	74	638
1 月	1,700	—	2,178	3,878	65	462
2 月	1,990	515	3,130	5,635	94	688
3 月	1,470	—	2,325	3,795	63	426
車両点検 等時間	(※)5,910	—	(※)5,910	11,820	197	—
合計	25,037	2,795	37,555	65,387	1,090	6,579
令和 5 年度予定価格の積算根拠					1,120	7,000

(※)実績報告資料には、車両点検等時間が含まれておらず、別途加算している。車両点検等時間は登校時 30 分、下校時 30 分とし、車両稼働日 197 日を受けて算出している。

令和 4 年度の実績と令和 5 年度の予定価格の積算前提に乖離はなかった(令和 4 年 4 月は増便前で約 10 時間程度令和 4 年実績が少ないことから、上記表より差は少ない)。担当者は受託者から毎月提出される運行実績報告書と仕様書を突き合わせて、当初積算していた運行時間と大きな乖離がないことを確認するだけでなく、次年度の予定価格の積算を行うタイミングで、過去数年間の給油量実績を確認しているとのことであった。運行実績報告資料が次年度の予定価格の積算に反映されており、適切な対応がなされている。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名業者の選定(意見 M-3-1)

指名業者の選定過程・選定結果、指名競争入札の入札結果・入札辞退・辞退理由を整理し、次回以降の指名業者の選定手続きの合理的な根拠として残すことが望ましい。

本契約については、指名競争入札が行われている。指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるところ、当該選別は、恣意性が排除された上で、合理的な理由により行われる必要がある。

(公社)石川県バス協会に登録している能登エリアのバス業者は 13 者存在する。担当所属に確認したところ、過去の指名競争入札で入札辞退者が多く生じていたこと及び、数年前に 2 業者が廃業したことを受け、事業者に対してスクールバスの運行に対応できる人材が存在するかヒアリングを実施し、回答結果を踏まえて、指名先を選定しているとのことであった。

令和 4 年度の指名業者は、輪島市、能登町、七尾市北部の学校から比較的近い 5 業者を選定している。令和 5 年度の指名に際し、1 者よりバス事業を行わなくなった旨の連絡があり、珠洲市の業者を追加し、指名業者 5 者を確保したとのことであった。珠洲分校については、珠洲市、能登町、七尾市北部の 5 業者を選定していた。5 者指名に対し、令和 4 年度は輪島分校で 1 者、珠洲分校で 2 者が、令和 5 年度は輪島分校・珠洲分校共に 3 者が入札辞退しており、辞退理由としては、人員確保が難しいこと等を理由に挙げている。

県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、入札辞退者を多く出したくないと考えると指名先が限られてしまい、かつ、今後、更にバス事業から撤退する事業者が生じるようであれば、なるべく 5 人以上の指名も困難になっていく可能性がある。

現状、担当所属は入札辞退者が多くならないよう、業者への聞き取り結果を考慮したうえで、指名業者を選定しているが、調査結果、指名業者、入札辞退・辞退理由などを整理した記録はなく、指名業者の選定過程が客観的に分からない状況となっている。これらの情報を整理し、その結果 5 者指名が困難な状況が明確に説明できるようであれば、施行令第 167 条 2 号の規定により、「その性質又は目的により競争に加わるべきものの数が一般競争に付する必要がないと認められる程度に少数である契約」として、指名先を 5 者未満とすることも可能と考える。

② 仕様書で求めている書類の提出確認(指摘 M-3-2)

仕様書で提出を求めている業務履行に際し重要な書類については、受領されているか適切に確認を行うべきである。

自動車運行管理委託仕様書の 7 その他において、受託者に対し、運転開始までに、運転者の運転免許証の写し(裏表)と任意保険加入後の保険証書の写しを学校に提出するよう求めている。しかし、令和 4 年度は当該資料が提出されていなかった。仕様書で提出を求めている業務履行に際し重要な書類については、受領されているか適切に確認を行うべきである。

4.石川県基礎学力調査問題作成補助委託業務契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	教育委員会事務局 学校指導課
委託契約名称	石川県基礎学力調査問題作成補助委託
委託先名称	東京法令出版株式会社
委託契約の概要	石川県基礎学力調査の実施に係る問題作成補助や印刷業務等
契約を委託した理由	リスニング問題の音声収録や、調査用紙のレイアウト調整、印刷製本、配送等の調査実施に必要な作業の一部を委託し、県内全域という広範囲を対象に、安定的な調査を行うため。
契約年月日	R4 年 12 月 20 日
契約期間	R4 年 12 月 20 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	2 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	過去の実績を踏まえ、業務ごとの費用を計算し、予定価格とした。
契約金額(税込)	3,850,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	3,850,000 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5 者指名、2 者入札)
契約方法の選択理由	当該業務は、入札参加資格を有し、確実に業務遂行ができる相手先である必要があるため、施行令第 167 条第 1 項第 1 号の規定により指名競争入札としている。
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 117 条第 1 項第 2 号及び第 136 条第 1 項第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	委託契約書第 6 条に記載のある委託事業執行結果報告書により履行確認を行っている。

実績報告結果の検証実施の有無及び内容	委託契約書第 6 条に記載のある委託事業執行結果報告書と仕様書の突合により履行確認を行っている。
事業の目的	石川県基礎学力調査の円滑かつ効率的な実施
期待する効果	石川県基礎学力調査の円滑かつ効率的な実施
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 13 条により再委託の禁止について定めている)
再委託の業務範囲	① 調査資料の印刷②調査資料の配送
再委託金額	非公表
再委託先における業務実施状況の確認方法	委託先が再委託先に対して定期的な業務の確認、指示を行っていることを確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(契約書第 32 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(契約書第 26 条により暴力団排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、石川県基礎学力調査問題作成補助業務に係る委託契約であり、県教育委員会が県内の児童生徒等を対象に実施する令和 5 年度石川県基礎学力調査に係る問題作成等補助業務、及び、調査を円滑かつ効率的に実施するために必要となる一連の仕組みを構築することが主な業務内容となっている。

調査対象となる校種・学年・人数・教科等は以下の通り。

【教科に関する調査】

対象	校数	人数	教科
小学校 4 年	約 200 校	約 10,000 人	国語、算数
小学校 6 年	約 200 校	約 10,000 人	社会、理科、英語
中学校 3 年	約 90 校	約 10,000 人	社会、理科

【質問紙調査】

対象	校数	人数
小学校 4 年	約 200 校	約 10,000 人
小学校 6 年	約 200 校	約 10,000 人
中学校 3 年	約 90 校	約 10,000 人
教員	約 100 校	約 2,000 人

5 者による指名競争入札により、東京法令出版㈱と委託契約を締結している。なお、3 者が入札を辞退しているが、辞退理由について県で把握はなされていない。

委託業務の内、①調査資料の印刷業務については東洋印刷㈱に、②調査資料の配送についてはヤマト運輸㈱に再委託がなされている。

監査対象の本契約においては、契約額が予定価格を大きく下回っている。

(2) 監査の結果及び意見

① 必要に応じた仕様書等の見直し(意見 M-4-1)

指名競争入札における辞退が多い場合には、その理由を把握し、仕様書の見直しの可否について検討することが望ましい。

本契約については、指名競争入札が行われているが、指名 5 者の内 3 者が辞退している。対象業務である学力調査の問題作成補助や印刷業務については、他自治体においても同様の業務が存在し複数の業者が存在することが想定される。本契約における指名競争入札において指名者数の過半を超える辞退者が出た要因について把握・分析し、仕様書の見直しが必要ないか検討することが望ましい。

② 再委託の業務に係る委託先の指揮・監督の状況の把握(意見 M-4-2)

再委託先で実施された業務に関して、委託先が再委託先に対して適切に指揮・監督を行ったことを確認する必要がある。

本契約においては、契約金額の 30%超が再委託されており、再委託に際し、東京法令出版(株)より「業務再委託申請書」の提出を受け、県の承諾を得ている。当該申請書には、再委託者名、再委託の業務内容・理由、再委託金額、再委託先が取り扱う情報等について記載され、事前に県で再委託の概要を認識しているものの、実際に行われた再委託の業務結果について、県での把握が行われていなかった。委託先が再委託先より入手する実施報告書の閲覧等により、委託先によって再委託の業務の指揮、監督が適切になされたことを確認する必要がある。

③ 予定価格と入札額の乖離(意見 M-4-3)

予定価格と入札額に著しい乖離がある場合には、その要因を把握し、必要に応じて予定価格の算出における要素や仮定を見直す等、積算の精緻化を図ることが望ましい。

本契約においては、過年度の実績及び事前に入手した参考見積書に基づき設定した単価に、本業務の対象となる児童数・教職員数・学校数等の数値を乗じる等によって、業務の内訳項目ごとに金額を積算し、これの積み上げにより予定価格が算出されている。

本業務における過去 5 年間の契約額の推移は以下の通りとなっており、いずれも本契約において採用された予定価格を大きく下回っている。

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
契約額	3,879,997 円	4,000,000 円	4,470,000 円	3,960,000 円	3,850,000 円

差異の発生理由について担当所属に質問したところ、要因の把握及び検討がなされていなかった。また、予定価格の積算時に想定した問題用紙の部数や経費に関して、実績の把握及び見積りとの比較が行われていなかった。

予定価格の積算は契約金額を決定する上で重要であり、実績工数等の把握により設計価格の積算工数と比較・分析を行うことや、各費用項目に関する発生状況の確認等を行い、その結果を翌年度以降の予定価格に反映させ、予定価格の積算の精緻化を図ることが望ましい。

5. 一針 C 遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	教育委員会事務局 文化財課
委託契約名称	一針 C 遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務委託
委託先名称	公益財団法人石川県埋蔵文化財センター(以下、「埋蔵文化財センター」という。)
委託契約の概要	一針 C 遺跡の埋蔵文化財の発掘調査等を実施
契約を委託した理由	本業務は、埋蔵文化財発掘調査に関する専門の知識と技術が必要であり、かつ長期の期間を要することから、職員で行うことは難しいため委託をしている。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	6 年
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	無 (出要綱第 2 の 14(2)に規定に基づき省略)
契約金額(税込)	155,760,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	165,407,000 円
契約方法(業者数)	随意契約(1 者)
契約方法の選択理由	<p>(1)本業務は、文化財保護法に基づき、行政目的で行われる埋蔵文化財の保護措置として行われるものである。</p> <p>(2)国は、記録保存を含め、行政目的で行う調査全般については、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましいとしている。</p> <p>(3)財団調査組織は、地方公共団体が行うべき調査をそれに代わって行ってきた、地方公共団体固有の調査機関と位置付けられている。</p> <p>(4)埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財発掘調査等を専門的に行うために県が設立した法人であり、(2)(3)の趣旨に該当することから、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、当該法人と随意契約している。</p>
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	有
契約変更の理由	発掘調査期間延長に伴う各種費用の増加及び測量委託料の増加によるもの
契約保証金	免除

契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 10 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 5 条に従い、必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は報告書及び作業日誌の提出を求め履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	業務完了報告書の内容について、計画書及び仕様書のとおり実施されているか確認している。
事業の目的	埋蔵文化財の発掘調査等埋蔵文化財の記録保存
期待する効果	埋蔵文化財の発掘調査等埋蔵文化財の記録保存
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 12 条により、再委託の承認について定めている)
再委託の業務範囲	特殊な機材や技術を要する「空中写真測量」及びその入札のための「設計書作成業務」を専門業者に委託
再委託金額	23,520,000 円
再委託先における業務実施状況の確認方法	確認していない。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 17 条及び個人情報の取扱いに係る特記事項により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 14 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、一針C遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務に係る委託契約である。

委託先である埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財発掘調査等を専門的に行うために県が設立した法人であり、本件の業務については埋蔵文化財センターに委託することが最も適切であると判断し、随意契約により契約を締結している。

予定価格については、出要綱第 2 の 14(2)の規定に基づき作成を省略されているが、埋蔵文化財センターが作成した参考見積を基に積算の内訳を文化財課で検証している。

本契約業務の一部には、埋蔵文化財センターでは対応が困難な「空中写真測量」とその入札のために必要となる「設計書作成業務」を外部の専門業者に再委託している。

なお、委託契約書第 6 条において委託料の変更について定められており、定期的に発掘調査現場を巡回して業務の進捗状況を把握することで、追加的な発掘作業員報酬の増額や逆に不要になった発掘作業員報酬を減額することを行っている。本契約においても発掘調査期間の延長及び測量委託料等の増加に伴い本件委託費を増額し、令和 5 年 3 月 7 日付けで変更委託契約を締結している。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の見直し(意見 M-5-1)

再委託禁止条項の見直しを検討することが望ましい。

本委託契約では、特殊な機材や技術を要する「空中写真測量」を(株)大扇地理及びその入札のため

の「設計書作成業務」を(公財)いしかわまちづくり技術センターに再委託している。本委託契約書 12 条は、委託契約締結後、速やかに県へ提出される実施計画書に基づくものを除き、再委託に際し事前に県の承認を受けるよう求めている。本業務では、実施計画書として委託先から提出された「埋蔵文化財発掘調査等計画書」の調査積算表上で「設計委託料」及び「航空写真測量委託料」が「委託料」と掲載されている。このため、再委託された業務は、実施計画書に基づく再委託との整理で、県への事前申請及び承認不要としている。

再委託している業務は特殊な機材や技術を要することから、委託先である埋蔵文化財センターが専門業者に再委託することには合理性があると考えられる。しかし、実施計画書には再委託先の記載はなく、県の事前承認で求める項目が漏れなく記載されているわけではない。また、事前申請不要とすることで、委託先による再委託先の選定や再委託先における履行体制、再委託金額等について、県への通知や県の承認がなされることはない。全ての再委託に関して委託先からの申請及び県の承認を経ることが望ましく、条項の見直しを検討することが望ましい。

検討の結果、見直しを行わないのであれば、今後、県で作成が期待される再委託の基準等で求める申請項目を実施計画書に明記するよう委託先へ依頼することが考えられる。

② 再委託先に関する業務の検証(意見 M-5-2)

再委託業務に係る報告書について入手することが望ましい。

本契約業務では、「空中写真測量」と「設計書作成業務」を再委託しているが、再委託先の業務遂行状況については、特段の把握は行っておらず、あくまで委託している発掘調査業務全体の進捗状況を以って委託業務を管理把握している。このため、再委託先が行った業務についての報告書は入手していない状況である。

本件の変更契約については、「航空写真測量委託料」3,660,000 円を増加要因の一部として埋蔵文化財センターから協議の申し入れが行われているが、この増加要因の妥当性検討のために、特に金額の大きい「航空写真測量委託料」の業務報告書については入手されることが望ましいと思われる。

③ 変更契約締結時における検討資料(意見 M-5-3)

変更契約締結時の検討資料には、変更金額の定量的な要因について記録を残すことが望ましい。

本契約については、調査区の一部に想定よりも建物跡等の遺構密度が高い箇所がみられたことから調査期間の延長と調査の進捗を図るため測量回数を増やしている。このため、当初契約時の内訳よりも「発掘作業員報酬」4,935,000 円、「航空写真測量委託料」3,660,000 円、「調査・整理機材借上料」3,589,768 円を中心に経費が増加したとして、埋蔵文化財センターから委託金額の協議が申し入れられたものである(一部の科目については減額されている内訳科目もある)。

これを受けて変更契約締結について検討されているが、変更理由書並びに発掘調査等委託費内訳表には、発掘作業員報酬の増加額などの金額についての記載があるものの、具体的にどの程度の発掘作業員の延人数(人日)や調査・整理機材借上料の借上げ日数がどの程度増加したのかなど、増加金額を検証するための情報記載がなされていなかった。文化財課担当者が定期的に発掘調査現場を巡回しているため、担当者レベルではその妥当性は認識できると思われるが、それ以外の者では仮

に委託先から過大な委託費の増額の申入れがあった場合に検証すること自体が困難である。このような事態を避けるためにも変更契約額の妥当性が検証できる定量的な情報を入手し、文書化することが望ましい。

N. 公安委員会

No.	委託契約の名称	契約形態	R4 年度決算額(円)
1	停止処分者講習等業務委託	一般競争入札	39,600,000
2	高齢者講習業務委託	随意契約	① 27,337,933 ② 242,450,063
3	金沢東警察署機器設備等保守管理業務委託	随意契約	8,118,000

1. 停止処分者講習等業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	公安委員会 警察本部交通部 運転免許課
委託契約名称	停止処分者講習等業務委託
委託先名称	一般財団法人石川県交通安全協会
委託契約の概要	道路交通法に規定する停止処分者講習業務及び違反者講習業務の委託
契約を委託した理由	道路交通法に規定する停止処分者講習及び違反者講習については、講習科目等の細目、講師要件等が定められており、講習を実施するためには一定数の講師や車両の確保が必要であることから、安定した講習の実施のために業務を委託することが適当であると判断したため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	6 年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が 5 年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	委託業務を実施できる体制での人件費等を積算して決定した。
契約金額(税込)	39,600,000 円
令和 4 年度決算額(税込)	39,600,000 円
契約方法(業者数)	一般競争入札(1 者入札)
契約方法の選択理由	地自法第 234 条第 1 項により一般競争入札とする。
契約変更の有無	無

契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 117 条第1項第 2 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 16 条に従い、実施結果報告書の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	実施結果報告書と当課で保有する実績を突合し、検証を実施している。
事業の目的	処分者講習及び違反者講習の安定的かつ円滑な実施
期待する効果	処分者講習及び違反者講習の安定的かつ円滑な実施
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	有(委託契約書第 10 条により、再委託を禁止について定めている)
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 26 条により、別記「個人情報の保護に関する条項」の遵守について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 20 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本契約は、道路交通法に違反した者に対する処分者講習及び違反者講習を委託するものであり、受託者は処分者講習及び違反者講習を実施するための必要な能力を有する講師を確保することが必要となる。また、受託者の要件として「道路交通法施行規則第 38 条の 3 の規定により、委託業務を行うのに適切な組織、設備及び能力を有する法人であると県公安委員会が認定した者でなければならない(停止処分者講習等業務仕様書)」と明記されている。

委託業務の期間は令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間であり、講習の実施結果は毎月の実施結果報告書にて講習実施日及び講習参加者数が報告されている。

(2) 監査の結果及び意見

① 1 者応札への対応(意見 N-1-1)

1 者応札が継続している場合は、理由を聞き取り等し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを検討すべきである。

停止処分者講習等に関する業務の資格認定基準は公表されているが、平成 30 年度以降令和 5 年まで認定された者は、(一財)石川県交通安全協会のみとなっている。そのため、一般競争入札は 1 者応札の状況が 6 年間継続となっている。

一般競争入札の目的は、不特定多数の者を誘引して競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件で契約を締結することであるが、1 者応札の場合はこれを達成することができない。

1 者応札が継続している場合は、理由を聞き取り等し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを検討すべきである。

(単位:千円)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
契約金額	38,800	38,800	39,600	39,600	39,600	39,600

② 適切な積算の実施(意見 N-1-2)

県は、当初の積算と実績が比較できるような情報を受託者に求め、実績の検証を適切に実施し、翌年度以降の委託金額の積算を実施すべきである。

令和4年度において、委託金額の積算は前年度委託金額を参考に算定され、委託業務の実績が反映されていない。

委託業務費用のほとんどは人件費で構成され、積算は前年度契約金額を参考に、必要人数×単価×期間で算定されている。一方、委託業務の実施結果として毎月の講習実施日及び実際講習参加者数が報告されている。実施結果報告は、仕様書に従ったものであり業務状況を把握するうえで問題はないものの、積算の算定要素に関わるものではない。積算の算定をより精緻に実施するためには、積算の算定要素に関連する実績情報が必要である。

そのため、当初積算した金額が実態を反映した適切なものであったかどうか事後的に検証することができない状況となっている。

当初の積算と実績の比較ができるように、例えば、講習実施に要した人員数及び日数等の情報を受託者に求めることが望ましい。

2. 高齢者講習業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	公安委員会 警察本部交通部 運転免許課
委託契約名称	高齢者講習業務委託
委託先名称	北陸自動車興業株式会社、外県下12者の指定自動車教習所 委託先は以下の通り ・北陸自動車興業株式会社 ・石川県自動車振興株式会社 ・株式会社大徳自動車教習所 ・北陸中部自動車工業株式会社 ・株式会社石川県宇ノ気自動車教習所 ・株式会社こまつ自動車学校 ・有限会社七尾自動車教習所 ・株式会社IACドライビングスクール ・東部自動車興業株式会社 ・金沢自動車振興株式会社 ・株式会社能登自動車学校 ・株式会社まちづくり輪島 ・株式会社能登中央自動車学校
委託契約の概要	道路交通法等に規定する認知機能検査、臨時認知機能検査等(以下「高齢者講習等」という。)の委託

契約を委託した理由	道路交通法等に基づき、県内における円滑な高齢者講習等の実施のために業務を委託することが適当であると判断したため。																		
契約年月日	① R4年4月1日 ② R4年5月13日																		
契約期間	① R4年4月1日～R4年5月12日 ② R4年5月13日～R5年3月31日 ※R4年5月13日より、高齢運転者の免許更新時の運転技能検査が義務化されることに伴い、講習内容が変更となるため、改正前のR4年4月1日～R4年5月12日までの委託契約、改正後のR4年5月13日～R5年3月31日までの委託契約が締結されている。																		
完了年月日	① R4年5月12日 ② R5年3月31日																		
同一先との連続契約期間	6年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が5年のため正確な年数は不明)																		
予定価格(税込)	非公表																		
予定価格の積算方法	警察庁が積算している手数料の標準額を参考に算出した。																		
契約金額(税込)①	<table> <tr><td>認知機能検査・臨時認知機能検査</td><td>732.6円/件</td></tr> <tr><td>合理化講習</td><td>4,991.8円/件</td></tr> <tr><td>合理化講習(小特)</td><td>2,147.2円/件</td></tr> <tr><td>高度化講習</td><td>7,800.1円/件</td></tr> <tr><td>高度化講習(小特)</td><td>4,246.0円/件</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習</td><td>5,677.1円/件</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習(小特)</td><td>2,290.2円/件</td></tr> <tr><td>簡易特定任意高齢者講習</td><td>1,596.1円/件</td></tr> <tr><td>チャレンジ講習</td><td>2,592.7円/件</td></tr> </table>	認知機能検査・臨時認知機能検査	732.6円/件	合理化講習	4,991.8円/件	合理化講習(小特)	2,147.2円/件	高度化講習	7,800.1円/件	高度化講習(小特)	4,246.0円/件	臨時高齢者講習	5,677.1円/件	臨時高齢者講習(小特)	2,290.2円/件	簡易特定任意高齢者講習	1,596.1円/件	チャレンジ講習	2,592.7円/件
認知機能検査・臨時認知機能検査	732.6円/件																		
合理化講習	4,991.8円/件																		
合理化講習(小特)	2,147.2円/件																		
高度化講習	7,800.1円/件																		
高度化講習(小特)	4,246.0円/件																		
臨時高齢者講習	5,677.1円/件																		
臨時高齢者講習(小特)	2,290.2円/件																		
簡易特定任意高齢者講習	1,596.1円/件																		
チャレンジ講習	2,592.7円/件																		
契約金額(税込)②	<table> <tr><td>認知機能検査・臨時認知機能検査</td><td>1,025.64円/件</td></tr> <tr><td>運転技能検査</td><td>3,467.64円/件</td></tr> <tr><td>高齢者講習(実車あり)</td><td>6,313.26円/件</td></tr> <tr><td>高齢者講習(実車なし)</td><td>2,838.52円/件</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習(実車あり)</td><td>6,313.26円/件</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習(実車なし)</td><td>2,838.52円/件</td></tr> </table>	認知機能検査・臨時認知機能検査	1,025.64円/件	運転技能検査	3,467.64円/件	高齢者講習(実車あり)	6,313.26円/件	高齢者講習(実車なし)	2,838.52円/件	臨時高齢者講習(実車あり)	6,313.26円/件	臨時高齢者講習(実車なし)	2,838.52円/件						
認知機能検査・臨時認知機能検査	1,025.64円/件																		
運転技能検査	3,467.64円/件																		
高齢者講習(実車あり)	6,313.26円/件																		
高齢者講習(実車なし)	2,838.52円/件																		
臨時高齢者講習(実車あり)	6,313.26円/件																		
臨時高齢者講習(実車なし)	2,838.52円/件																		
令和4年度決算額(税込)	① 27,337,933円 ② 242,450,063円																		
契約方法(業者数)	随意契約(1者) ※委託先名称に記載の13者と随意契約を締結している。																		

契約方法の選択理由	高齢者講習等の内容は県内一円において同一で行う必要があるほか、実施にあたっては一定の設備等が整っている必要がある。また、高齢者講習等の受講対象者の利便性を考慮すると、高齢者講習等を適切かつ確実に実施できるのは、各地域に設立されている指定自動車教習所のみである。 上記理由により、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。
随意契約の根拠条文	施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約変更の有無	無
契約保証金	免除
契約保証金免除の理由	県財規第 136 条第 1 項第 9 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	実施要領第 9 により、各業務「月報」の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	月報と当課で保有する実績を突合し、検証を実施している。
事業の目的	高齢者講習等の円滑な実施
期待する効果	高齢者講習等の円滑な実施
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	無
再委託条項の有無	無
個人情報取扱条項の有無	有(業務委託契約:委託契約書第 6 条及び「個人情報の保護に関する条項」により、個人情報の保護について定めている。 委託料支払契約:委託契約書第 18 条及び「個人情報の保護に関する条項」により、個人情報の保護について定めている)
暴力団排除条項の有無	有(業務委託契約:委託契約書第 7 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている。 委託料支払契約:委託契約書第 13 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)

本業務委託契約は、道路交通法等に規定する認知機能検査、臨時認知機能検査等(以下「高齢者講習等」という。)に係る委託業務である。高齢者講習等の適切かつ確実な実施のために、県内における指定自動車教習所 13 者とそれぞれ随意契約を締結している。当該高齢者講習等に関して、別途実施要領が定められている。なお、高齢者講習等に関する委託料の支払いについては別に契約する旨が委託契約書第 3 条にて定められている。

委託料の支払いについては、委任状により、委託先名称に記載の 13 者が、それぞれ(一社)石川県指定自動車教習所協会に「高齢者講習業務の委託料支払いに関する契約」の締結及び委託料の請求、受領その他契約の履行についての権限を委任しており、別途、県と同協会との間で委託契約を締結し

ている。これは、支払に係る事務処理の手續効率化を目的として、委託先 13 者に対する支払に関して同協会を一括窓口とするためである。

以上のとおり、1 つの事業で業務委託契約と委託料の支払いに関する契約の 2 つの契約書が締結されている。また、年度途中で高齢運転者の免許更新時の運転技能検査が義務化されることに伴い、講習内容が変更となり、新たな単価で業務委託契約と委託料の支払いに関する契約を締結しているが、1 つの事業であるため、まとめて検討を実施した。

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託禁止条項の記載(意見 N-2-1(総括意見 5))

本業務において、再委託はなされていないとのことであるが、契約書及び仕様書には、再委託を制限する旨の記載がないため、契約条項に再委託の制限を設けるべきである。

② 予定価格の積算資料の保存(意見 N-2-2)

積算における単価の根拠は、資料として保存する必要がある。

本契約における委託料は単価契約となっており、予定価格も、検査や講習の種別ごとに単価が設定されている。本契約においては、警察庁が積算している手数料の標準額を参考に単価を算出し、算出過程が分かる資料を添付の上、予定価格の決裁を受けているとのことであるが、最終的な単価がどのようにして算出されたかの過程がわかる資料が簿冊に保存されていなかった。積算過程に係る資料をもれなく保存することが望ましい。

3. 金沢東警察署機器設備等保守管理業務委託契約

(1) 委託契約の概要

担当部局部課	公安委員会 金沢東警察署
委託契約名称	金沢東警察署機器設備等保守管理業務委託
委託先名称	北陸総合ビル管理株式会社
委託契約の概要	機器設備等の保守管理
契約を委託した理由	庁舎の機器設備の保守に当たっては高度な専門知識が求められるため。
契約年月日	R4 年 4 月 1 日
契約期間	R4 年 4 月 1 日～R5 年 3 月 31 日
完了年月日	R5 年 3 月 31 日
同一先との連続契約期間	6 年以上(連続契約期間は長期間にわたるが、資料の保存期間が 5 年のため正確な年数は不明)
予定価格(税込)	非公表
予定価格の積算方法	前年度の契約実績を元に、建築保全業務労務単価や稼働日数等を積算して決定した。
契約金額(税込)	8,646,000 円(当初契約額) 8,118,000 円(変更後契約額)

令和4年度決算額(税込)	8,118,000 円
契約方法(業者数)	指名競争入札(5 者指名、5 者入札)
契約方法の選択理由	庁舎の機器設備の保守に当たっては高度な専門知識が求められ、委託案件の確実な履行を確保する必要があるため、一定の実績や技術力がある石川県入札参加有資格者名簿掲載業者から指名する指名競争入札とする。(施行令第 167 条第 1 号)
契約変更の有無	有
契約変更の理由	警察署の大規模改修工事に伴い立体駐車場を撤去したことにより、立体駐車場保守点検回数が減少したため(R4 年 8 月 29 日変更契約締結)
契約保証金	無
契約保証金免除の理由	県財規第 136 号第 3 号の規定に基づく免除
履行の実績確認方法	契約書第 8 条に従い、毎月、「委託事業執行結果報告書」の提出を受け、履行を確認している。
実績報告結果の検証実施の有無及び内容	有 毎月提出される「委託事業執行結果報告書」、添付された各種検査報告書や現場写真と仕様書を突き合わせて確認している。
事業の目的	庁舎の機器設備の維持管理
期待する効果	庁舎の機器設備の維持管理
効果指標の有無及び内容	無
再委託の有無	有
再委託条項の有無	有(委託契約書第 11 条により、再委託の禁止について定めている(事前に書面による承認を得ることを求めているが、書面に掲載すべき事項の明記はない。再委託先に対して、本契約で定める事項の遵守義務について明記している))
再委託の業務範囲	1 飲料水質検査業務 2 自動制御システム点検業務 3 立体駐車装置保守管理業務 4 自動ドア装置保守管理業務
再委託金額	不明
再委託先における業務実施状況の確認方法	「委託事業執行結果報告書」に添付されている「保守点検結果報告書」を基に確認している。
個人情報取扱条項の有無	有(委託契約書第 21 条により、別記「個人情報の保護に関する条項」の遵守について定めている)

暴力団排除条項の有無	有(委託契約書第 16 条により、暴力団等排除に係る契約解除について定めている)
------------	--

本業務は、金沢東警察署の機器設備等保守管理であり、複数の設備機器について、日常運転点検と法律で定められた定期点検の実施を委託している。本契約は、5 者による指名競争入札にて契約の相手方を特定しており、同一先との連続契約期間は 6 年以上となっている。

本業務では飲料水の水質検査、自動制御システム保守点検、立体駐車場保守点検、自動ドア装置保守点検業務について、水質検査が可能な業者及び各種機器を設置した業者に対して保守の再委託を行っている。担当所属としては、再委託している内容が、再委託して然るべきものに限定されており、委託料に占める再委託業務の割合が、予定価格の積算資料から考えて 20%程度とそれほど高くないことを把握したうえで、再委託申請の承諾を行っているとのことであった。

(2) 監査の結果及び意見

① 指名競争入札の際の指名(意見 N-3-1)

指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

本契約は 5 者による指名競争入札により行われており、同一契約先との継続契約期間が 6 年以上と長期間となっている。

指名競争入札については、指名の段階で業者の選別が行われるところ、当該選別は、恣意性が排除された上で、合理的な理由により行われる必要がある。また、指名業者の硬直化は簡単に談合が可能になること、参入障壁となり得ることなどから、入札手続の公正性と透明性を損なうなどの弊害が考えられるため、指名事業者以外に同種事業を実施する候補事業者がいない場合を除き、指名業者を硬直化させるべきではない。

本契約について、監査対象年度の契約に係る選定においては、指名業者のリストで、県の入札参加資格者名簿から等級、所在地(緊急対応可能エリアか)等で、19 事業者の候補者を選定して記載しているが、過去の入札辞退情報や直近の入札結果、各事業者の従業員数、設備機器運転監視に関する職員数や売上規模により、5 者に指名が行われている。県財規上は、指名競争入札の際には「なるべく 5 人以上の指名」(県財規第 127 条)と定められており、現在の指名数はこれを満たしているが、本業務について、指名業者の選別に関する具体的な内部の基準が予め定められていることはない、とのことである。

また、本契約においては、入札順位が最下位となった業者を翌年度の指名から外すことで、一部、候補事業者の入れ替えを行っていたが、同一契約先との継続契約期間が 6 年以上と長期間にわたっていることに鑑み、当該対応が、指名の公平性・合理性の確保の面から十分であるか検討する余地があると考えられる。

同種の事業を実施していると考えられる事業者が複数存在している場合、5 者という県財規で定める指名者数に固執することなく、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。

第六. 最後に

今回の委託契約の事務に関する監査を実施して、事業の経済性や有効性、委託を行うことによる効率性は予算編成時に検討され、契約締結や支出等の事務に際しては、県財規等で明文化されている事項が遵守されている印象を受けました。ただ、県財規等に詳細な定めがないものについては、自部局の過去事例の確認、他部局へ参考事例の問い合わせを行うなど情報収集した上で対応しており、担当所属や担当者によってばらつきがある印象を受けました。適切な条項が記載された契約書の作成やプロポーザル対応、関連する規則等がスムーズに閲覧できるなど、契約担当者の業務が効率化されるよう、県として対応を検討することが有用ではないかと考えています。

また、過去から継続している契約に関しては、過去の契約関係資料や「会計事務の手引」の早見表を参考に契約を締結して、地自法や県財規等の記載趣旨が十分に理解されていないように感じる場合があります(指名先が少ない場合に 5 者指名できないことから一般競争入札を行う。指名業者の選定において公平性に十分配慮したことが分かるような検討過程が整理されていない。毎年契約変更がなされ、変更後の契約額が少額随意契約とできる基準額を超えているにも関わらず、少額随意契約で契約先を選定している、など)。

その他、予定価格の積算根拠が適切ではないもの、1 者随意契約など競争性が低い契約において実績と見積書との比較による契約額の妥当性の検証が十分になされていないもの、一般競争入札で 1 者応札が継続しているものについて、背景の聞き取り等が行われていないものなどが発見されました。

同ような状況となっている契約が他にも存在すると考えられるため、監査対象となっていない契約についても本報告書の意見や指摘に該当する状況がないか確認して頂きたいと思っています。

今回の監査対象は委託契約という全ての部局に関連する内容であったことから、多数の部局の方々に監査対応をして頂きました。令和 6 年能登半島地震の発生により、県庁の業務が一変し、日常業務に割かれる時間が減少した中でも、監査報告書の内容確認や追加の質問等に対応して頂き、誠にありがとうございました。皆様のご協力のおかげで報告書の提出が可能となりましたこと、心からお礼申し上げます。

私の実家は志賀町で、生まれ育った町の至る所に亀裂が入り、愕然としましたが、被災者でありながら窓口対応する被災自治体の職員、対口支援で被災地入りして下さっている他県・他市町自治体職員、自衛隊、県庁・県内市町職員を初めとする多くの方々からのご支援のありがたさを強く感じました。ここで、支援して下さいましたすべての方々へ感謝申し上げます。

最後に、令和 6 年能登半島地震とその関連する事象により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災されたすべての方々へ心よりお見舞い申し上げます。

令和6年3月発行

石川県包括外部監査報告書

発行 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課 電話番号 076(225)1246

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

石川県監査委員事務局 電話番号 076(225)1863

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

紙にリサイクル可